

第八次

土佐清水市総合振興計画

みんなでつくる

愛と自然に満ちた

活力あるまち



令和8年3月
土佐清水市

土佐清水市民憲章

わたくしたちは、ふるさと土佐清水市が好きです。黒潮が岸をあらい、あおい海としたたるみどり、そぼくな人情がそのままにあります。

わたくしたちは、愛と自然にみちた活力あるまちづくりをめざし、さらにひらけゆく土佐清水市をきづくために、この市民憲章をさだめます。

- 1 この海は わしらの海です みんなで守りましょう
- 1 未来をになうこどもです みんなで育てましょう
- 1 働くことは日々のよろこびです みんなで励みましょう
- 1 豊かな文化は市民のねがいです みんなで高めましょう
- 1 かけがえのないいのちです みんなで大切にしましょう

第八次土佐清水市総合振興計画策定に当たって

昭和29年に土佐清水市が誕生し、本年で72年目を迎えます。

この間、本市はそれぞれの時代の潮流に対応しながら、地域の歴史を継承するまちづくりを進めてきました。

しかしながら、本市を取り巻く環境は大きく変化し続けており、人口減少・少子高齢化の進行、南海トラフ地震からの市民の安全・安心の確保、経済情勢の変化による物価高騰といった課題に直面しています。こうした本市の課題に対して、昭和43年以来、市民の皆様と行政が一体となって取り組むまちづくりの指針として総合振興計画を策定してきました。

平成28年に策定した第七次土佐清水市総合振興計画では、目指すべき将来像として「みんなでつくる愛と自然に満ちた活力あるまち」を掲げ、行政と市民の皆様が一体となって協働し、まちづくりを推進してきました。

今回策定した第八次土佐清水市総合振興計画と第3期土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、総合振興計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略という2つのまちづくりの指針を一体化し、より実効性を高めたものとなっています。

新たな計画においては、「土佐清水市みんなでまちづくり条例」のもと、これまで掲げてきた将来像を継承しながら、人口減少・少子高齢化への対策や持続可能な施策の展開により、市民の皆様と一緒に、魅力ある土佐清水市を築いていけるよう努力してまいります。

最後に、この計画の策定に際し、多くの市民の皆様や総合振興計画等検討会議の皆様をはじめ、市内の中学校及び高等学校の皆様といった方々にお力添えをいただき、計画を作り上げることができたことに心から感謝申し上げますとともに、今後とも引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



令和8年3月 土佐清水市長 橋本 敏男

目次

序論.....	1
第1章 計画策定に当たって.....	2
第1節 計画策定の趣旨.....	2
第2節 計画の性格と役割.....	2
第3節 計画の位置づけ・構成.....	2
第4節 計画の期間.....	3
第2章 本市を取り巻く状況.....	4
第1節 基礎データ.....	4
第2節 市民の意識.....	13
第3節 社会的潮流.....	18
基本構想.....	21
第1章 基本理念.....	22
第2章 目指すべき将来像.....	23
第3章 人口ビジョン.....	24
1 これまでの人口展望.....	24
2 人口展望の前提.....	25
3 推計結果(数値目標).....	26
4 関連指標の推計.....	29
第4章 まちづくりの方向性.....	31
基本目標1 産業振興による活力あるまちづくり.....	31
基本目標2 人にやさしいまちづくり.....	31
基本目標3 豊かなところとからだを育むまちづくり.....	32
基本目標4 安全・安心で未来へつなぐまちづくり.....	32
基本目標5 快適で暮らしやすいまちづくり.....	32
基本目標6 協働による持続可能なまちづくり.....	33
第5章 施策推進の背景.....	33
1 人口減少を考慮した取組.....	33
2 SDGsの推進.....	34
3 DXの推進.....	35
4 市民のための行政運営.....	35
5 持続的な財政運営.....	35
6 広域行政の推進.....	36
基本計画.....	37
第1章 施策体系.....	38
1 施策体系.....	38
2 国の動向との整合.....	39

第2章 施策の推進	41
基本目標1 産業振興による活力あるまちづくり	41
基本目標2 人にやさしいまちづくり	45
基本目標3 豊かなところとからだを育むまちづくり	48
基本目標4 安全・安心で未来へつなぐまちづくり	49
基本目標5 快適で暮らしやすいまちづくり	51
基本目標6 協働による持続可能なまちづくり	53
附属資料	55
1 土佐清水市みんなでまちづくり条例	56
2 土佐清水市総合振興計画等検討会議設置要綱	60
3 土佐清水市総合振興計画等検討会議委員名簿	61
4 土佐清水市総合振興計画等策定委員会設置規定	62
5 第八次土佐清水市総合振興計画策定の経過	63
6 人口に関するデータ	64
7 市民意識アンケート調査結果(一般市民)	74
8 市民意識アンケート調査結果(中学生・高校生)	91



序論

第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

本市では、総合振興計画をまちづくりの最上位計画として、各施策分野の方向性を定めるとともに、各種取組を総合的に進捗管理しています。これまで、平成28年度から令和7年度までを期間とした「第七次土佐清水市総合振興計画」のもと、各種施策を推進してきました。

10年間の計画期間の中で、本市を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化の進行、新型コロナウイルスによる影響、経済情勢の変化による物価高騰、気候変動の影響による黒潮の大蛇行など、目まぐるしく変化しています。特に、本市に大きな被害をもたらすと予測される南海トラフ地震に対し、施設の耐震化や高台移転等の地震・津波対策に取り組んできました。

様々な状況の変化の中、今後も本市を住みよく持続的なまちにしていけるために、市民と行政が協働で、地域資源を生かし、安全・安心で活力あるまちづくりを推進していく必要があります。この計画は、そうした視点のもとで、これまでのまちづくりを継承しながら発展させるため、新たな10年間の施策・事業を明らかにするために「第八次土佐清水市総合振興計画」を策定するものです。

また、これまで総合振興計画とは別に策定していた「第2期土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、効率的な施策推進のために総合振興計画へ一本化しました。

第2節 計画の性格と役割

総合振興計画は、本市の将来像と基本目標の実現に向けて、様々な分野の施策等の方向性を定めるもので、行政運営の指針となるものです。また、市民、団体、民間企業、議会、行政等が、一体となってまちづくりを実施していくための、共通の指針となるものです。

第3節 計画の位置づけ・構成

本計画は、これまでの総合振興計画と同様に、まちづくりの最上位計画として、本市の施策の中長期的なビジョンを示すものとします。基本構想(長期的なビジョン)、基本計画(施策分野ごとのビジョン)、実施計画(個別の施策の実施方針)の3層で構成します。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、総合振興計画の実施計画と位置づけ、毎年度進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行います。

第4節 計画の期間

■基本構想・基本計画

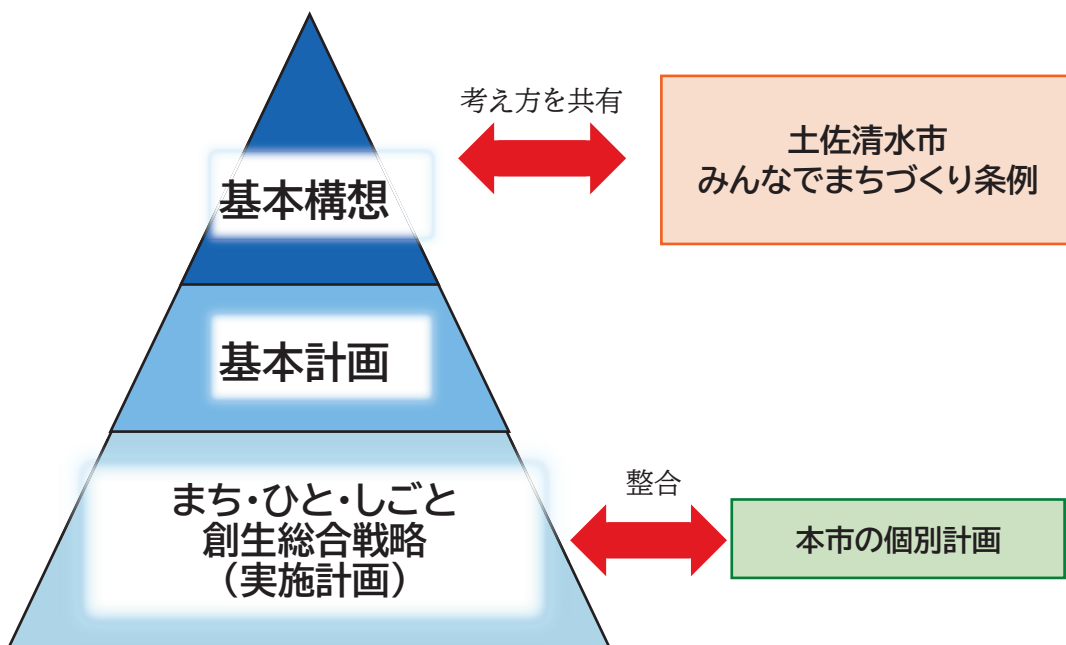
令和8年度から令和17年度までの10年間を、基本構想・基本計画の期間とします。

また、基本構想は、本市の市政運営の基本理念や協働のあり方を定めた「土佐清水市みんなでまちづくり条例」の考え方のもとに策定しています。

■まち・ひと・しごと創生総合戦略(実施計画)

令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間としますが、毎年度進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行います。また、策定に当たっては、本市の各施策分野と齟齬のないよう、個別計画と整合をとっています。

第八次土佐清水市総合振興計画のイメージ



第八次総合振興計画	
◇基本構想	令和8年度～令和17年度(10年間)
◇基本計画	
◇まち・ひと・しごと創生総合戦略(実施計画)	前期:令和8年度～令和12年度(毎年度見直し) 後期:令和13年度～令和17年度(毎年度見直し)

第2章 本市を取り巻く状況

第1節 基礎データ

(1)沿革

本市は、昭和 29 年に清水町、下ノ加江町、三崎町、下川口町の合併によって誕生しました。四国の西南端の東経 132 度 57 分、北緯 32 度 46 分に位置しており、市域は東西に 24.6km、南北に 24.0km の長さを有し、市域の面積は 265.42km²(令和7年7月1日)となっています。市域の北部は四万十市、三原村に接し、西部は宿毛市、大月町と接しており、南部と東部は太平洋に面しています。

令和6年の年平均気温は、19.7℃、年間日照時間2341.3hと温暖な気候ですが、台風や南からの湿った空気の影響で年間降水量は2834.5mmと全国的にも大きな数字となっています。

また、本市は日本で最初に黒潮が接岸する地でもあり、黒潮によってあらわれた断崖、海岸線の雄大な景観は、日本列島が形成されたときの痕跡を今に残すものでもあります。

そのため足摺地域が昭和 30 年に足摺国定公園に指定され、昭和 45 年には竜串が愛媛県の宇和海とともに日本初の海中公園地区として指定されたほか、昭和 47 年には日本で 26 番目の国立公園となりました。

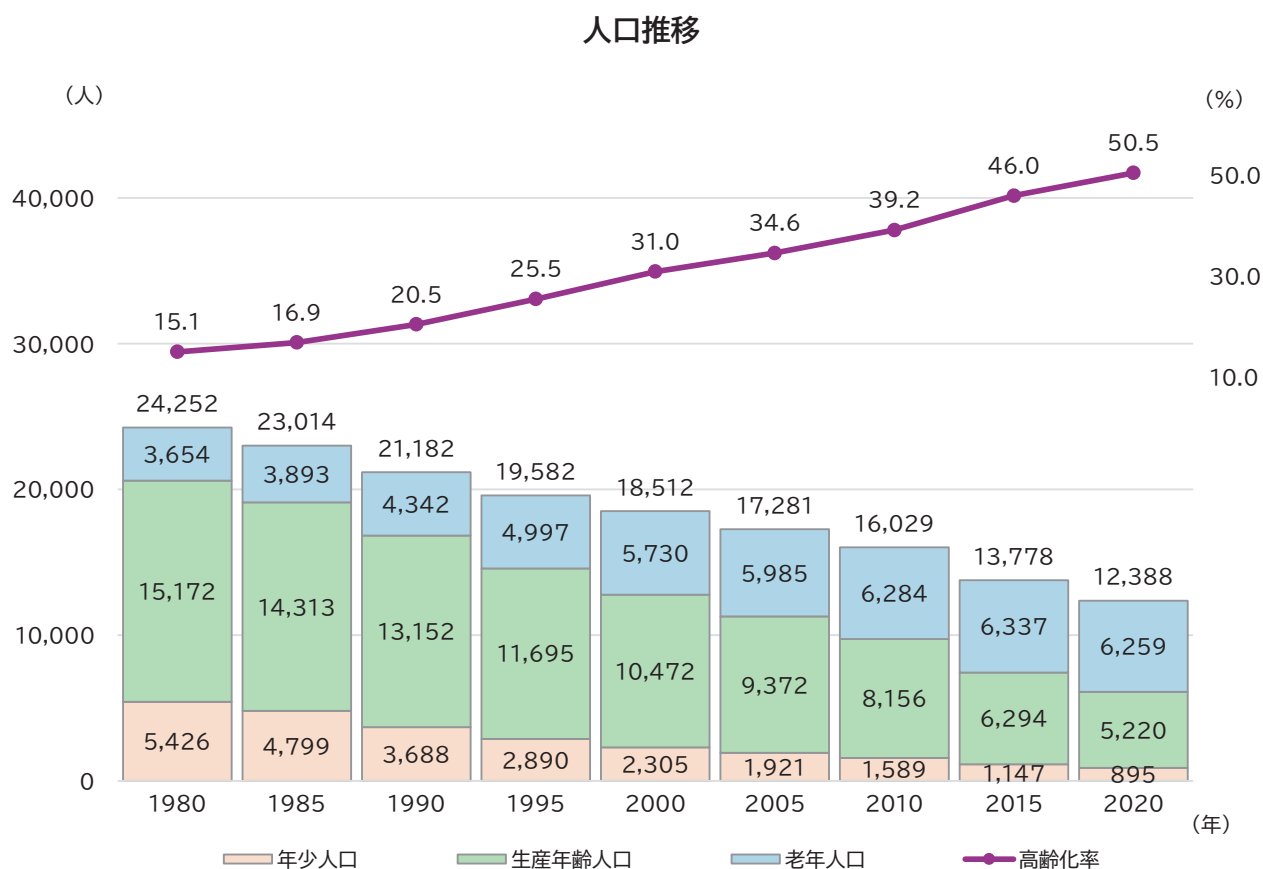
こうした地質学的な価値や、黒潮由来の文化や産業の歴史が認められ、令和3年度に土佐清水ジオパークが日本ジオパークとして認定を受けることができました。

(2)人口

①総人口・年齢3区分

本市の総人口は一貫して減少傾向にあり、1995年(平成7年)に20,000人を割り込んでいます。2020年(令和2年)には12,388人となっています。

高齢化率は一貫して増加傾向にあり、2000年(平成12年)に30%を超えています。2020年(令和2年)には高齢者が人口の半数を超え、高齢化率が50.5%となっています。

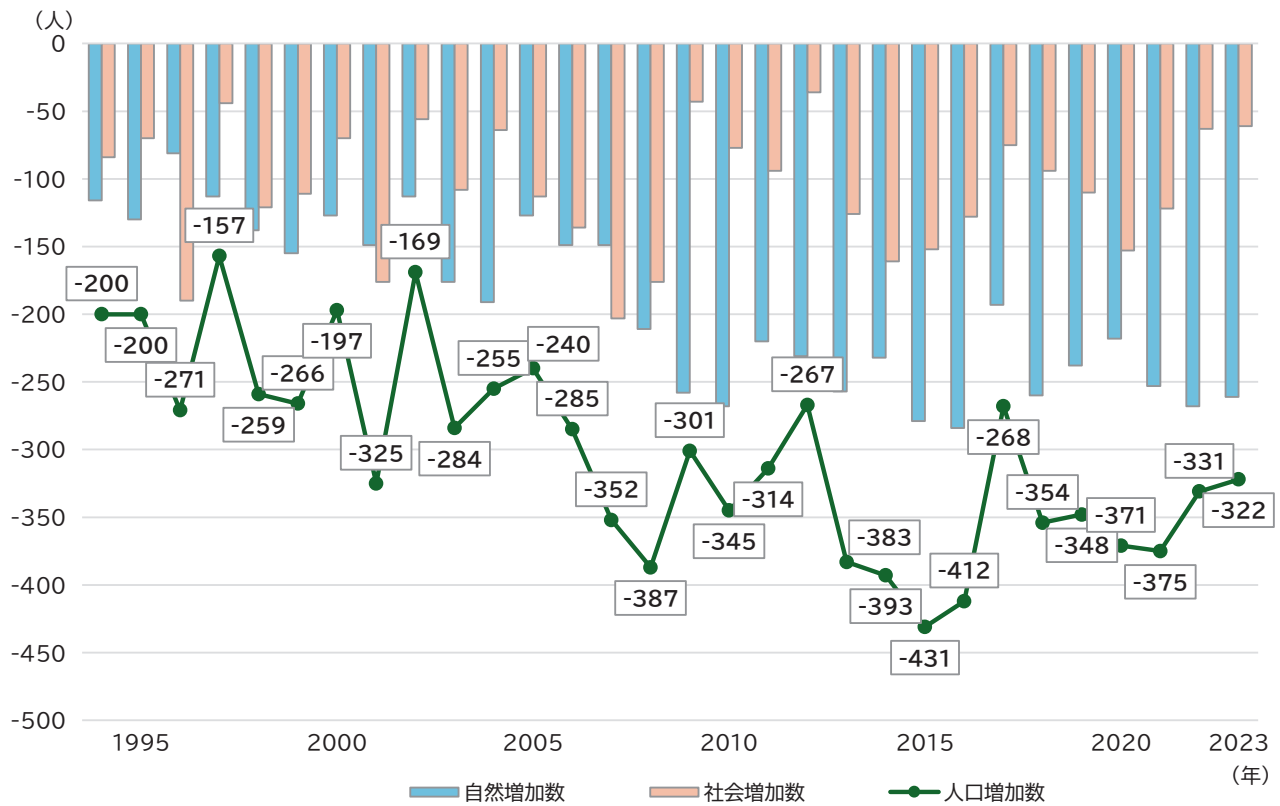


出典：総務省統計局「国勢調査」

②人口増減

本市では、2008年(平成20年)頃から自然減が毎年200人を超えるようになり、人口減少に拍車をかけるようになっていきます。社会減もマイナスが継続しているものの、近年人口減少に大きな影響を与えているのは、自然減となっています。

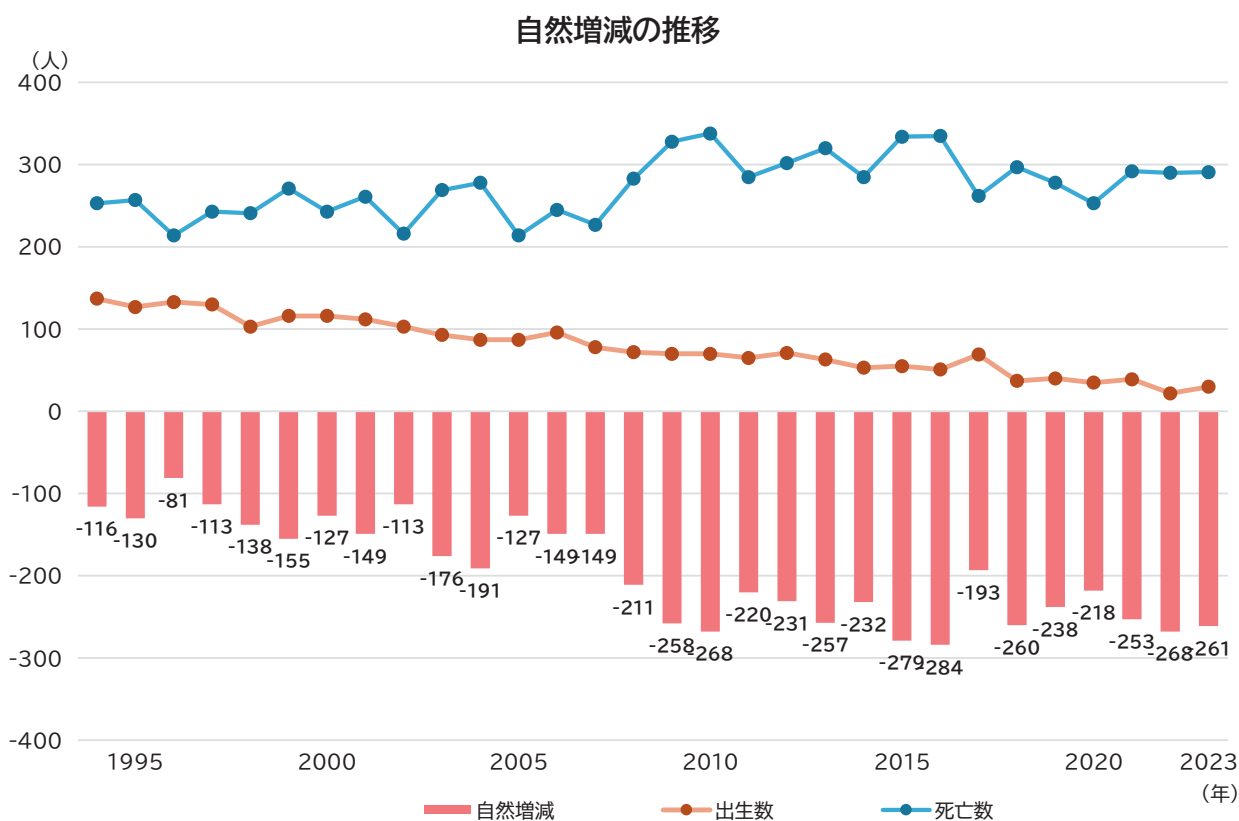
人口増減の推移



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

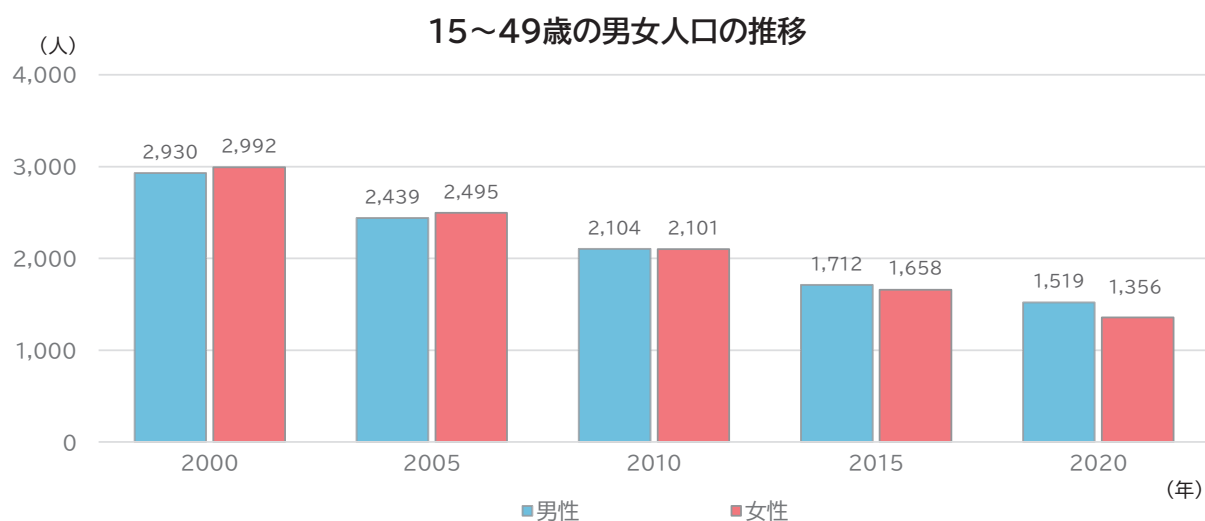
③自然増減

本市の人口の自然増減は、長期的な出生数の減少により、一貫して減少傾向にあり、またその減少数は拡大傾向にあります。



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

出生数の減少の要因として、15～49歳の若年層の男女人口の長期的な減少傾向があり、2020年(令和2年)には男女とも2000年(平成12年)のおよそ半数ほどの水準となっています。

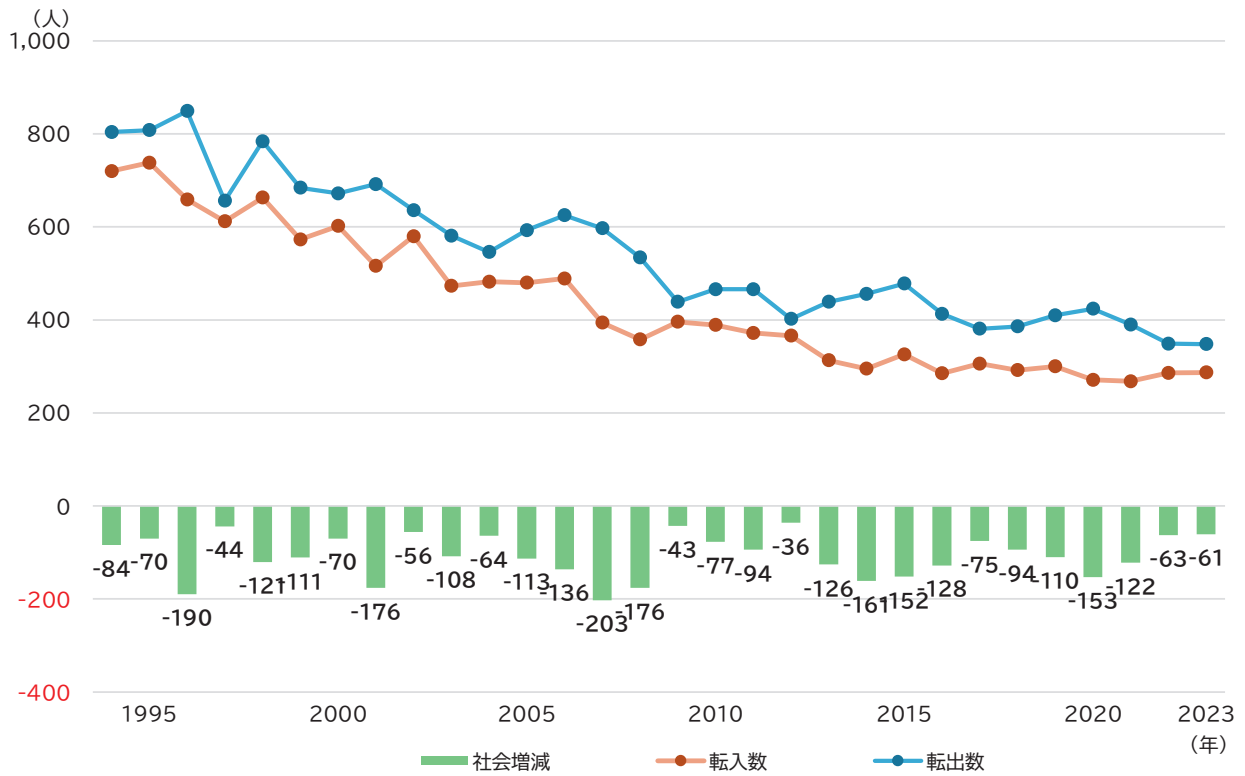


出典：総務省統計局「国勢調査」

④社会増減

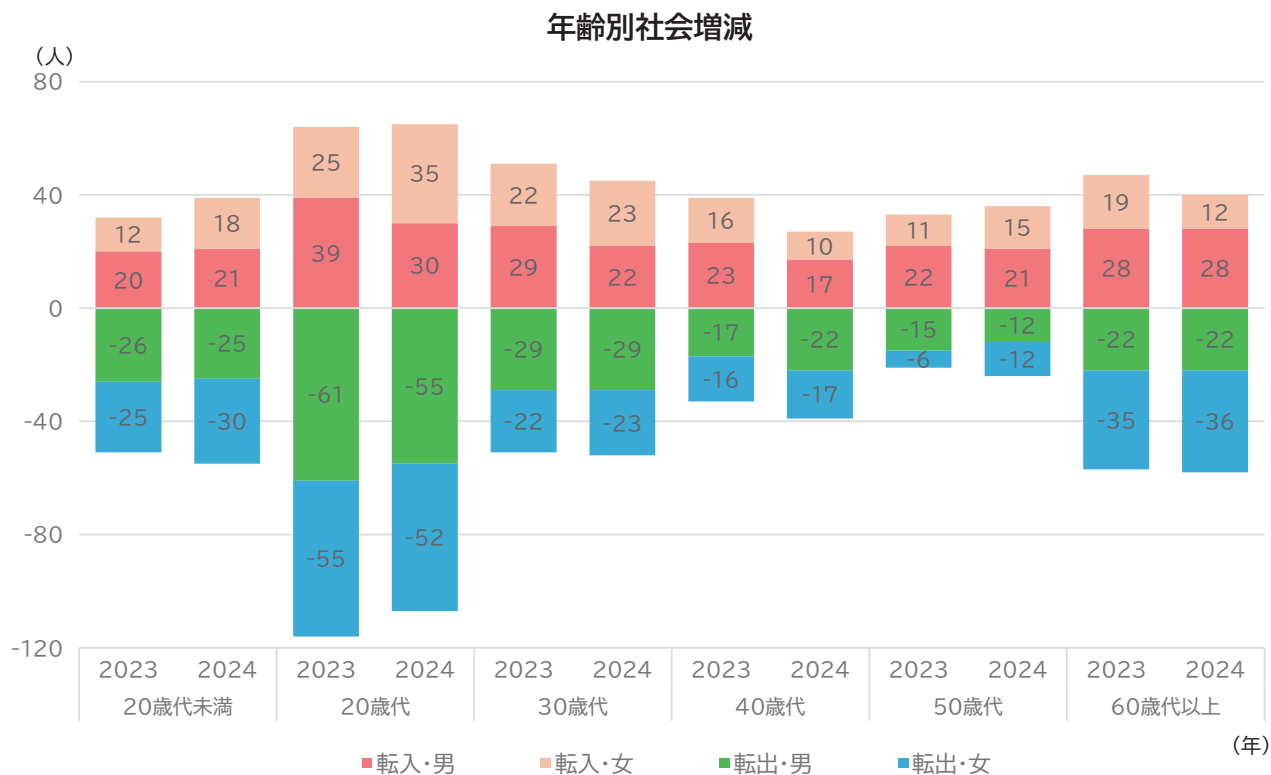
本市の人口の社会増減は、一貫して転出者が転入者を上回っています。転入数・転出数ともに2013年(平成25年)ごろまで減少傾向にありましたが、2014年(平成26年)以降、転入者は毎年300人前後で推移しています。

社会増減の推移



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

本市の2023年(令和5年)及び2024年(令和6年)の社会増減を年齢別にみると、進学や就職による20歳代の社会減が最も多い傾向にあります。

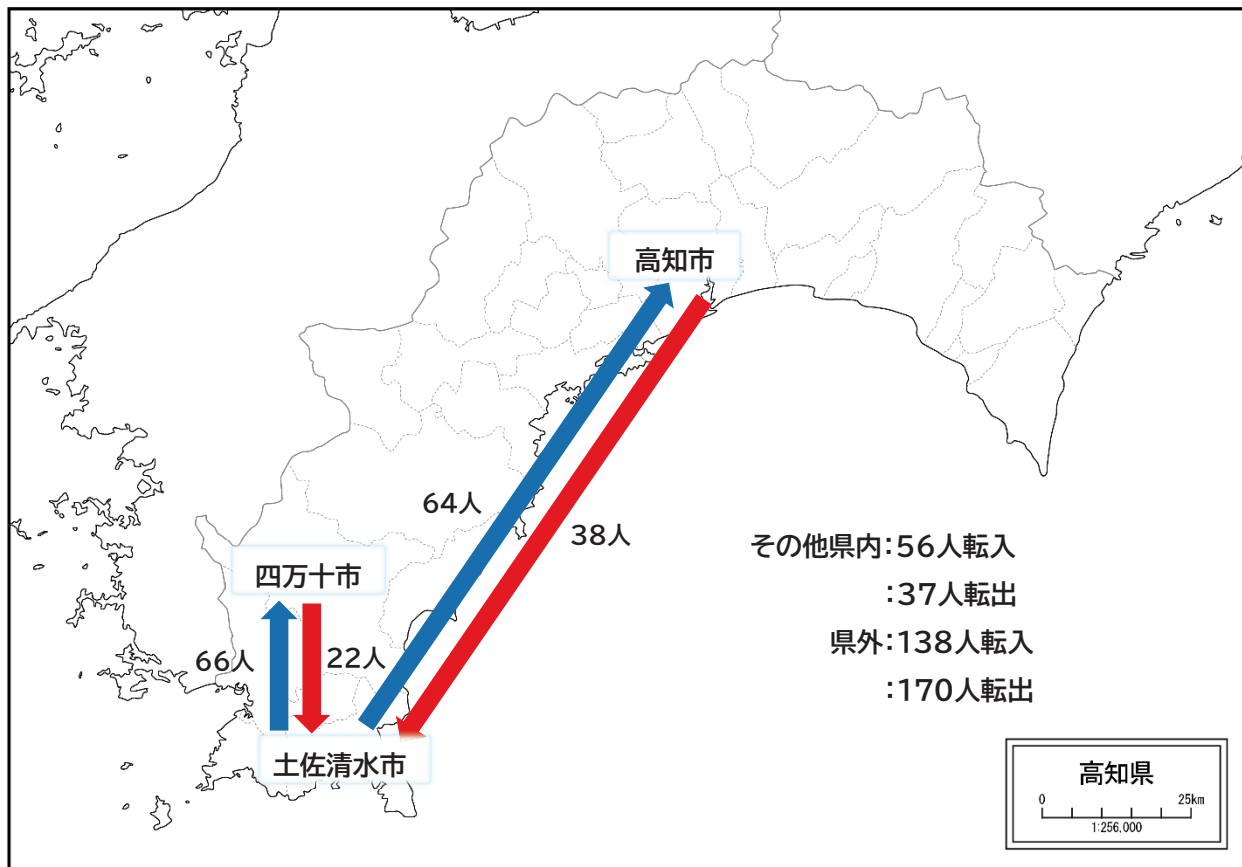


※国際移動や年齢不詳者は除外しているため、前ページの社会増減とは一致しません。

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

本市の2024年(令和6年)の社会移動をみると、高知市・四万十市との間で移動が起こっており、いずれも転出超過となっています。また、県外との移動も、転出超過となっています。

2024年(令和6年)の社会移動



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

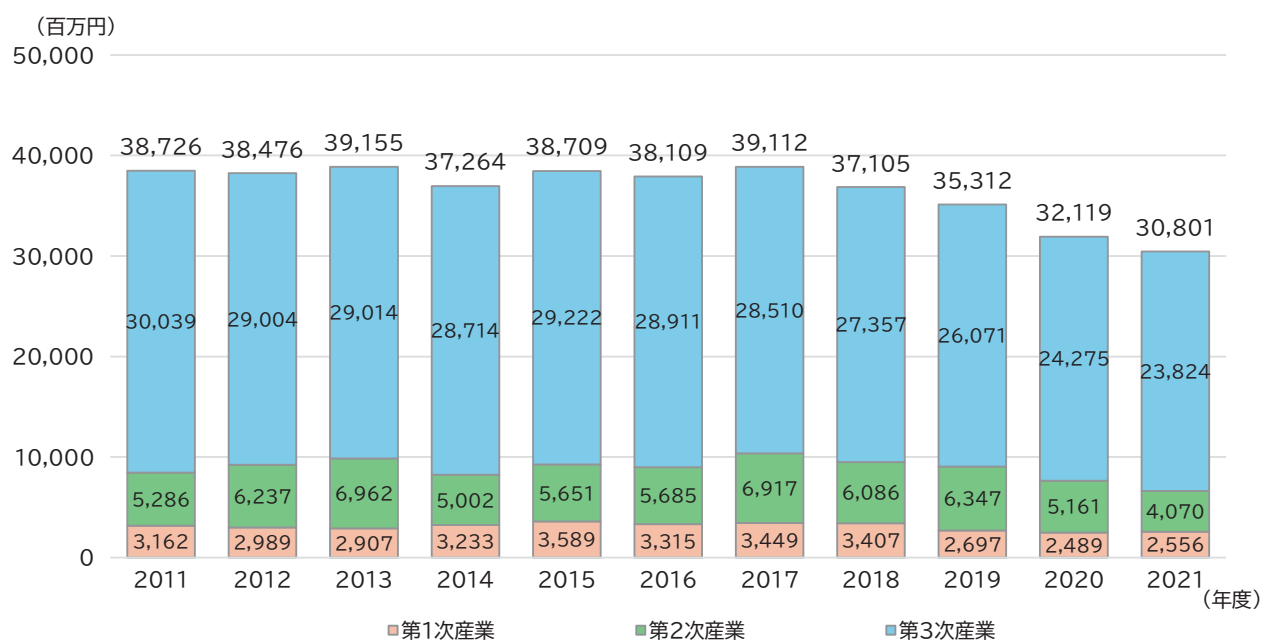
(3)産業

①市内総生産

本市の市内総生産額は、2017年度(平成29年度)までは400億円弱で推移していましたが、2018年度(平成30年度)以降、減少傾向にあります。2021年度(令和3年度)には約308億円となっています。

産業分類別にみると、全体的に継続的な減少傾向になっており、第1次産業は2019年度(令和元年度)、第2次産業は2020年度(令和2年度)、第3次産業は2018年度(平成30年度)から減少傾向となっています。新型コロナウイルス感染症の流行以前から減少傾向に入っている産業もあり、人の流れだけが要因とは言えず、担い手不足による産業縮小の影響も大きいと考えられます。

産業別市内総生産額の推移



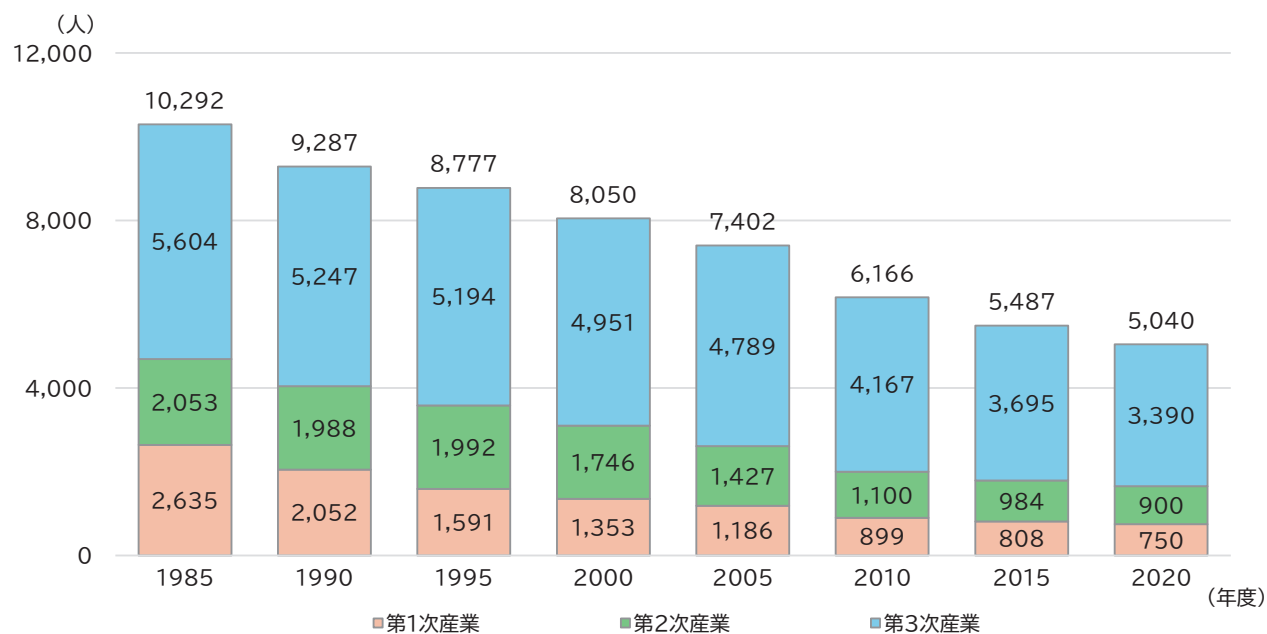
出典：高知県「市町村経済統計」

②産業別人口

2020年(令和2年)の産業別就業人口をみると、第3次産業が3,390人と最も高く、次いで第2次産業が900人、第1次産業が750人となっています。

いずれの産業人口も減少傾向にあり、特に第1次産業は1985年(昭和60年)と比較すると、2020年(令和2年)までに約7割減少していることになります。

産業別就業人口の推移



出典：「国勢調査」

第2節 市民の意識

計画の策定に当たって、市民の意見を幅広く聞き、計画に反映するために、令和7年に土佐清水市に住所を有する19歳以上の男女1,500人に対してアンケート調査を実施し、484人から回答をいただきました(回収率32.3%)。

また、本市の中高生に対してもアンケート調査を実施しており、中学生から157票、高校生から144票の回答をいただきました。

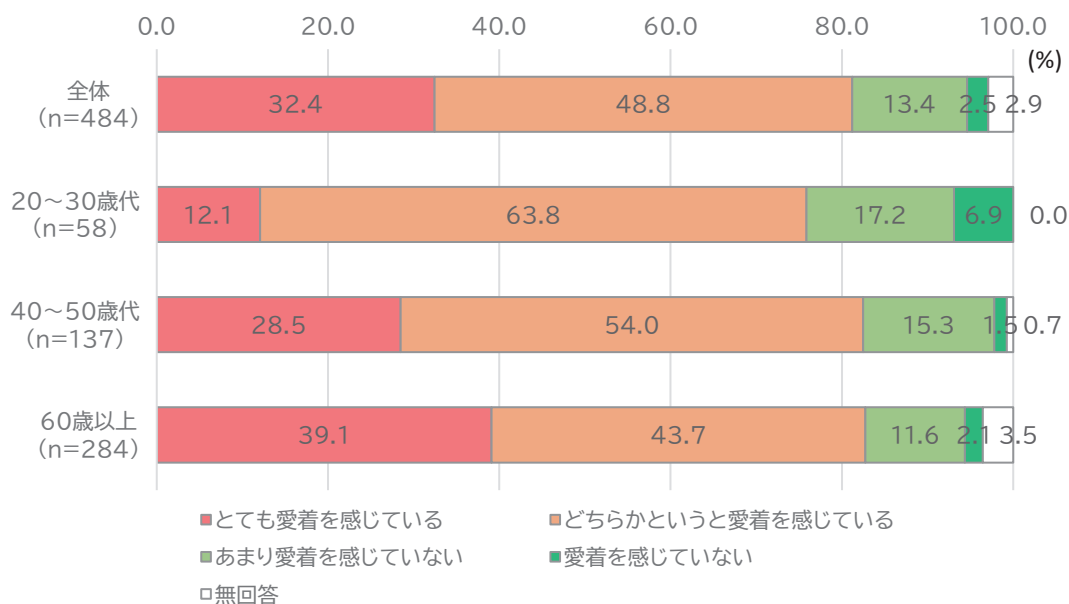
主だった結果は、以下のとおりです。

(1)市への愛着

①市民(19歳以上)

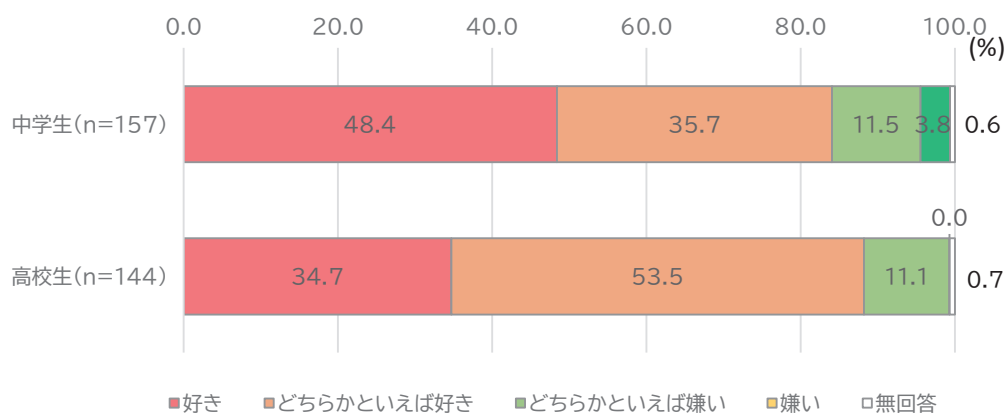
市民(19歳以上)に対して、本市に「自分のまち」としての愛着をどの程度感じているかをお聞きしたところ、「どちらかというとな愛着を感じている」が48.8%で最も多くなっており、次いで「とても愛着を感じている」(32.4%)となっています。なお、愛着を感じている割合(「とても愛着を感じている」「どちらかというとな愛着を感じている」の合計)は81.2%となり、大部分の方が愛着を感じている結果となっています。

年齢別にみると、愛着を感じている割合は「40～50歳代」と「60歳以上」であまり変わりませんが、「60歳以上」のほうがより「とても愛着を感じている」が高くなっています。「20～30歳代」は40歳以上と比較すると、愛着を感じている割合は低くなっていますが、それでも75.9%となっています。



②中高校生

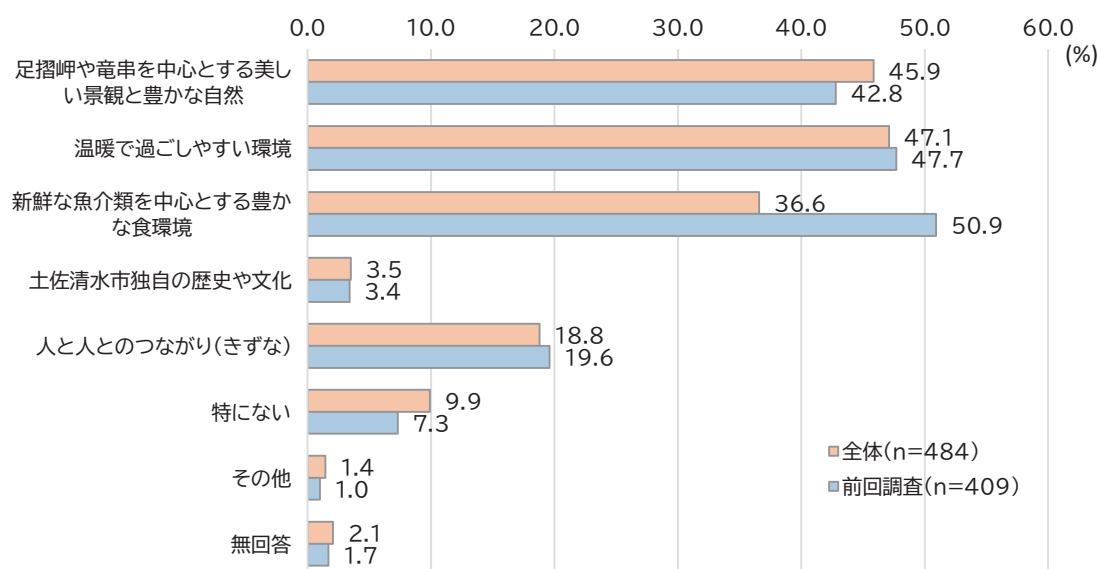
中高校生に、本市が好きかをお聞きしたところ、中学生の好意的な回答割合(「好き」「どちらかといえば好き」の合計)は84.1%、高校生は88.2%となっており、大部分が本市に好意的な思いを持っている結果となっています。また、高校生のほうが中学生よりも「好き」の割合は低くなっています。



(2)市で誇りとするもの

本市で誇りと思うものを2つ以内で選んでいただいたところ、「温暖で過ごしやすい環境」が47.1%と最も高く、次に「足摺岬や竜串を中心とする美しい景観と豊かな自然」(45.9%)、「新鮮な魚介類を中心とする豊かな食環境」(36.6%)の順となっています。

前回調査と比較すると、「新鮮な魚介類を中心とする豊かな食環境」が大幅に減少しています。第1次産業の担い手の減少や、黒潮の大蛇行による不漁等から、食環境に誇りを持つ割合が減少していると考えられます。



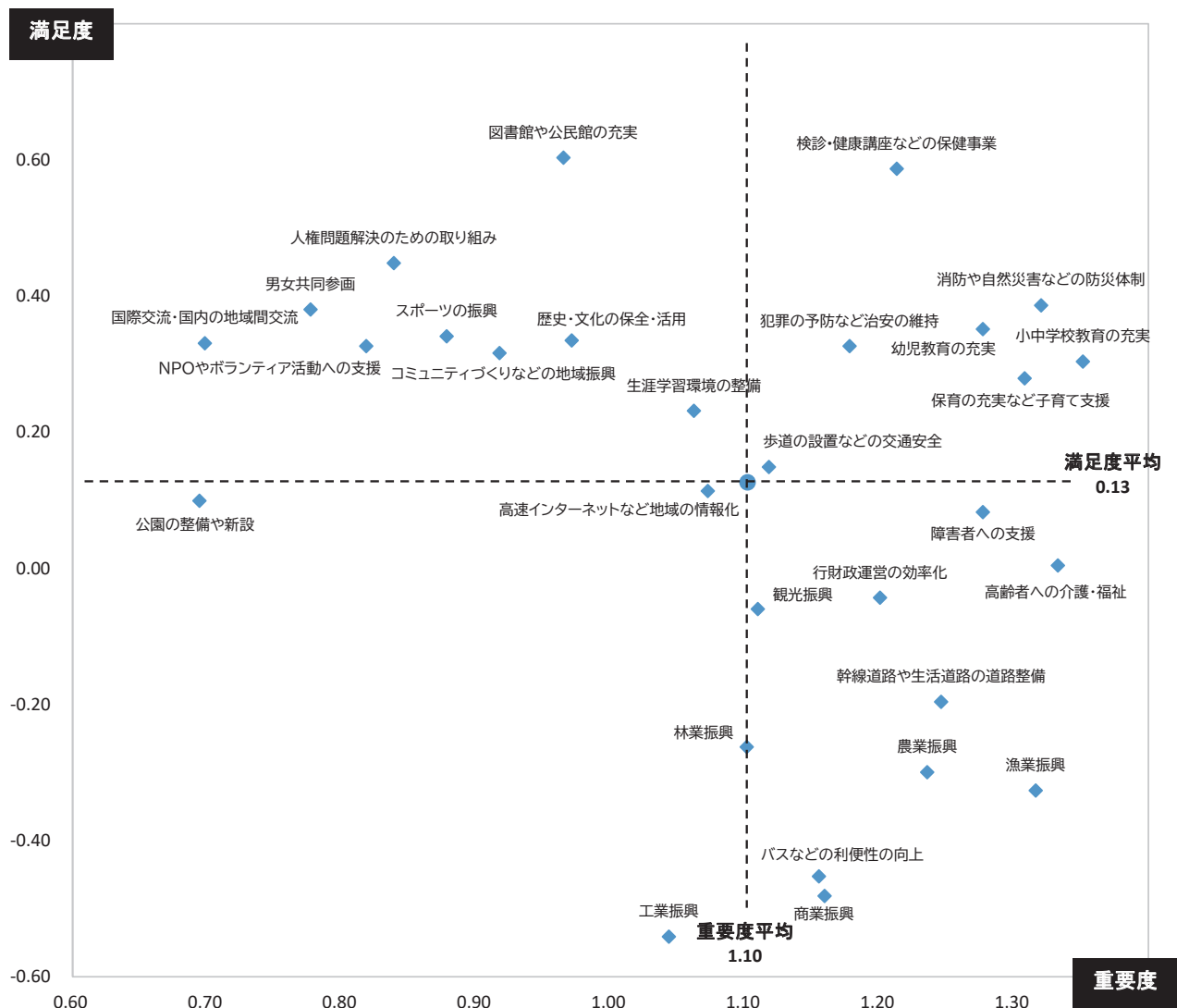
(3) 施策の満足度・重要度

まちづくりに関する 31 の項目に対して、現状に対する満足度と施策の重要度についてお聞きしました。満足度は、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」の4段階で選択していただき、重要度は「重要」「やや重要」「やや重要でない」「重要でない」の4段階で選択していただきました。なお、これらの回答を基に、重み付けによる評価点を算出し、CS分析を行いました。

点数について

満足(重要): 2点	やや満足(やや重要): 1点
やや不満(やや重要でない): -1点	不満(重要でない): -2点

として、各選択肢の点数を、それを回答した人数で乗じ、その合計を回答者総数(無回答者を除く)で除したものを各施策の得点としている。



★グラフの見方

重要度は平均より低く 満足度は平均より高い 【維持分野】	重要度が平均より高く 満足度も平均より高い 【重点維持分野】
重要度は平均より低く 満足度も平均より低い 【改善分野】	重要度は平均より高く 満足度は平均より低い 【重要改善分野】

★重要改善分野に該当したもの

産業	農業振興
	林業振興
	漁業振興
	観光振興
	商業振興
福祉	高齢者への介護・福祉
	障がい者への支援
まちづくり	幹線道路や生活道路の道路整備
	バスなどの利便性の向上
行財政	行財政運営の効率化

産業については、工業振興以外すべてが重要改善分野に該当しています。産業についての市民の危機感が高いと考えられます。

福祉については、高齢者福祉や障がい者福祉が重要改善分野に該当しています。福祉の担い手の減少によりサービスの減少がみられ、市民が不安視していると考えられます。

まちづくりについては、道路整備やバスの利便性向上が重要改善分野に該当しています。移動に関する市民の不安の高まりと考えられます。

行財政運営の効率化も重要改善分野に該当しており、施策を推進するための市役所の体制に課題を感じる市民が多いと考えられます。

■アンケートからみられる傾向と対応

いずれの年代の市民も、本市に愛着を持っている割合が高く、様々な課題はあっても土佐清水という地域を大切に思っていることがわかります。

しかしながら、特に産業についての不安が高く、施策の満足度・重要度において、すべての産業が重要改善分野と判定されました。本市の誇りと思うものとして「新鮮な魚介類を中心とする豊かな食環境」の割合が、前回調査よりも低下していることから、市民の本市の産業への思いの一端が読み取れます。

また、施策の満足度・重要度では、福祉や交通利便も重要改善分野と判定されており、高齢化が国の30年以上先を行く本市ゆえのものと考えられます。

今後も本市で安心して住み続けられるように、重要改善分野への対応を重視しながら、土佐清水を大切に思う市民との協働のもとで、まちづくりを進めていく必要があります。

第3節 社会的潮流

(1)人口減少・少子高齢化の進行

わが国の総人口は長期にわたる本格的な減少局面に突入しており、社人研推計によれば2040年(令和22年)頃まで高齢者は増加するものと推計されています。今後、人口減少と少子高齢化が進むことにより、経済・社会活動の縮小や停滞とともに、医療・介護・福祉サービスの人材不足、社会保障費負担の増大、空き家の増加、地域コミュニティの衰退等、様々な場面でその影響が顕在化していくことが懸念されています。

本市は、国を30年以上先行する高齢化が進行しており、すでに人口の半数以上が高齢者という状況にあります。出生率の向上や移住促進を通じて、人口構成を少しでも年代間の偏りのないものにしていく必要があります。

(2)安全・安心の重要性の高まり

近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震や、気候変動等の影響で激甚化がみられる台風・集中豪雨などの風水害を受け、防災・減災対策の重要性が高まっています。また、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、市民の日常生活から地域経済まで様々な分野に深刻な影響をもたらしました。

こうしたリスクから市民の生命、財産を守るために、本市は、市民・地域・行政が相互に連携して、日頃から備えておくことが求められています。

(3)持続可能なまちづくり

地球温暖化や海洋プラスチック問題が表面化する中、世界的に環境保全・気候変動への対策強化に対する意識が高まっています。2015年(平成27年)の国連サミットにおいて、2030年(令和12年)までの長期的な開発指針として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17のゴールと169のターゲットから構成される「SDGs(持続可能な開発目標)」が定められました。また、日本を含む多くの国が2050年(令和32年)までに温室効果ガスの排出を全体として実質的にゼロにする「カーボンニュートラル」を宣言しています。

本市においては、再生可能エネルギーの利用、省エネ推進、ごみの発生抑制及び再利用の促進等による環境負荷軽減に向けた取組を、市民や多様な関係者と協力して進める必要があります。

(4)ICT の活用

ICTの飛躍的な発達とスマートフォン等の情報通信機器の普及は、日常的な意思伝達だけでなく、物流、医療・福祉、教育等、あらゆる分野で従来の仕組みに大きな変化をもたらしています。国はAI(人工知能)など先端技術の活用により、経済発展と社会問題の解決の促進を図る AI 戦略の検討を進めています。

本市においても、情報セキュリティの確保を図りながら、行政運営のさらなる効率化と市民生活の利便性向上に向け、ICTを活用していくことが求められています。

(5)グローバル化の進展

ICTの発達や物流システムの発展等により、海外の成長市場への販路拡大、インバウンド消費の取り込み、外国人労働者の受入れなどの経済面に加え、留学や文化交流など教育・文化面においても国際間の流れが活発化しています。

このような状況に対応するために、本市は第1次産業をはじめとした持続ある産業の発展やインバウンド観光の推進等に取り組んでいく必要があります。

(6)価値観・ライフスタイルの多様化

人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、固定的な性別役割分担意識の解消、どのような背景があっても共生していける社会づくりなど、一人ひとりの価値観や個性を尊重する意識が高まっています。性別、年代、居住地区、国籍、障がいの有無等、一人ひとりの持つ属性が、不合理な社会的疎外・人権侵害につながらないよう、本市は啓発活動に取り組んでいく必要があります。



基本構想

第1章 基本理念

本市には市政運営について定めた「土佐清水市みんなでまちづくり条例」があり、本計画の基本理念は同条例と共通のものを掲げます。また、本計画に定める施策は、同条例の考え方のもとで進めるものとします。

■「土佐清水市みんなでまちづくり条例」第5条より抜粋

(めざすまちの姿)

第5条 市民、市議会及び市は、次の各号に掲げるまちを実現するよう努めます。

- (1) 互いの役割と責任のもと、協働によってともにつくるまち
- (2) みんながまちづくりや市政に参画できるまち
- (3) 次世代を担う子どもたちが夢と希望を抱き、すこやかに成長できるまち
- (4) 地域、歴史、文化、産業に誇りを持ち、これらを守り発展させながら将来へ継承していくまち
- (5) 命を大切にし、あらゆる差別を許さない、人権・平和を守るやさしいまち
- (6) 自助、互助、共助、公助により、みんなが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられるまち
- (7) 地域の財産である自然を大切にし、自然と調和したまち

また本計画は、国際社会全体の普遍的目標であるSDGsの考え方を含むもので、SDGsの持つ施策横断的な視点を意識しつつ施策を推進することで、「誰一人取り残さない社会」の実現に寄与します。

※SDGsの17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 目指すべき将来像

本市の第七次総合振興計画では、目指すべき将来像として「みんなでつくる愛と自然に満ちた活力あるまち」を掲げてきました。これは平成7年の第五次総合振興計画から、現在まで受け継いできた将来像です。

本市は、豊かな大地と黒潮に育まれた土地で、発展・繁栄をしてきました。足摺岬・竜串を中心とした自然環境、自然と共生する産業、伝統文化・文化財等、誇るべき地域資源が数多くあり、「高い潜在力」と「発展可能性」を有した地域です。私たちは、この地に残されたかけがえのない価値を誇り、守りながらも、新たな時代に向けて、潜在する可能性を形にしていかなければなりません。

こうした考えのもとで、本市はこれまでもまちづくりに取り組んできており、それは今後も変わることはありません。したがって、第八次総合振興計画においても、これまでの目指すべき将来像を継承し、「みんなでつくる愛と自然に満ちた活力あるまち」を掲げることとします。

■目指すべき将来像

みんなでつくる愛と自然に満ちた
活力あるまち



第3章 人口ビジョン

1 これまでの人口展望

2015年(平成27年)の土佐清水市人口ビジョンの人口展望は、2040年(令和22年)に約10,000人の人口を確保することを掲げてきました(自然体推計では8,677人)。その前提として、合計特殊出生率を2030年(令和12年)に1.84、2040年(令和22年)に2.07、2050年(令和32年)に2.27の水準を実現するとともに、社会増減ゼロを実現することとしていました。

結果として、2020年(令和2年)の国勢調査の総人口は、人口展望よりも1,200人以上少ないものとなっており、自然体推計と比較しても5年ほど人口減少は早く進んでいます。

推計値の比較

単位:人	2020年 (令和2年)	2030年 (令和12年)	2040年 (令和22年)	2050年 (令和32年)	2060年 (令和42年)
平成27年の人口展望 (平成27年の自然体推計)	13,669 (13,460)	11,661 (10,942)	10,018 (8,677)	8,950 (6,771)	8,357 (5,259)
国勢調査の総人口	12,388	—	—	—	—

2015年(平成27年)の土佐清水市人口ビジョンの人口展望は、国、県の総合戦略が掲げる目標を勘案したのですが、結果として上記の比較にあるようにすでに乖離がみられており、地域の実情にあわせた人口展望が求められます。

このことから、本計画における人口ビジョンでは、厳しい現状を踏まえ、実現不可能な前提による人口を目指すのではなく、実現に向けたイメージをしやすい人口展望を設定します。そのため、出生や社会移動において現実的な数値設定を行い、その結果を本計画の人口展望とします。

2 人口展望の前提

(1)前提の比較

2015年(平成27年)の人口展望と、本計画の人口展望の前提を比較したものが、次の表です。

項目		本計画の人口展望	これまでの人口展望
初期値	①基準人口・手法	住民基本台帳をベースとしたコーホート要因法による推計	国勢調査をベースにしたコーホート要因法による推計
出生	②合計特殊出生率	2030年(令和12年)以降1.3を維持	2020年(令和2年)以降増加に転じ、2050年(令和32年)には2.27まで増加
死亡	③生残率	社人研公表の高知県生命表を採用。(2022・2023年の平均)	
転入出	④純移動率	2030年(令和12年)以降に、移動率が20%改善	2020年(令和2年)以降は社会増減ゼロ

(2)前提の詳細

①基準人口・手法

推計手法については、これまでの人口展望と同じコーホート要因法で行いますが、本計画の人口展望では基準とする人口データを住民基本台帳に変更します。

これまで活用していた国勢調査は、5年ごとの推移であり、本計画策定時の最新の値は2020年(令和2年)と、時間差のあるものになります。住民基本台帳であれば、毎年の推移がみられ、直近の人口変動を活かした人口推計が可能です。

②合計特殊出生率

高知県の合計特殊出生率(人口動態統計)は、2023年(令和5年)が1.3、2024年(令和6年)が1.25となっています。本市の合計特殊出生率は、こどもと女性の人口比からは県水準より低いと考えられ、県水準までの回復を目指します。

③生残率

年齢ごとの死亡率については、厚労省等のオープンデータでは市町村の実績は公表されておらず、社人研の公表する高知県の生命表を活用することとします。

④純移動率

本計画では2030年(令和12年)に社会減を40人まで抑制することを掲げており、これを実現するために必要な、全年齢で20%程度の社会減の抑制を目指します。

3 推計結果(数値目標)

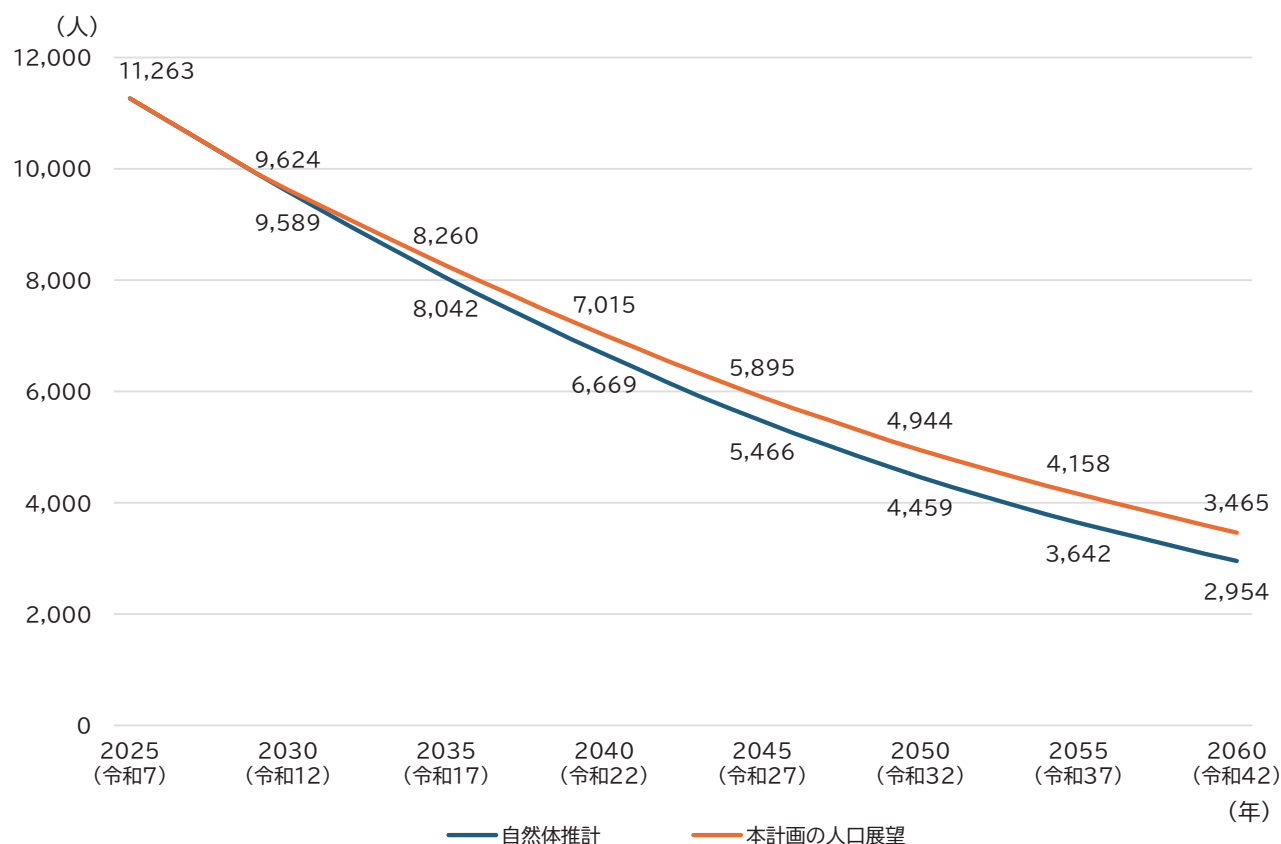
前述の前提条件のもとで行った本計画の人口展望は、次の表・グラフの通りです。2030年(令和12年)までは年間300人を超える人口減少が継続しますが、合計特殊出生率や社会減の改善により、2030年(令和12年)以降は年間300人未満の人口減少に抑制ができるものと見込みます。

本計画の数値目標を、推計結果における本市の総人口として、2030年(令和12年)に約9,600人、2035年(令和17年)に約8,300人とします。

推計結果の比較

	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2050年 (令和32年)	2060年 (令和42年)
自然体推計(人)	11,263	9,589	8,042	6,669	4,459	2,954
高齢化率(%)	52.2	53.7	54.6	57.7	63.1	65.5
本計画の人口展望(人)	11,263	9,624	8,260	7,015	4,944	3,465
高齢化率(%)	52.2	53.6	53.7	55.8	58.7	58.5

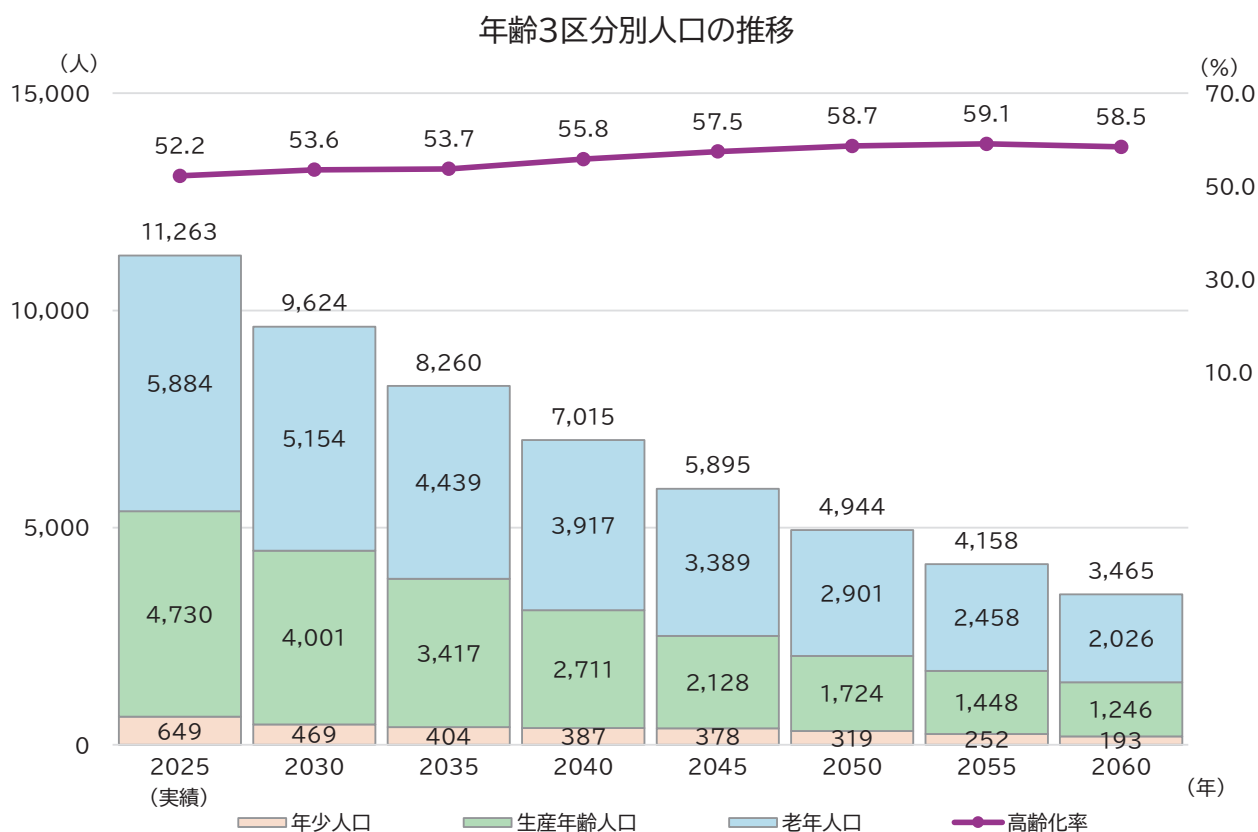
※2025年(令和7年10月1日)は住民基本台帳の実績。



年少人口(0～14歳)は、2040年(令和22年)には約400人となります。その後も減少が継続するものとみられます。

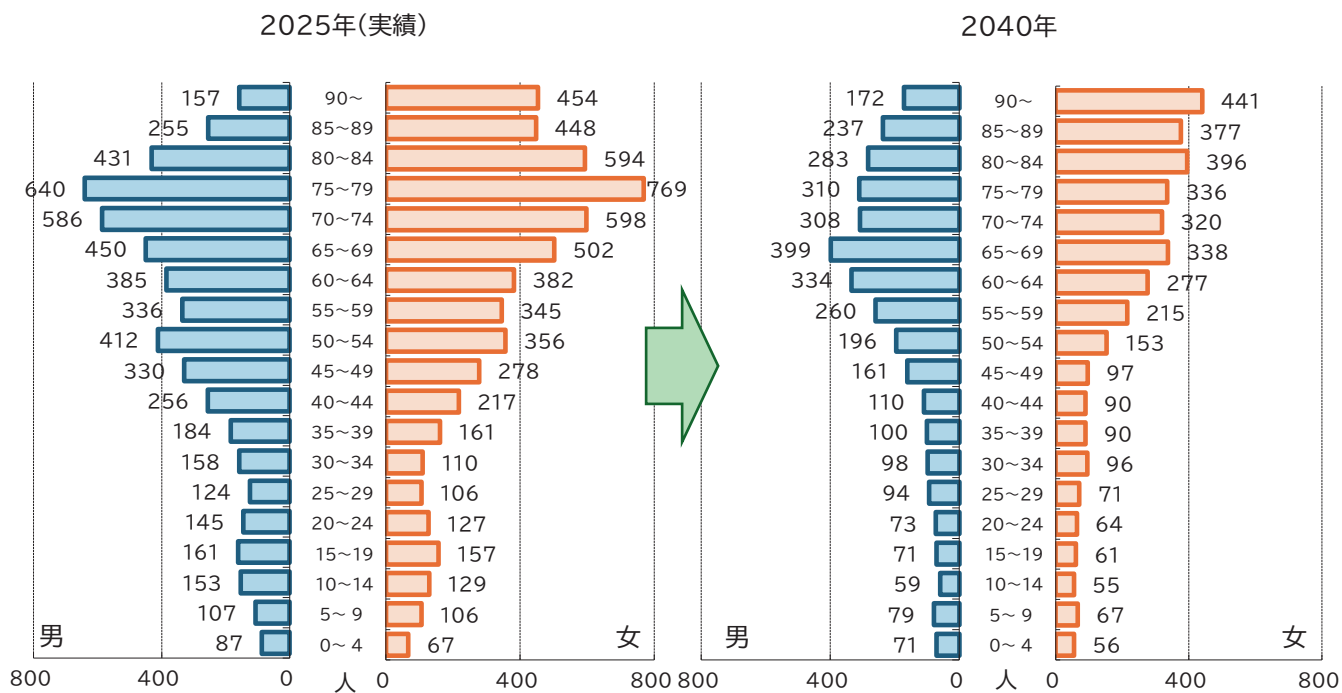
生産年齢人口(15歳～64歳)も減少が継続しますが、2050年(令和32年)に減少が鈍化するものとみられます。

高齢者人口(65歳以上)も減少が継続し、2060年(令和42年)には約2,000人となります。なお、2060年(令和42年)の高齢化率は58.5%となり、60%を超えることなく推移することを見込みます。



2025年(令和7年)の年齢5歳階級別人口(実績)の分布をみると、男女ともに75～79歳の人口が最も多くなっています。また、男女とも20歳代の人口が少なく、逆ひょうたん型のような人口構造となっています。2060年(令和42年)になると、男性は65～69歳の人口が最も多くなっていますが、女性は90歳以上の人口が最も多くなり、特に女性の高齢化が顕著となっています。

年齢5歳階級別人口の分布



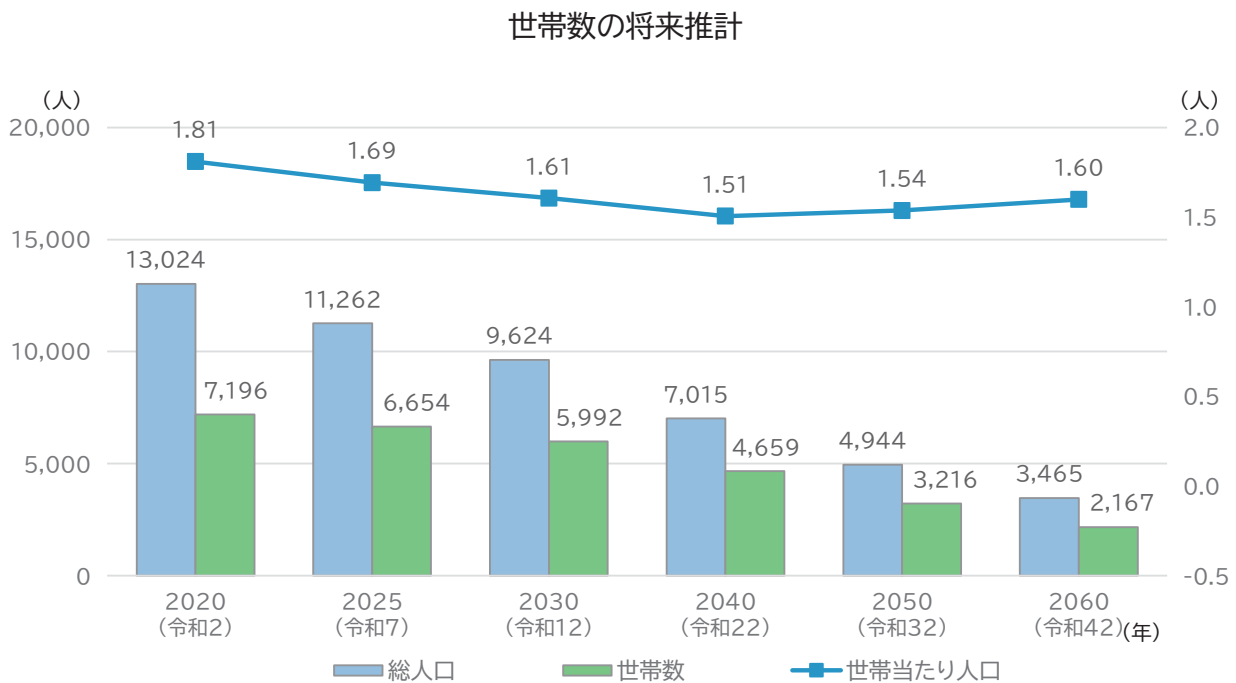
4 関連指標の推計

(1)世帯

2025年(令和7年)の住民基本台帳によると、本市の世帯数は6,654世帯となっており、2020年(令和2年)と比べて約500世帯の減少となっています。

今後も世帯数は減少すると想定され、将来の世帯数は本市の独自推計によると、2040年(令和22年)には4,659世帯、2060年(令和42年)には2,167世帯になると推計されます。

ひとり暮らし高齢者世帯の増加等により、2040年(令和22年)までは世帯当たり人口は減少傾向にありますが、転入世帯の増加や合計特殊出生率の改善により、増加に転じるものと推計されます。



※2020・2025年(9月末)は住民基本台帳の実績。

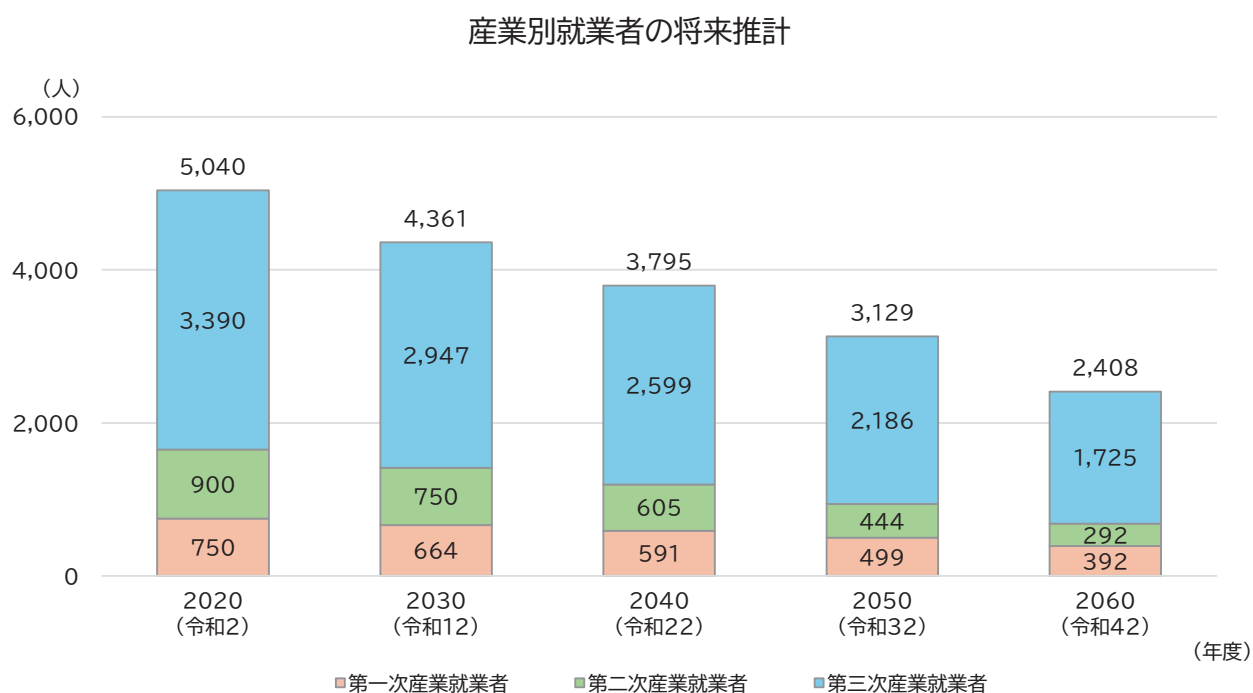
(2)就業人口

2020年(令和2年)の国勢調査によると、本市の就業者数は5,040人となっており、2015年(平成27年)と比べて約450人の減少となりました。

今後も、人口減少とともに就業者数も減少すると想定され、将来の就業者数は本市の独自推計によると、2040年(令和22年)には3,795人、2060年(令和42年)には2,408人になると推計されます。

少子高齢化により、総人口に占める就業者の割合は高くなっており、2020年(令和2年)には人口の38.7%だった就業者が、2040年(令和22年)には人口の54.1%、2060年(令和42年)には69.5%となり、多くの高齢者が就労している状況になると推計されます。

また、2020年(令和2年)には第一次産業就業者数は第二次産業就業者数を下回っていますが、2050年(令和32年)には逆転していると推計されます。



※2020年(令和2年)は国勢調査の実績。

第4章 まちづくりの方向性

基本目標1 産業振興による活力あるまちづくり

本市を特徴づける伝統的産業である漁業をはじめとした第1次産業や、商工業の活性化、豊かな自然景観を活用した観光振興等により、市民一人ひとりが豊かさを実感できる活力あるまちづくりを推進します。

農林業については、集落営農の推進や林業施業の協業化・集約化、担い手の確保・育成等を推進します。水産業については、漁港や陸上施設の整備のほか、次世代の担い手確保等の対策を推進します。

観光業については、本市の魅力ある観光資源の磨き上げやプロモーション強化を図るとともに、体験型・滞在型観光やインバウンド観光等に対応したメニューの充実、受入れ体制整備を進めます。

商工業については、既存事業者の支援や起業支援を通じて、中央商店街をはじめとした本市の商工業活性化に向けた取組を推進します。また、県外事業者との連携やふるさと納税等、市外の経済の引き込みに向けた取組を推進します。

基本目標2 人にやさしいまちづくり

市民一人ひとりが安心して生活を送れるようになるには、福祉・保健・医療体制の充実が欠かせません。

こどもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、「子どもの権利」を守りながら、こどもが安心して健やかに成長できるよう、こども・子育て支援を推進します。

高齢者や障がい者等、必要な人が福祉・保健・医療を利用できる環境のもと、地域で安心して暮らせる環境を、市民・地域・行政で連携しながら整備します。

健康寿命の延伸に向けた市民の健康意識向上を促進し、生活習慣病の改善やこころのケアの充実に努めます。また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるように、地域包括ケアの推進、介護予防、認知症対策等の取組を推進します。

その他、人権尊重や男女共同参画のまちづくりに向けて、こどもから高齢者まで一人ひとりがお互いを尊重しながら、男性女性分け隔てなく個の力を発揮できる社会を目指します。

基本目標3 豊かなところとからだを育むまちづくり

近年の少子高齢化、国際化、情報化社会の進展により、社会で求められる人材像も大きく変化しています。これからの時代に必要とされる人材となるように、地域と学校が連携することで、豊かな人間性を育むための教育や、特色のある教育を推進します。

また、年齢や性別を問わず学びたいと思う人が興味のある分野に関して、生涯学び続けられる環境づくりを行い、一人ひとりの生きがいづくりにつなげます。

そのため、本市で活動する芸術・文化分野のサークル・団体を支援することや、郷土の貴重な文化財・伝統文化・歴史資料の適切な保存と新たな発掘及びそれらの活用を図ります。また、誰もが気軽にスポーツに取り組むことで、心身ともに健康で明るい生活を送ることができるように、スポーツ施設の管理、利便性向上に取り組めます。

基本目標4 安全・安心で未来へつなぐまちづくり

市民が住み慣れた地域で住み続けていくためには、安全・安心な生活を送れる環境が必要です。本市は自然環境が豊かな反面、地理的条件が厳しく、南海トラフ地震など大災害も懸念される地域です。そのため、防災・減災対策を図るとともに、いざというときに市民・地域・行政が連携・協力できるよう、防災活動の普及啓発を行い、消防救急体制の充実を図ります。

また、市民一人ひとりの安全に対する意識の醸成のために、交通安全の普及活動や防犯対策を徹底し、まちぐるみで安全な環境づくりができるよう働きかけを行います。

安心な日常生活を営むことができるよう水の供給のための水源対策や施設を維持管理し、ゴミ収集・し尿処理等、環境衛生の向上にも努めます。また、持続的な地球環境のために、温暖化対策に取り組めます。

基本目標5 快適で暮らしやすいまちづくり

住みやすい生活環境を維持するために、道路、公園、住宅等の居住環境の整備を進めるとともに、これらの適正な維持・更新を図ります。また、高齢者が運転免許を返納しても安心して生活できるよう、地域の公共交通の維持に努めます。

厳しい財政状況の中、こうした取組を効率的・効果的に進めるため、地籍調査を進め、地籍の明確化を図ります。

基本目標6 協働による持続可能なまちづくり

持続的なまちづくりを実現するためには、市民、企業・団体、地域、行政など様々な団体が、協働することが必要です。そのためにも、地域コミュニティの醸成を図るため、地域運営のネットワークの形成等の取組を進めます。

また、本市を誰もが住みやすい共生のまちとして魅力向上を図るとともに、移住・定住促進のための情報発信を強化します。



©（一社）土佐清水ジオパーク推進協議会

第5章 施策推進の背景

総合振興計画に位置づける施策は、地域活性化や市民生活向上に直接つながるものとしていますが、その前提として、次の視点のもと、施策推進の背景となる環境を整備します。

1 人口減少を考慮した取組

全国的に人口減少が進む中、本市においても人口減少・少子高齢化が進行しており、様々な施策分野において影響が顕在化しています。その中でも、担い手不足は大きな課題で、従来の多くの取組を持続することが難しくなる懸念があります。

そのため人口減少対策として、地域活性化や移住促進、子どもを産み育てやすい環境づくりなどに継続して取り組むことが、本計画においても重要です。

しかしその一方で、全国的に人口減少をしている状況下で、本市の人口動態だけが目覚ましい改善をすることを想定するのは現実的ではありません。ある程度人口が減少することを前提として、持続的な施策のあり方が求められます。

これからも本市に住みたい人が住み続けられるように、施策の広域化やICT導入による効率化を通して、市民に必要な施策が持続するよう取り組みます。

2 SDGsの推進

地球規模の気候変動や経済情勢の変化、また多様性を軽視する一部の風潮等、昨今の世界情勢はSDGsの推進がこれまで以上に求められるものとなっています。本計画の施策実施においても、SDGsを踏まえ、次の点を重視します。

(ア)持続可能な地域

SDGsの基本的な考え方から、本市は、経済・社会・環境のバランスを保ちながら、安全・安心な暮らしを持続できる地域を守っていくことが重要です。先人の知恵や伝承により持続してきたこの地域で、今後も安全で安心な暮らしを送ることができるよう、地域間連携など地域を持続していくための長期的な視点で施策を実施します。

(イ)誰ひとり取り残さない

本市は様々な人が暮らしており、仕事や経済状況、価値観、性別、年齢、居住地区、障がいの有無等、市民一人ひとりに様々な特性があり、また抱える課題も様々です。社会的孤立や差別・偏見等により誰かが取り残されることなく、助けを求める人には必ず助けが届くよう、市民・地域・行政が協働で支援体制を構築します。

また、昨今の世界情勢からグローバル化への対応は不可欠であり、本市においても、国籍に関わらず安心して暮らせる多文化共生のまちづくりを進めます。

施策の達成度を検証する際には、ウェルビーイングの考え方に基づき、経済的な側面だけでなく、一人ひとりの幸福が実現していることを重視します。

(ウ)自然との調和・共生

豊かな自然の中での暮らしを、本市は大切に守ってきましたが、それは自然と調和・共生するための様々な取組によって実現してきたことでもあります。

第1次産業の担い手が高齢化・減少し、多面的機能が低下する中、ICT等の技術を活用しながら本市の実情にあった自然環境保全を図ります。また、再生可能エネルギーの活用等の持続可能な生活に向けた取組を、環境負荷に配慮しながら、実施します。

3 DXの推進

新たな時代に対応した地域づくりのために、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進します。

人口減少・少子高齢化や、市役所の働き方改革等、限られた担い手や職員が有効に機能するために、ICTを活用した業務効率化を推進します。

また市民の利便性向上のため、ホームページ等により様々な行政情報を随時提供するとともに、情報システムの標準化や行政手続のオンライン化等、ICTやデータの活用による利便性の向上を図ります。

4 市民のための行政運営

行政を取り巻く環境は、行政事務の多様化・複雑化や地域課題の深刻化、民間で担っていた公共サービスの持続が困難になるなど、年々厳しさを増しています。

行政の担う役割が増加する中でも、適正な職員数の確保に努め、市民に対し持続的に質の高いサービスの提供ができる行政運営を進めます。また、効率的・効果的な行政運営のために、それぞれの施策分野で市民・地域・企業・団体との協働を推進します。

5 持続的な財政運営

本市では、人口減少により、自主財源である市税の確保が年々厳しくなり、普通交付税の減額も見込まれる一方、南海トラフ地震対策や産業活性化に向けた大型事業の実施や物価高騰の影響により、今後も比較的厳しい財政運営が続くことが見込まれます。

持続可能な財政運営を行うため、長期財政見通しを作成しつつ、過疎対策事業債等の有利な地方債を今後も有効に活用します。また、国費や県費といった特定財源の確保やふるさと元氣寄附金を原資とした特定目的基金の積極的な活用及び基金原資の増収に向けた取組を推進し、自主財源の確保と財政調整基金の取り崩しを最小限に抑えた財政運営に努めます。

6 広域行政の推進

本市では、幡多6市町村で幡多地域定住自立圏を形成しており、行政の効率的・効果的な運営の観点から、ごみの共同処理や税の滞納整理、観光分野で連携しています。

人口減少により行政サービスの需要量は減少する中、特に生活に必要なインフラについては、需要量が減少しても質を維持することが不可欠であり、従来どおりの規模や体制で行政サービスを継続した場合、市民一人あたりが負担する行政コストの増加が懸念されます。

その一方で、広域連携により質の向上が期待される施策・事業もあります。特に地域活性化にかかる施策・事業については、広域連携により取組むことで、本市単体で取組むよりも大きな効果が期待されます。

これらの観点を踏まえながら、効率的かつ効果的な行財政運営につながると期待できる施策・事業については、広域連携による展開に努めます。



基本計画

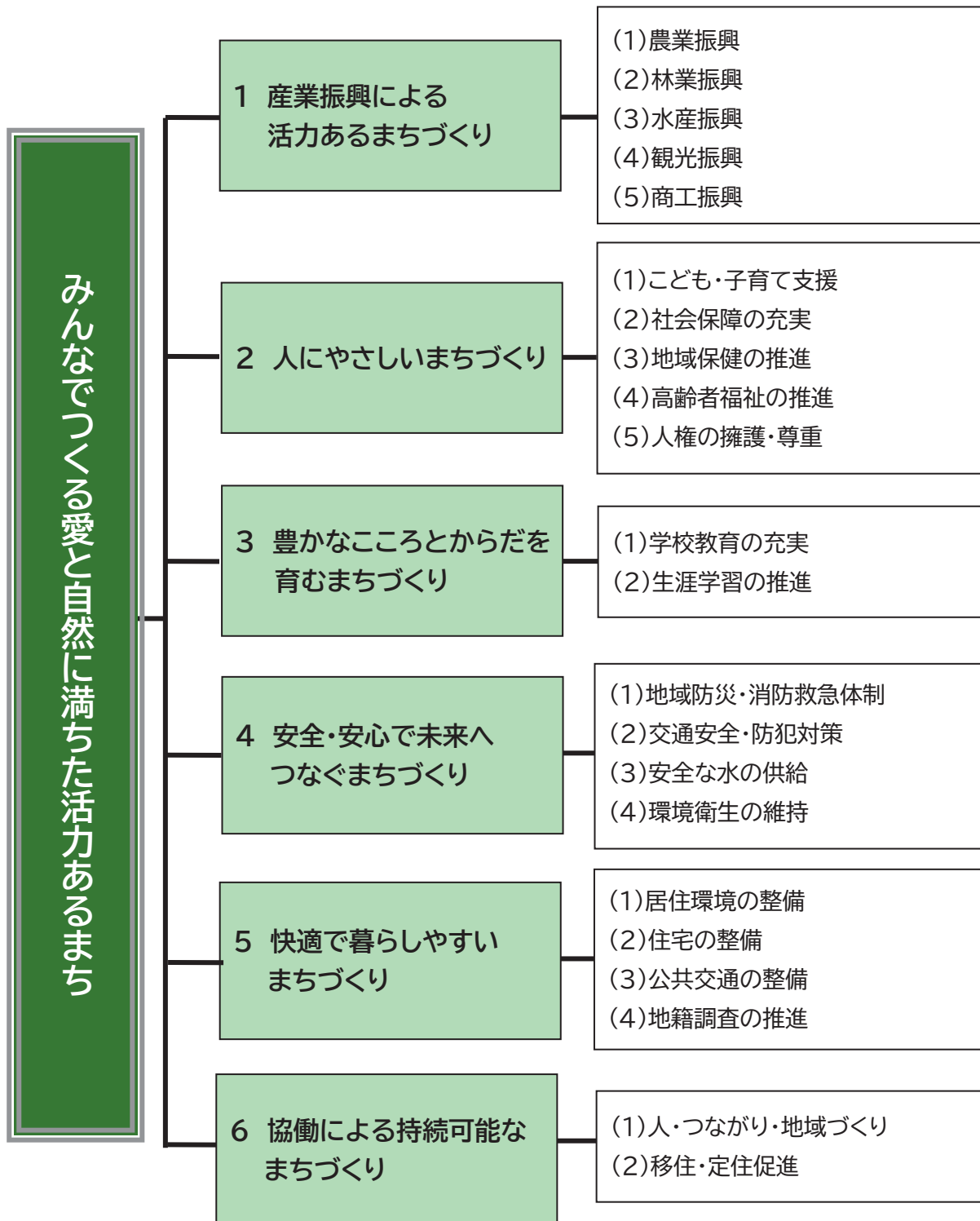
第1章 施策体系

1 施策体系

基本理念

基本目標



基本施策



2 国の動向との整合

令和4年度に国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂し、新たな中長期的な地方活性化の方向性として「デジタル田園都市構想総合戦略」を策定しました(令和5年度改訂)。内容としては、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を掲げ、地方の社会課題デジタル実装を推進するものとなっています。

「デジタル田園都市構想総合戦略」は、基本的には従来のまち・ひと・しごと創生総合戦略の施策体系を継承しながら、デジタルの視点をさらに加えることで地方創生を図るというものになっています。

デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)の全体像		〔令和5年12月26日 閣議決定〕	 デジタル田園都市国家構想 DIGIDEN
総合戦略(2027年度までの5か年計画)の基本的考え方			
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。 ▶ デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、各地域の優良事例の横展開を加速化する。 ▶ これまでの地方創生の取組についても、改善を加えながら推進する。 			
施策の方向			
<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; text-align: center;">地方の社会課題解決</div> <ul style="list-style-type: none"> ① 地方に仕事をつくる ・ 中小・中堅企業DX、地域の良質な雇用の創出等、スマート農業、観光DX 等 ② 人の流れをつくる ・ 移住の推進、関係人口の創出・拡大、地方大学・高校の魅力向上 等 ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる ・ 結婚・出産・子育ての支援、少子化対策の推進 等 ④ 魅力的な地域をつくる ・ 地域生活圏、教育DX、医療・介護DX、地域交通・物流・インフラDX、防災DX 等 	<div style="background-color: #2196F3; color: white; padding: 5px; text-align: center;">国によるデジタル実装の基礎条件整備</div> <ul style="list-style-type: none"> ① デジタル基盤の整備 ・ デジタルインフラの整備、デジタルライフライン全国総合整備計画、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大 等 ② デジタル人材の育成・確保 ・ デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成 等 ③ 誰一人取り残されないための取組 ・ デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現 等 		
政策間連携・施策間連携・地域間連携の推進			
<p>(政策間連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル行財政改革会議における議論の進展や、「デジタル行財政改革中間とりまとめ」なども踏まえつつ、規制改革を始めとする政策と連携しながら、一体的に推進 等 <p>(施策間連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各省による重点支援や地方支分部局の活用等による伴走型支援等を通じて、地域が目指す将来像の実現を支援 等 <p>(地域間連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体間連携の枠組みにおけるデジタル活用の取組を促進 等 			
			1

デジタル田園都市国家構想総合戦略は、人口減少対策等の限定された趣旨の計画ではありませんが、その施策はまちづくりすべての分野に及ぶものであり、本市の総合振興計画とも調和する性質のものと考えられます。したがって、デジタル田園都市国家構想総合戦略の目指すものは、本市では総合振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進の中で実現していくものとしします。

本市の総合振興計画の施策体系とデジタル田園都市国家構想総合戦略の対応は、次の通りです。

総合振興計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略等の関連性

計画	第八次土佐清水市総合振興計画 まち・ひと・しごと創生総合戦略	デジタル田園都市国家構想総合戦略
趣旨	まちの総合的な振興・発展を目的に、本市の主な施策を網羅・体系化した計画	人口減少対策、地域経済活性化に特化した計画
施策の対応		
※国の総合戦略は分野横断的な取組みを多く位置づけており、主だった施策による対応	基本構想(第5章)	デジタル実装の基礎条件整備
	基本目標1 産業振興による活力あるまちづくり	地方に仕事をつくる
	基本目標2 人にやさしいまちづくり	結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる
	基本目標3 豊かなところとからだを育むまちづくり	人の流れをつくる
	基本目標4 安全・安心で未来へつなぐまちづくり	魅力的な地域をつくる
	基本目標5 快適で暮らしやすいまちづくり	
	基本目標6 協働による持続可能なまちづくり	人の流れをつくる

第2章 施策の推進

基本目標1 産業振興による活力あるまちづくり

(1) 農業振興

農業は、私たちの食を支えるだけでなく、環境保全や水源涵養、洪水防止等の多面的な機能を持ち、持続的な社会を支える基盤となっています。

本市の農業は水稻栽培が中心ですが、年間を通じて収入が得られるよう、施設園芸での促成栽培や、水稻栽培と露地野菜との複合経営が進められています。また、零細な経営体が多いものの、畜産や果樹栽培も取り組まれています。しかし、いずれも高齢化や担い手不足が課題であり、耕作放棄地の増加や産業の衰退等の問題につながっています。

圃場整備や集落営農、スマート農業の推進等による生産基盤の強化及び生産性向上の取組に加え、環境負荷の低減、ブランド化等の高付加価値化、第三セクターと連携した加工品の販路確保等に引続き取り組むことで、持続可能な地域農業の実現を図り、新規就農者を確保・育成できる環境づくりを進めます。

- | | |
|-------------|------------|
| 主な施策 | ①生産基盤の強化 |
| | ②農業生産の振興 |
| | ③担い手の確保・育成 |



(2)林業振興

本市においては、これまで未整備森林の整備を進めており、すでに個人所有者を対象とした意向調査は完了しています。しかし、大規模な森林施業を担っているのは森林組合であり、個人所有者の意向に対して、調査・整備が十分に進んでいるとはいえません。

そのため担い手の確保が重要であり、森林組合等と連携して新たな担い手を確保するとともに、林業生産活動の活性化及び生産コストの低減化に向け、引き続き林内路網の整備及び高性能林業機械の導入・更新、施業の協業化・集約化に努めます。また、持続的な森林経営のため、循環型林業やスマート林業を推進します。

加えて、近年有害鳥獣被害だけでなく、イノシシやサルが市街地に出現することが増加しており、「人里に近づけない」「農林産物等の被害防護」及び「捕獲活動」を効率的に推進することで被害の減少を図り、人と鳥獣が共生できる里づくりを進めます。

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 主な施策 | ①生産基盤の強化
②担い手の確保・育成
③鳥獣対策の強化 |
|-------------|------------------------------------|

(3)水産振興

本市は、黒潮の本流が日本で最初に接岸する場所であり、古くから海の幸の宝庫として水産業が経済発展に大きく貢献してきました。

しかし、近年は海水温の上昇など海洋環境の変化による不漁、輸入水産物の増加等による魚価の低迷、漁業者の高齢化や若者の漁業離れによる後継者不足等により、主要な魚種の漁獲量が低迷し、漁業経営は厳しい状況にあります。さらに操業に必要な漁業資材等の高騰も経営を圧迫する大きな要因となっています。

漁業を取り巻く厳しい環境の中で、生産基盤である漁港や陸上施設の維持管理・適正化を基本とする機能強化、水産加工業の振興のための基盤整備と市内外への流通・販売体制の強化、新規漁業就業者支援をはじめとする次世代の担い手確保等の対策を推進します。

- | | |
|-------------|------------------------|
| 主な施策 | ①生産基盤の強化
②担い手の確保・育成 |
|-------------|------------------------|

(4)観光振興

本市は、海岸線のほとんどが足摺宇和海国立公園に指定されており、足摺岬、竜串を中心とした景観豊かな自然環境を有しています。本市の地形・地層は、日本列島が形成された頃の地殻変動を今に伝えており、その地形と黒潮に育まれた漁師町としての営みの歴史の価値が認められ、市全域と周囲の海をエリアとする土佐清水ジオパークは、「日本ジオパーク」に認定されています。

これまで、これらの地域資源を活かした観光施策を展開し、本市への観光入込客数は令和6年度には約60万人の水準となっています。また、アジア圏の経済成長を背景とした旅行市場の急速な拡大により、本市にもアジア圏からの外国人観光客が増加しています。

こうした状況を踏まえ、体験型・滞在型観光の推進を図るとともに、インバウンド観光の強化、プロモーションなどに取り組み、交流人口・関係人口の拡大を図ります。

- | | |
|-------------|---|
| 主な施策 | ①体験型・滞在型観光の推進
②観光施設等の改修整備
③プロモーションの推進 |
|-------------|---|

(5)商工振興

本市の商工業者は、個人商店や中小企業が多く、構造的に経営基盤が脆弱です。消費人口の減少に加え、市外の大型商業施設への消費の域外流出により地域内需要が縮小し、厳しい経営状況が続いています。また、事業者数の減少が続く中、経営者の高齢化や後継者不足も深刻であり、地域商業の持続可能性も危ぶまれています。このため、市は事業者の経営支援、後継者確保、起業支援及び商店街の活性化等、一体的な施策を展開します。

同時に、労働力不足も深刻化しており、雇用を確保できず一時休業を余儀なくされる事業者も現れています。市が設置している無料職業紹介所を通じて、就職支援・雇用確保に努めるとともに、外国人労働者の雇用を促進し、多文化共生社会の実現を目指します。また、市内事業所の労働環境整備を促進することで、働きやすいまちづくりを目指します。

一方、本市と連携協定を締結している民間企業が経営する飲食店「土佐清水ワールド」が主要都市に8店舗を展開しており、大都市圏における本市の認知度向上、食材流通、食文化の発信等、アンテナ店舗としての機能を担っています。また、ふるさと納税制度を活用することで、本市の魅力を広く発信し、地産外商や流通拡大の取組を推進します。

地域経済の縮小や物価高騰により、消費者の家計が一層厳しさを増す中、とさしみず地域電子通貨 Meji-Ca(めじか)を活用した経済施策に重点を置き、地域経済の活性化と消費者支援に取り組めます。

主な施策

- ①商工業の活性化
- ②雇用の確保・労働環境の整備
- ③地域経済の活性化



基本目標2 人にやさしいまちづくり

(1)こども・子育て支援

こどもは、地域コミュニティにとって活力をもたらすだけでなく、将来的に本市とつながりを持ち、本市の支えになってくれることが期待できる存在です。こどもの数は年々減少傾向にある中、一人ひとりのこどもの思いや育ちを尊重しながら、健やかな成長の基礎となる子育て家庭を支えます。

コロナ禍により地域社会が疎遠になり、物価高等の経済状況の変化により家計が厳しくなるなど、こどもを支える家庭・地域の状況は変化しています。そのため、多職種連携により、こどもや子育て家庭が社会から孤立した状態にならないよう、支援体制を充実します。

主な施策	①こどもの権利擁護 ②子育て支援の推進
-------------	------------------------

(2)社会保障の充実

市民が安心して毎日を過ごせるようにするには、生活環境、健康状態、経済状況の異なる様々な人たちが、お互いを尊重しながら生活を送ることができるまちづくりを行う必要があります。生活困窮者や障がい者に対して、一人ひとりが理解をし、皆が同じように社会に参画できる包摂的な環境づくりを目指します。

そのためには、各関係団体との連携や支援制度の充実等、より対象者に寄り添った取組を実施します。

主な施策	①生活困窮者対策 ②障がい者(児)福祉
-------------	------------------------

(3)地域保健の推進

高齢化が進展する中、生活習慣病や身体機能低下の進行を防ぐために、市民一人ひとりが適切な生活習慣で健康管理の重要性を認識することが大切です。

このため、市民の健康づくりと健(検)診体制の強化に努め、健康管理、疾病の予防及び早期発見・早期治療を推進し、地域医療と連携しながら、市民が自ら健康を守っていく環境づくりに取り組みます。

(4)高齢者福祉の推進

本市は、高齢者が人口の半数を超えており、独居高齢者世帯が高齢者世帯の約4割を占めています。高齢者人口は減少傾向にありますが、若年層も減少していることから、全体として高齢化が今後も進行することが見込まれます。

このような状況の中、本市は地域包括ケアシステムの構築に早くから取り組んでおり、市民のボランティア活動のもとで、生活支援や介護予防に関する取組が定着しています。今後も市民主体の支え合いを促進しながら、医療・介護サービスが必要な人に提供されるよう努めます。

また、後期高齢者や独居高齢者世帯が増加する中、認知症高齢者が増加することが懸念されることから、認知症に対する市民の正しい理解を深め、地域で見守り合える環境づくりを推進します。

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 主な施策 | ①地域包括ケアシステムの推進
②介護予防の推進
③認知症対策 |
|-------------|--------------------------------------|

(5)人権の擁護・尊重

本市では、令和2年に「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例」を改正し、市民が様々な人権問題について正しく理解した上で、多様性を認め、自由で開かれた共生社会の実現を目指すこととしています。

しかし、現代社会においては、今なお様々な人権問題があり、同和問題をはじめとして行政と関係機関が連携を深め、その解消に取り組みます。また、いまだに性別により役割が固定化されたり活動分野が区別される状況があり、市民一人ひとりが男女共同参画への認識を深め、家庭・企業・地域社会等で不当な差別がないように、啓発活動を推進します。

- | | |
|-------------|------------------------|
| 主な施策 | ①人権意識の高揚
②男女共同参画の推進 |
|-------------|------------------------|



基本目標3 豊かなところとからだを育むまちづくり

(1)学校教育の充実

令和の日本型学校教育の姿とされる「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けて取り組むとともに、令和4年度から小・中学校でコミュニティスクールを開始しており、学校運営に地域の声を活かした特色ある学校づくりを進めます。学校運営の諸課題についても、関係機関と連携しながら適切な対応をとります。

基礎学力の定着と学力の向上を図るため、学習指導要領に沿った教育課程を推進するとともに、地域の特性を活かした特色ある教育の創造に努め、教育の魅力化に取り組みます。

- | | |
|-------------|---------------------|
| 主な施策 | ①教育内容の充実
②教育の魅力化 |
|-------------|---------------------|

(2)生涯学習の推進

乳幼児から高齢者まですべての市民を対象に、生涯にわたって「あらゆる機会にあらゆる場所」で学習し、また、スポーツ等を行う機会を提供するため、社会教育施設を維持・管理し、活用を促進します。

また、本市に残る伝統文化や文化財について、将来に継承していくために、保護・活用を推進します。

- | | |
|-------------|--|
| 主な施策 | ①社会教育環境の充実
②生涯スポーツの振興
③伝統文化・文化財の継承 |
|-------------|--|

基本目標4 安全・安心で未来へつなぐまちづくり

(1)地域防災・消防救急体制

近い将来起こるとされる南海トラフ地震では、これまでの被害想定(被害が特に大きなケース)で本市は大きな人的被害が出るとされています。こうしたことから本市は、避難タワーの建設や防災拠点の整備等、ハード面の防災・減災対策を進めており、重要な施設整備はおおむね完了しています。今後は、高知県の被害想定の見直し等の動向を見据え、必要性が認められる施設整備等を随時行います。

今後は、ソフト面の防災・減災対策が重要であり、市民一人ひとりの防災意識の向上及び防災対策の促進を図り、災害時の被害を最小限に抑制できるよう取り組みます。

また、消防救急体制については、火災等を未然に防止する予防活動を積極的に推進するとともに、高齢社会の急速な進展に伴う救急業務の急増に対応するため、救急体制の整備・高度化を図ります。

大規模災害等への初動体制を確立し、消防防災体制の充実強化を推進することにより、市民生活を守ります。

- | | |
|-------------|---|
| 主な施策 | ①危機管理体制の整備・充実
②南海トラフ地震対策の推進
③防災意識の普及啓発
④消防・救急体制の強化 |
|-------------|---|

(2)交通安全・防犯対策

人口の半数以上が高齢者である本市は、高齢者の交通事故の懸念が大きくなっています。高齢者の運転免許証返納の促進を図るとともに、高齢者の交通安全対策を推進してきましたが、今後も啓発活動を継続的に実施するとともに、危険箇所の解消及び交通安全施設の改良・整備にも努めます。

また近年、高齢者を狙った特殊詐欺が巧妙化・凶悪化しており、地域安全協会や警察署等関係機関と連携し、防犯意識の高揚を図り、安心して生活できるまちづくりを推進します。

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 主な施策 | ①交通安全施設の整備
②交通安全・防犯意識の向上 |
|-------------|-----------------------------|

(3)安全な水の供給

安定的な水の供給ができるよう、水資源の確保のための水源対策に加え、水道施設の維持管理及び更新を適切に実施し、財政的に持続可能な水道経営を行います。

また、南海トラフ地震のような大災害に備え、応急給水業務の体制を強化するとともに、水道施設の耐震化を推進します。

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 主な施策 | ①水源対策
②水道施設の整備
③水道事業経営の効率化 |
|-------------|----------------------------------|

(4)環境衛生の維持

本市の環境衛生を維持するために、各家庭でのごみの分別の徹底とともに、リサイクル意識の向上・醸成を行い、循環資源の活用を図ります。また、地域・関係機関との連携を通じて、不法投棄防止のルール周知徹底や適時パトロールの実施等、不法投棄・公害の防止に努めます。

また、水環境の保全及び公衆衛生の向上のために、生活排水処理対策を推進します。そのため、合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水の抑制を図ります。

加えて、温暖化防止対策として、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの推進を図り、カーボンニュートラルに向けて持続的に取り組みます。

- | | |
|-------------|---|
| 主な施策 | ①ごみ処理対策
②リサイクルの推進
③不法投棄・公害の防止
④し尿処理対策
⑤温暖化防止対策の推進 |
|-------------|---|

基本目標5 快適で暮らしやすいまちづくり

(1)居住環境の整備

市民が快適で心豊かに地域で暮らしていくためには、地域の実情にあわせて、居住環境を向上させていく必要があります。

高知市から遠く、鉄道も通っていない本市にとって、道路網の整備は市民の暮らしを守るために不可欠です。市内の道路の維持修繕を計画的に進めるとともに、国道・県道の安全性・利便性の向上の要望活動を行います。また、災害時を想定し、「幡多西南地域道路」の早期実現に向けた要望活動を行います。

市民の憩いの場として公園が機能するよう、計画的な整備・維持管理を行います。

- | | |
|-------------|----------------|
| 主な施策 | ①道路整備
②公園整備 |
|-------------|----------------|

(2)住宅の整備

安全で持続的に暮らすことのできる住宅が、市民の暮らしには重要です。また、本市での暮らしに興味を持つ人がいても、住宅が整備されていなければ、移住につなげることはできません。

そのため、耐震化をはじめとして市民の暮らす住宅の整備を進めるとともに、市営住宅を整備し、安価に暮らせる住宅の供給を継続します。

また、人口減少が進む中、空き家が増加傾向にあり、有効活用を推進します。その一方で、危険空き家については、持ち主との協議を進め、必要な場合は除却を推進します。

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| 主な施策 | ①既存住宅の整備
②市営住宅の整備
③空き家対策の推進 |
|-------------|-----------------------------------|

(3)公共交通の整備

高齢者が人口の半数を超えている本市にとって、地域の移動手段を確保することは不可欠です。現在、本市では路線バスとデマンド交通等が地域の移動手段として機能しています。今後、高齢者の運転免許返納者が、自動車がなくても生活ができるよう、地域の実情に合った公共交通を整備します。

路線バスは、周辺自治体や鉄道と接続する重要な交通手段であり、地域・利用者との意見交換を行いながら、事業者とともに持続的な路線を運営します。デマンド交通については、市街地と居住地域を結ぶ交通手段として、さらに利便性向上を図ります。

また、市街地の中の移動利便性を向上するため、コミュニティバス等の巡回公共交通の実施を検討します。

(4)地籍調査の推進

本市はこれまで、産業振興や景観整備、居住機能の向上等を目指し、計画的に土地の活用を進めてきました。今後もまちづくりを効果的かつ適正に進めていくためには、土地の面積や境界等について正確な情報が不可欠です。

このため、地籍調査を推進し、地籍の明確化を図ります。



基本目標6 協働による持続可能なまちづくり

(1)人・つながり・地域づくり

高齢化や過疎化が進む中で、地域の自治活動の重要性は高まっています。地域における連帯感が希薄化しているのに対し、市民一人ひとりのまちづくりへの参画意欲を増大させるために、地域コミュニティの維持・活性化に努めます。

さらに、過疎化が進む状況で地域がまとまって地域運営していくために、従来の自治会だけではなく、地域をより広範にとらえたネットワーク(小さな拠点)づくりを推進します。

また、本市が日本ジオパークに認定された地域であることに市民が誇りと愛着を持って、地域の自然や暮らし、文化といった本市の重要な地域資源を次世代に受け継いでいくことが重要です。このため、これらの資源を活用することによりジオツアーをはじめとする観光等の振興や次世代を担う子どもたちへの教育を進めるなど、地域の活性化に向けたジオパーク活動を推進します。

- | | |
|-------------|--|
| 主な施策 | ①地域コミュニティの維持・活性化
②小さな拠点(ネットワーク)づくり
③ジオパーク活動の推進 |
|-------------|--|

(2)移住・定住促進

少子化や若者の流出による継続的な人口減少を食い止めるために、移住・定住促進に対する取組が重要です。本市が魅力あるまちとして市外の人に受け止められるためには、市民が本市に愛着や誇りを持つとともに、出身地や国籍、障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる共生のまちであることが重要です。

特に外国にルーツを持つ市民が、文化が異なることで生活の不便や疎外感を感じることをないように、多文化共生のまちづくりを推進します。

本市に興味を持ってもらえるよう情報発信の強化を図るとともに、移住に興味のある人への仕事や住居の相談や支援制度の充実、移住後のフォローなど、興味関心の喚起から移住・定住促進まで一連のフォローを推進します。

- | | |
|-------------|---|
| 主な施策 | ①魅力ある共生のまちづくり
②移住情報発信の強化
③若者に対する経済的支援 |
|-------------|---|



附属資料

1 土佐清水市みんなでまちづくり条例

○土佐清水市みんなでまちづくり条例

平成28年3月28日条例第10号

土佐清水市みんなでまちづくり条例

目次

- 第1章 総則(第1条－第3条)
- 第2章 基本理念(第4条・第5条)
- 第3章 それぞれの役割(第6条－第11条)
- 第4章 行政運営(第12条－第16条)
- 第5章 参画(第17条・第18条)
- 第6章 危機管理(第19条)
- 第7章 環境保全(第20条)
- 第8章 改善及び見直し(第21条・第22条)

附則

前文

私たちが暮らす土佐清水市は、昭和29(1954)年に下ノ加江町、清水町、三崎町、下川口町の合併により誕生し、半世紀以上が経過しました。

私たちの土佐清水市は、足摺宇和海国立公園を有し、日本で最初に黒潮が接岸する地であり、雄大な景観と豊富な地域資源に恵まれた、農林水産業と観光業を中心とする美しいまちです。

しかし、基幹産業である農林水産業や観光業の衰退とともに、少子高齢化、人口流出に歯止めがかからず、人口減少が加速度的に進展し、地域の担い手不足により、集落活動の維持が困難な状況に陥っています。

また、自主財源が乏しい土佐清水市では、山積しているさまざまな課題への対応も求められていることから、これまでの「行政主導のまちづくり」から、市民が自ら主体的に行動のできる、いわゆる市民自治を確立した「みんなのまちづくり」へと変えていく必要があります。

そのために、市民の参画をうたった、土佐清水市の最高規範としての土佐清水市みんなでまちづくり条例を制定します。

そして、先人たちが幾多の試練を乗り越え、守り育て、築いてきたこの大自然、歴史、文化に誇りと責任を持ちます。さらに、郷土の偉人であるジョン万次郎の精神を引き継ぎ、将来にわたって平和で豊かな心を育てます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市政運営における基本理念を定めるとともに、市民、市議会及び市の役割、責務等を明らかにし、市民の知恵や力を活かすことにより、持続可能な真に自立したまちづくりをめざします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、土佐清水市の最高規範であり、市民、市議会及び市は、この条例の趣旨を尊重します。

2 市は、他の条例及び規則等の制定、改廃及び運用、各種計画の策定に当たっては、この条例との整合を図ります。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとします。

- (1) 市民 市内に住所を有する人、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内で活動する人及び団体並びに市内で事業を営む人をいいます。
- (2) 自治会 一定の地域において、その住民によって組織される親睦、共通の利益の促進、地域自治のための任意団体をいいます。
- (3) 事業者 市内で事業を営む企業及び事業者をいいます。
- (4) 市 市長及びその他の執行機関をいいます。
- (5) 参画 市民が市政及び地域のまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。
- (6) 協働 市民、市議会及び市が、互いを理解し、尊重し、対等な立場で連携して課題に取り組むことをいいます。
- (7) まちづくり 一人ひとりの知恵や力を合わせて、住みよい豊かな地域社会をつくるための取り組み及び活動のことをいいます。

第2章 基本理念

(市民憲章)

第4条 市の基本理念を象徴するものとして、この条例に次の市民憲章を位置付けます。

わたくしたちは、ふるさと土佐清水市が好きです。黒潮が岸をあらい、あおい海としたたるみどり、そぼくな人情がそのままにあります。

わたくしたちは、愛と自然にみちた活力あるまちづくりをめざし、さらにひらけゆく土佐清水市をきずくために、この市民憲章をさだめます。

- 1 この海は わしらの海です みんなで守りましょう
- 1 未来をになうこどもです みんなで育てましょう
- 1 働くことは日々のよろこびです みんなで励みましょう
- 1 豊かな文化は市民のねがいです みんなで高めましょう
- 1 かけがえのないいのちです みんなで大切にしましょう

(めざすまちの姿)

第5条 市民、市議会及び市は、次の各号に掲げるまちを実現するよう努めます。

- (1) 互いの役割と責任のもと、協働によってともにつくるまち
- (2) みんながまちづくりや市政に参画できるまち
- (3) 次世代を担う子どもたちが夢と希望を抱き、すこやかに成長できるまち
- (4) 地域、歴史、文化、産業に誇りを持ち、これらを守り発展させながら将来へ継承していくまち
- (5) 命を大切にし、あらゆる差別を許さない、人権・平和を守るやさしいまち
- (6) 自助、互助、共助、公助により、みんなが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられるまち
- (7) 地域の財産である自然を大切にし、自然と調和したまち

第3章 それぞれの役割

(市民の役割)

第6条 市民は、自治及び地域づくりの担い手として、知恵や力をまちづくりのために発揮します。

(自治会の役割)

第7条 自治会は、地域における自治の主体として、地域のよりよい生活環境の充実を図ります。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図り、まちづくりに協力します。

(市議会の役割)

第9条 市議会は、土佐清水市議会基本条例(平成23年条例第13号)に則り、市民の意見、要望を的確に把握するとともに、市政の調査及び監視機能を果たし、政策提言活動を行います。

(市長及び市の役割)

第10条 市長は、市民の信託に応え、市政の代表者として、この条例の理念に基づいたまちづくりを進めるとともに、市民の福祉向上に努めます。

2 市は、広く市民の意見を聴き、透明性の高い行政運営を行うとともに、公正かつ効率的で質の高い行政サービスの提供に努めます。

(市職員の役割)

第11条 市職員は、まちづくりの一員としての役割を果たすとともに、法令及び条例等を守り、誠実かつ公正に、市民のための職務遂行に努めます。

第4章 行政運営

(総合振興計画)

第12条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るために、基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「総合振興計画」という。)を策定します。

(行政評価)

第13条 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、総合振興計画に基づく事務事業について、行政評価等を行い、施策の見直し及び予算の編成に反映するとともに、その結果の公表と市民の意見を直接聴く機会を設けるよう努めます。

(財政運営)

第14条 市は、財源を効率的かつ効果的に活用し、財政の健全性を確保するとともに、持続可能な財政運営に努めます。

2 市は、予算の内容や財政状況を市民に公表し、透明性の確保に努めます。

(情報の公開及び共有)

第15条 市は、市民参加を推進するため、土佐清水市情報公開条例(平成11年条例第2号)で定めるところにより、保有する情報を公開するとともに、市民に必要な情報を積極的に提供します。

2 市民、市議会及び市は、市政に関する情報の共有に努めます。

(個人情報保護)

第16条 市は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、保有する個人情報について、適切に保護します。

第5章 参画

(参画の保障)

第17条 市は、市民が総合振興計画及びその他の諸計画の策定、実施並びに評価の各段階に参画する権利を保障するため、審議会等への市民委員の公募、内容の公開、意見公募等の実施に努めます。

(住民投票)

第18条 市長は、市政に関わる重要な事項について、市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。

- 3 市は、住民投票に参加できる者の資格、その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めます。

第6章 危機管理

(危機管理)

第19条 市は、災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために、市民、関係機関との連携・協力及び相互支援による危機管理体制の構築に努めます。

- 2 市民は、災害等の発生において、自分たちの生命は自分たちで守ることを基本に、自分たちの果たす役割を認識し、ともに協力して、災害に強い地域づくりに努めます。

第7章 環境保全

(環境保全)

第20条 市民、市議会及び市は、この美しい自然環境を将来にわたって引き継いでいくことができるよう、環境保護や景観の保全に努めます。

- 2 事業者は、関係する法令及び条例等を守り、景観の保全と自然との調和を図るとともに、市が実施する施策に積極的に協力するものとします。

第8章 改善及び見直し

(継続的な改善)

第21条 市は、この条例の目的を達成するため、運用状況の調査及び検討を行い、その結果を公表し、継続した改善を行い、よりよいまちづくりに努めます。

(条例の見直し)

第22条 市は、社会、経済等の情勢の変化によって、この条例を改正する必要性が生じた場合は、この条例の理念を踏まえ、市民の意見を反映しながら見直しを行います。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行します。

附 則(令和5年3月31日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 土佐清水市総合振興計画等検討会議設置要綱

○土佐清水市総合振興計画等検討会議設置要綱

平成7年12月27日要綱第2号

土佐清水市総合振興計画等検討会議設置要綱
(設置)

第1条 土佐清水市の行政施策の指針となる、土佐清水市総合振興計画及び総合戦略(以下「総合振興計画等」という。)の策定並びに検証等を行うため、土佐清水市総合振興計画等検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(目的)

第2条 検討会議は、土佐清水市が策定する振興計画等に関する必要な事項について協議検討を行い助言する。

(組織)

第3条 検討会議は、委員 20 人以内で構成する。

2 委員は、市民及び優れた見識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(運営)

第4条 検討会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 検討会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

(任期)

第5条 委員の任期は、総合振興計画等の計画期間満了後の効果検証が終了するまでとする。ただし、任期中であっても役職により検討会議の委員となっている委員がその役職を退いたときは、その職を辞職したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 検討会議に関する庶務は、企画財政課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、委員長が定める。

2 初回の検討会議は、第4条第4項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し平成7年12月1日から適用する。

附 則(平成17年11月30日要綱第1号)

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第13号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月29日訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則(平成28年6月30日訓令第5号)

この訓令は、平成28年7月1日から施行する。

3 土佐清水市総合振興計画等検討会議委員名簿

所属名等	役職	氏名	備考
土佐清水市連合区長会	会長	川口 次男	
土佐清水市PTA連合会	女性代表	小谷 美帆	
いそあらし	代表	久保 卓也	委員長
高知県農業協同組合宿毛支所三崎出張所	三崎出張所長	山下 淳也	
高知県漁業協同組合清水統括支所	支所長	永野 常雄	
土佐清水市森林組合	代表理事	木下 司	
土佐清水商工会議所青年部	会長	武田 慎哉	
一般社団法人 土佐清水市観光協会	専務理事	土居 京一	副委員長
土佐清水市社会福祉協議会	事務局長	伊勢脇 大	
土佐清水市教育委員会	委員	門原 和光	
高知県立清水高等学校	校長	近藤 卓	
国立大学法人高知大学 次世代地域創造センター	准教授・地域コーディネーター	岡村 健志	
幡多信用金庫清水支店	支店長	本田 耕	
株式会社 高知銀行清水支店	支店長	大平 幸司	
西村和興事務所	代表	西村 和興	
土佐清水市職員労働組合	執行委員長	岡林 貴也	
高知県産業振興推進部	地域産業振興監 (幡多地域担当)	岡田 哲也	
土佐清水市	副市長	早川 聡	

4 土佐清水市総合振興計画等策定委員会設置規定

○土佐清水市総合振興計画等策定委員会設置規程

昭和43年1月31日訓令第1号

土佐清水市総合振興計画等策定委員会設置規程

第1条 土佐清水市総合振興計画, 土佐清水市みんなでまちづくり条例及び総合戦略の策定並びに検証等を行うため, 土佐清水市総合振興計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は, 委員長及び委員をもつて組織する。

2 委員長は, 副市長をもつてこれに充てる。

3 委員は, 市長が任命する。

第3条 委員長は, 委員会に関する事務を総括し, かつ, 委員会を代表する。

2 委員長に事故ある場合は, 委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

第4条 委員会は, 必要に応じ委員長が招集し, 委員長は会議の議長となる。

第5条 委員会に幹事を置く。

2 幹事は, 市職員の中から, 市長が任命する。

3 幹事は, 委員を補佐し, 事務を処理する。

第6条 委員会に関する庶務は, 企画財政課において行う。

第7条 この規程に定めるもののほか, 委員会の運営に関する事項については, 委員長が定める。

附 則

この規程は, 昭和43年2月1日から施行する。

附 則(昭和46年1月6日訓令第1号)

この訓令は, 昭和46年1月6日から施行する。

附 則(昭和50年2月1日規程第4号)

この規程は, 公布の日から施行し, 昭和50年1月1日から適用する。

附 則(昭和55年7月1日訓令第5号)

この訓令は, 公布の日から施行し, 昭和55年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月30日訓令第1号)

この訓令は, 平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第12号)

この訓令は, 平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月31日訓令第9号)

この訓令は, 平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成27年2月28日訓令第1号)

この訓令は, 公布の日から施行し, 平成27年1月1日から適用する。

附 則(平成28年6月30日訓令第4号)

この訓令は, 平成28年7月1日から施行する。

5 第八次土佐清水市総合振興計画策定の経過

年 月 日	内 容 等
令和7年1月	土佐清水市民(19歳以上 1,500人対象)にアンケート調査 中学高校生にアンケート調査
令和7年8月4日	令和7年度第1回土佐清水市総合振興計画等策定委員会
令和7年9月2日・3日	各課ヒアリング
令和7年11月4日	令和7年度第2回土佐清水市総合振興計画等策定委員会
令和7年11月17日	令和7年度第1回土佐清水市総合振興計画等検討会議
令和7年12月22日～ 令和8年1月16日	パブリックコメント
令和8年2月2日	令和7年度第3回土佐清水市総合振興計画等策定委員会

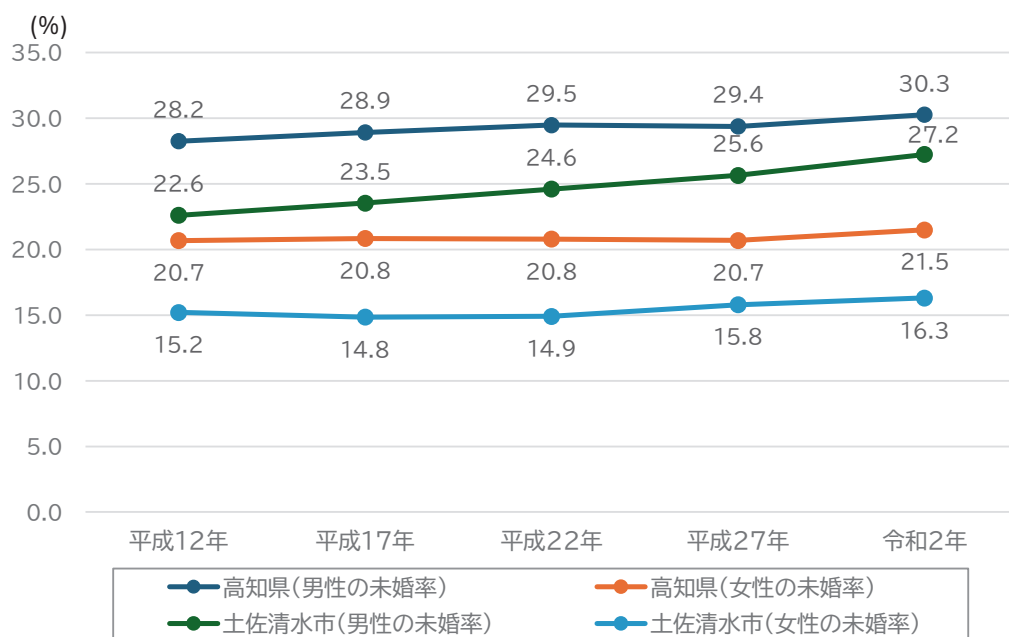
6 人口に関するデータ

総人口・年齢3区分別人口、人口動態の推移については、第2章第1節(2)人口を参照。ここでは人口推計等に使用した参考値を掲載しています。

(1)未婚率

①15歳以上

15歳以上の未婚率は、男女とも県平均を下回って推移しています。次頁のデータから、現役世代の未婚率は県平均よりも高いことから、60歳以上の世代の未婚率が低いと考えられます。

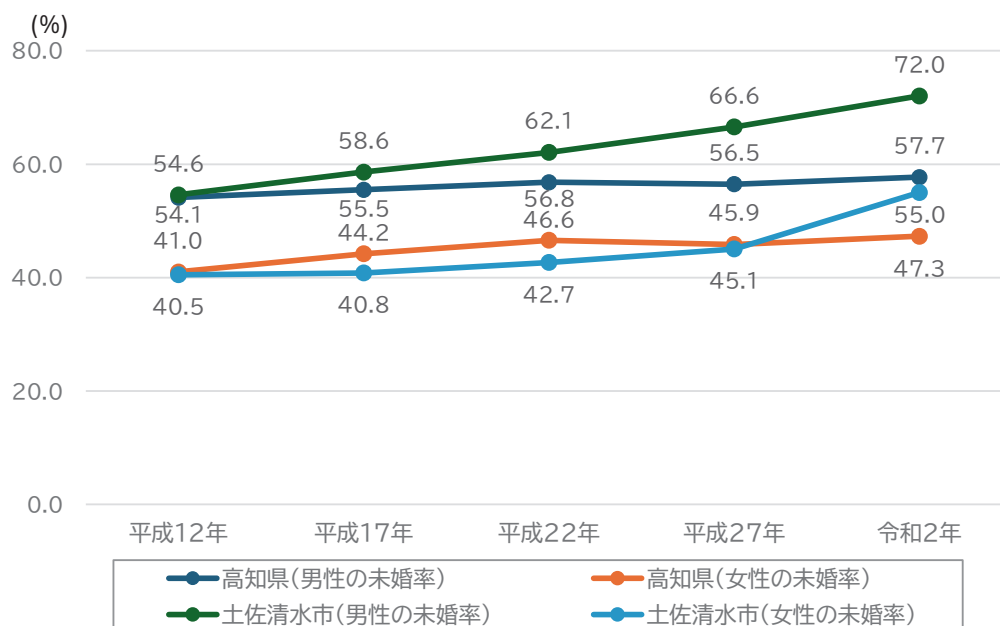


出典：総務省統計局「国勢調査」

※未婚とは、一度も結婚したことがない人をいう。

②25～34 歳

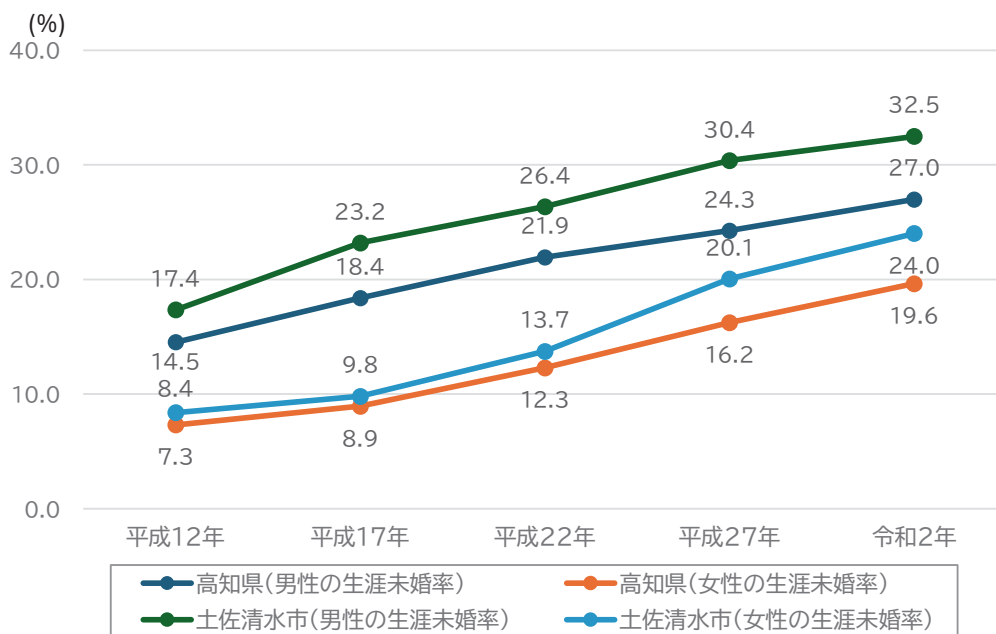
いわゆる結婚適齢期といわれる25～34歳の未婚率は、本市においては増加傾向にあり、令和2年には男女とも県平均を上回っています。



出典：総務省統計局「国勢調査」

③生涯未婚率

生涯未婚率は、男女とも県平均を上回っています。



出典：総務省統計局「国勢調査」

※生涯未婚率とは50歳時点で結婚歴がない人の割合で、国勢調査からは45～49歳と50～54歳の未婚率の平均で算出される。

(2)社会移動(詳細)

①地域別転入・転出状況

全体としては転出超過の状況にあり、特に高知市・四万十市への転出が顕著です。

	転入数	転出数
高知市	38	64
四万十市	22	66
その他県内	56	37
大阪府	28	29
兵庫県	17	16
その他県外	93	125
総数	254	337

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」(令和6年)

②男女別年齢別転入・転出状況

男性は特に20～29歳の転出超過が大きく、高知市・四万十市への転出超過が顕著です。

男性	0～9歳		10～19歳		20～29歳	
	転入数	転出数	転入数	転出数	転入数	転出数
高知市	2	2	1	1	4	10
四万十市	1	2	2	4	3	10
その他県内	2	2	4	1	5	4
大阪府	3	0	1	1	1	3
兵庫県	0	1	0	1	4	4
その他県外	4	4	1	6	13	24
総数	12	11	9	14	30	55

男性	30～39歳		40～49歳		50～59歳	
	転入数	転出数	転入数	転出数	転入数	転出数
高知市	4	7	4	4	0	3
四万十市	1	4	2	3	1	0
その他県内	4	4	2	4	4	4
大阪府	1	2	2	0	0	1
兵庫県	1	2	1	0	0	0
その他県外	11	10	6	11	16	6
総数	22	29	17	22	21	12

男性	60歳以上	
	転入数	転出数
高知市	0	5
四万十市	1	8
その他県内	4	3
大阪府	3	4
兵庫県	3	0
その他県外	17	2
総数	28	22

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（令和6年）

女性も特に20～29歳の転出超過が大きく、男性よりもやや県外転出の傾向がみられます。

女性	0～9歳		10～19歳		20～29歳	
	転入数	転出数	転入数	転出数	転入数	転出数
高知市	2	1	1	5	7	10
四万十市	0	4	1	2	2	5
その他県内	1	0	6	3	8	3
大阪府	0	0	0	1	1	7
兵庫県	0	0	0	0	1	5
その他県外	3	4	4	10	16	22
総数	6	9	12	21	35	52

女性	30～39歳		40～49歳		50～59歳	
	転入数	転出数	転入数	転出数	転入数	転出数
高知市	2	6	4	1	4	1
四万十市	1	3	1	5	4	7
その他県内	6	2	1	3	1	2
大阪府	1	3	1	1	0	0
兵庫県	3	0	1	0	2	0
その他県外	10	9	2	7	4	2
総数	23	23	10	17	15	12

女性	60歳以上	
	転入数	転出数
高知市	1	8
四万十市	1	9
その他県内	4	4
大阪府	0	6
兵庫県	1	3
その他県外	5	6
総数	12	36

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（令和6年）

③男女別年齢別純移動

男女とも特に20～29歳の転出超過が大きく、女性は男性よりもやや県外転出の傾向がみられます。

男性	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
高知市	0	0	-6	-3	0	-3	-5
四万十市	-1	-2	-7	-3	-1	1	-7
その他県内	0	3	1	0	-2	0	1
大阪府	3	0	-2	-1	2	-1	-1
兵庫県	-1	-1	0	-1	1	0	3
その他県外	0	-5	-11	1	-5	10	15
総数	1	-5	-25	-7	-5	9	6

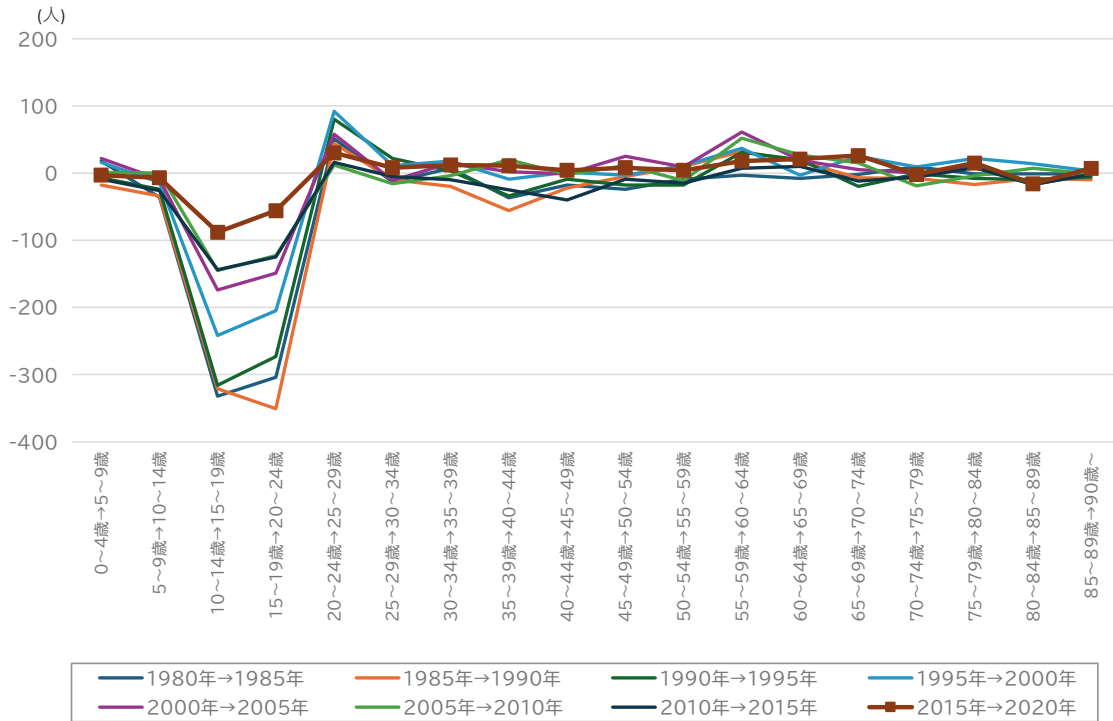
女性	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
高知市	1	-4	-3	-4	3	3	-7
四万十市	-4	-1	-3	-2	-4	-3	-8
その他県内	1	3	5	4	-2	-1	0
大阪府	0	-1	-6	-2	0	0	-6
兵庫県	0	0	-4	3	1	2	-2
その他県外	-1	-6	-6	1	-5	2	-1
総数	-3	-9	-17	0	-7	3	-24

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（令和6年）

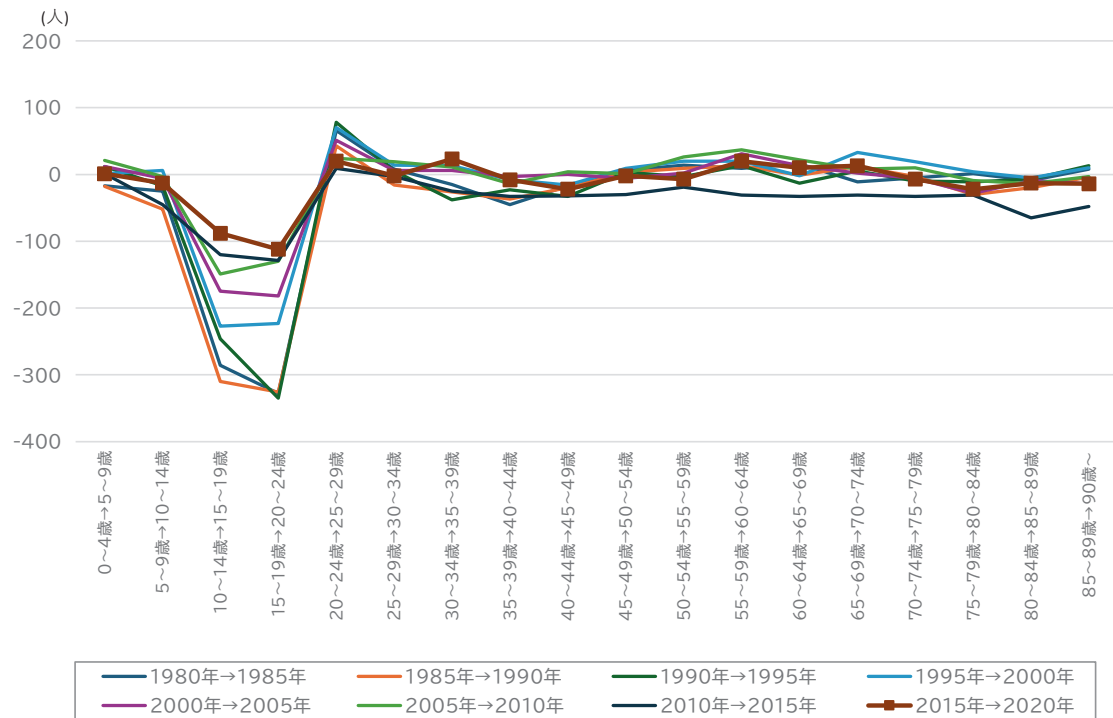
④人口移動の長期的動向

全体として、人口減少に伴い人口移動の規模は縮小傾向にあります。男女とも10～20歳代前半にかけて転出超過傾向にあります。

【男性】



【女性】



出典：RESAS 地域経済分析システム

(3)産業・雇用

①産業別就業者

男性は、漁業、建設業、卸売業・小売業の順に、就業者数が多くなっています。漁業では、70～79歳の就業者が最も多く、建設業では60～69歳、卸売業・小売業では40～49歳となっています。

男性	15～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70～ 79歳	80歳 以上	合計
農業・林業	9	14	46	27	50	48	20	214
うち農業	9	7	33	19	43	45	20	176
漁業	36	22	45	71	81	94	15	364
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	14	31	89	70	109	43	5	361
製造業	19	35	61	49	36	25	3	228
電気・ガス・熱供給・水道業	1	4	4	5	0	0	0	14
情報通信業	1	0	3	0	0	0	0	4
運輸業・郵便業	5	15	40	42	38	21	2	163
卸売業・小売業	30	50	75	58	53	36	15	317
金融業・保険業	7	4	5	9	0	0	0	25
不動産業・物品賃貸業	1	0	0	3	0	0	0	4
学術研究・専門・技術サービス業	4	4	10	10	4	10	0	42
宿泊業・飲食サービス業	7	11	23	29	37	26	4	137
生活関連サービス業・娯楽業	4	4	15	18	8	20	3	72
教育・学習支援業	12	10	5	28	18	0	0	73
医療・福祉	30	45	63	43	34	15	2	232
複合サービス事業	7	9	16	28	10	0	0	70
サービス業(他に分類されないもの)	10	14	38	26	50	34	4	176
公務(他に分類されるものを除く)	44	52	51	47	24	0	0	218
分類不能の産業	1	0	7	6	5	4	1	24
合計	251	331	629	588	600	421	94	2,914

出典：総務省統計局「国勢調査」(令和2年)

※就業者とは、本市で就業している者のことで、居住地は問わない。

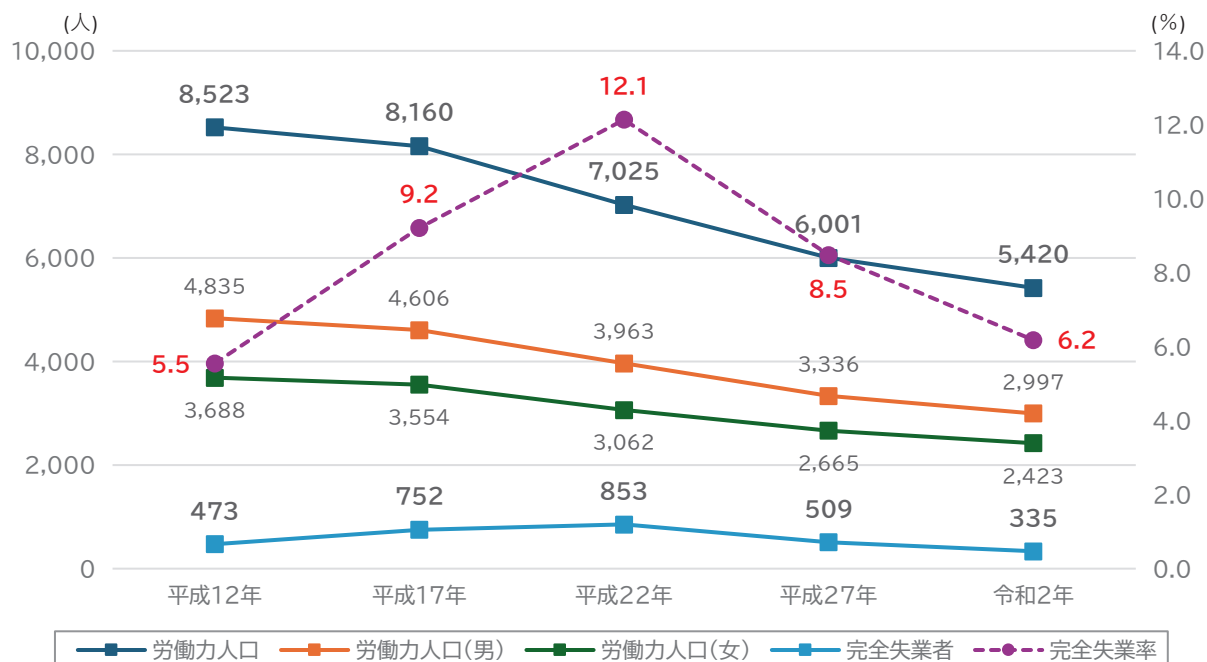
女性は、医療・福祉、卸売業・小売業、製造業の順に、就業者数が多くなっています。医療・福祉では、50～59歳の就業者が最も多く、卸売業・小売業では50～59歳、製造業では40～49歳となっています。

女性	15～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70～ 79歳	80歳 以上	合計
農業・林業	1	0	9	11	27	38	11	97
うち農業	0	0	8	11	27	38	11	95
漁業	0	4	11	20	25	11	0	71
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	2	7	17	14	12	10	0	62
製造業	7	26	71	62	54	27	2	249
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	0	0	3	0	0	0	0	3
運輸業・郵便業	0	0	0	9	4	4	0	17
卸売業・小売業	33	50	62	80	74	43	19	361
金融業・保険業	11	5	11	12	0	0	0	39
不動産業・物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0
学術研究・専門・技術サービス業	3	0	7	0	0	0	0	10
宿泊業・飲食サービス業	14	15	34	38	71	55	6	233
生活関連サービス業・娯楽業	2	11	15	23	19	21	3	94
教育・学習支援業	13	16	20	44	23	0	2	118
医療・福祉	46	98	173	177	149	24	1	668
複合サービス事業	2	8	10	16	11	0	0	47
サービス業(他に分類されないもの)	1	15	26	17	23	20	2	104
公務(他に分類されるものを除く)	16	32	24	17	7	0	0	96
分類不能の産業	1	0	6	4	0	4	1	16
合計	152	287	507	555	526	295	58	2,380

出典：総務省統計局「国勢調査」（令和2年）

②労働力人口

労働力人口は減少傾向が続いています。完全失業者・完全失業率は平成22年をピークとして、減少しています。



出典：総務省統計局「国勢調査」

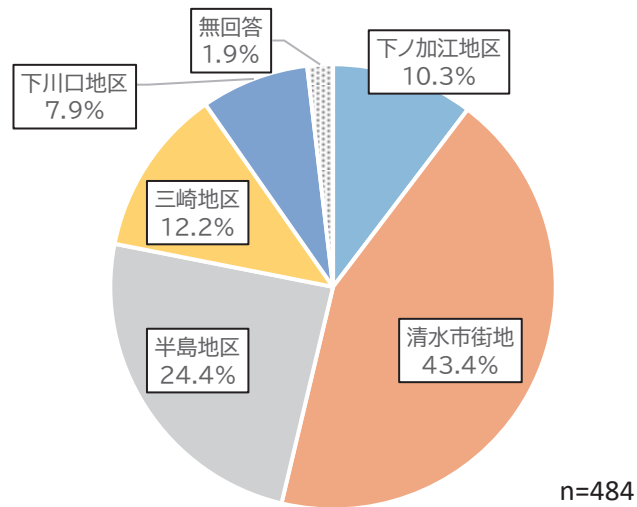
7 市民意識アンケート調査結果(一般市民)

(1) 実施の概要

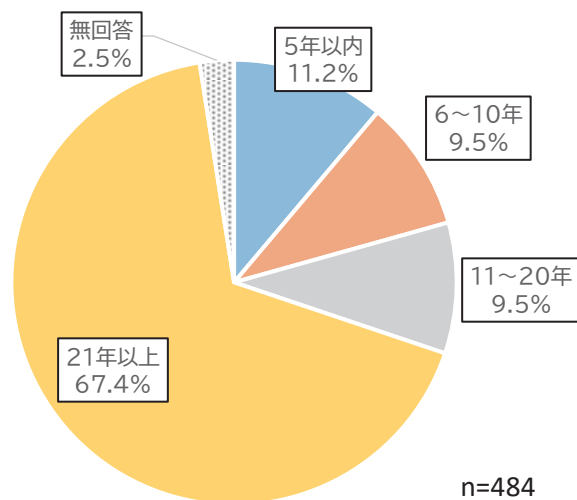
対 象	土佐清水市内在住の19歳以上の市民1,500人(抽出調査)
調査期間	令和7年1月
調査方法	郵送にて配布・回収
回収状況	配布数1,500票 回収数484票 回収率32.3%

(2) 調査結果

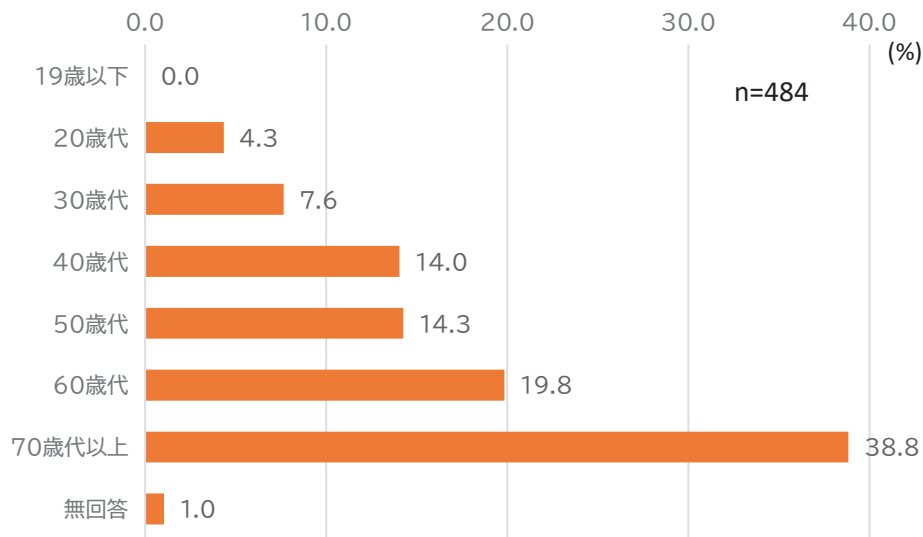
①あなたの住んでいる地区はどこですか。



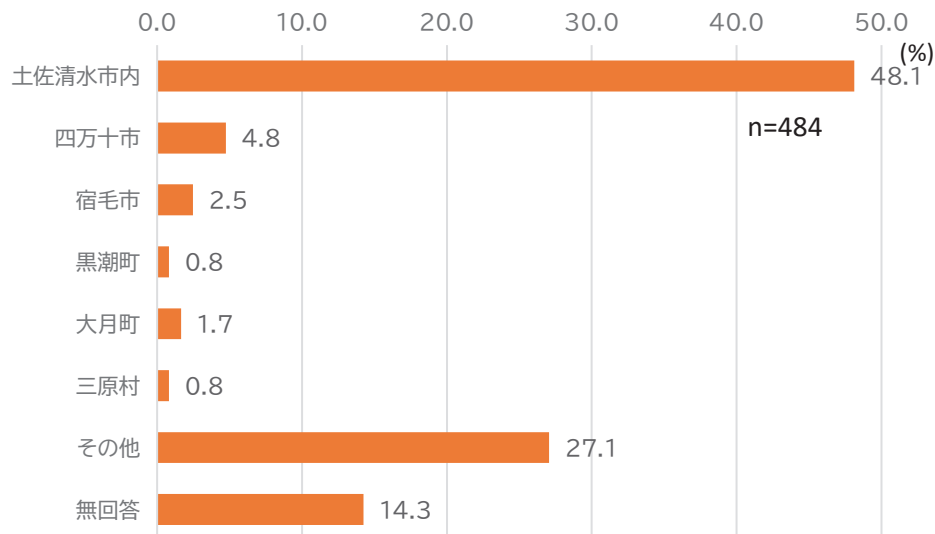
②今のところに住み始めて何年になりますか。



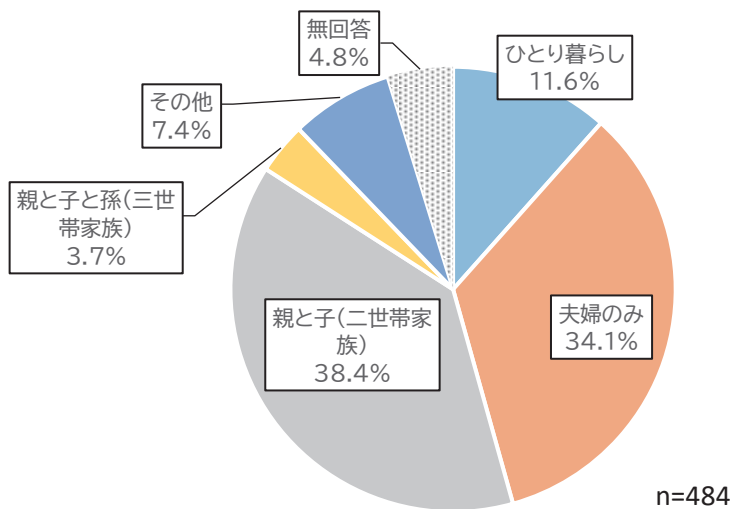
③あなたの年齢は。



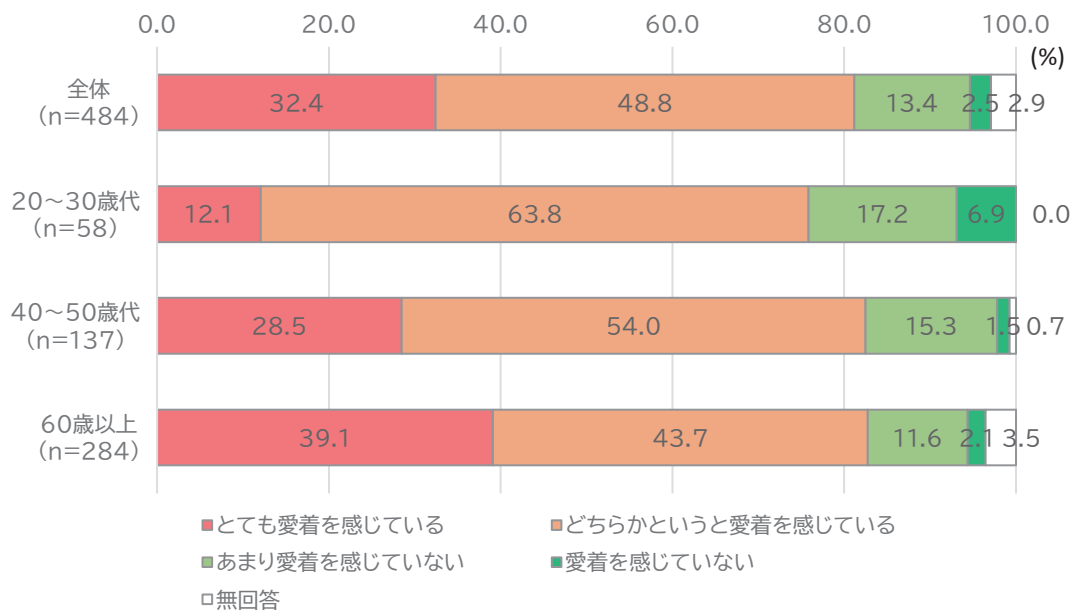
④勤務地はどちらですか。



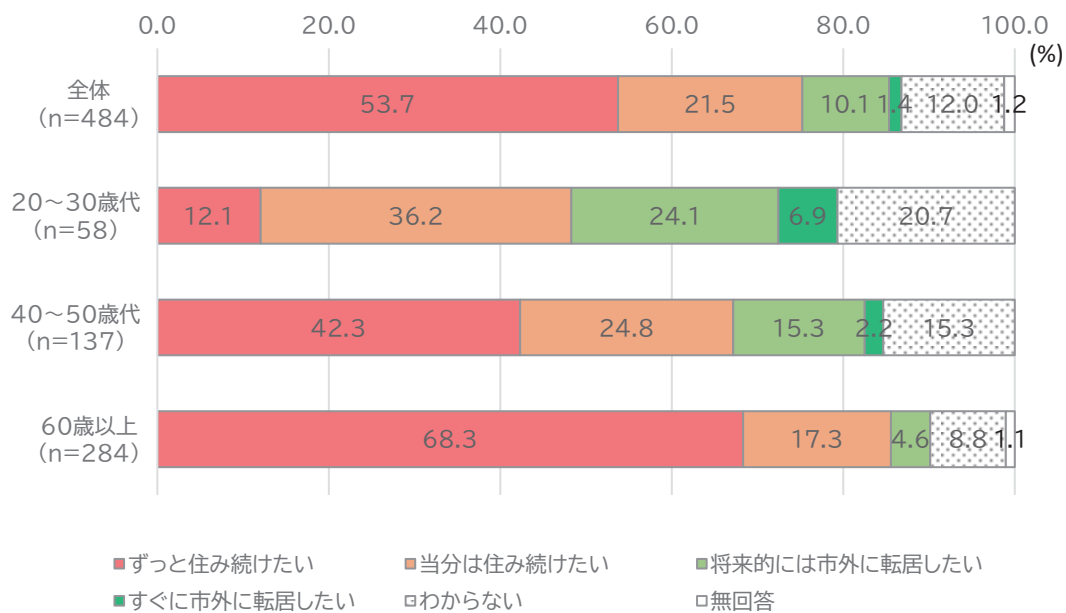
⑤家族構成は。



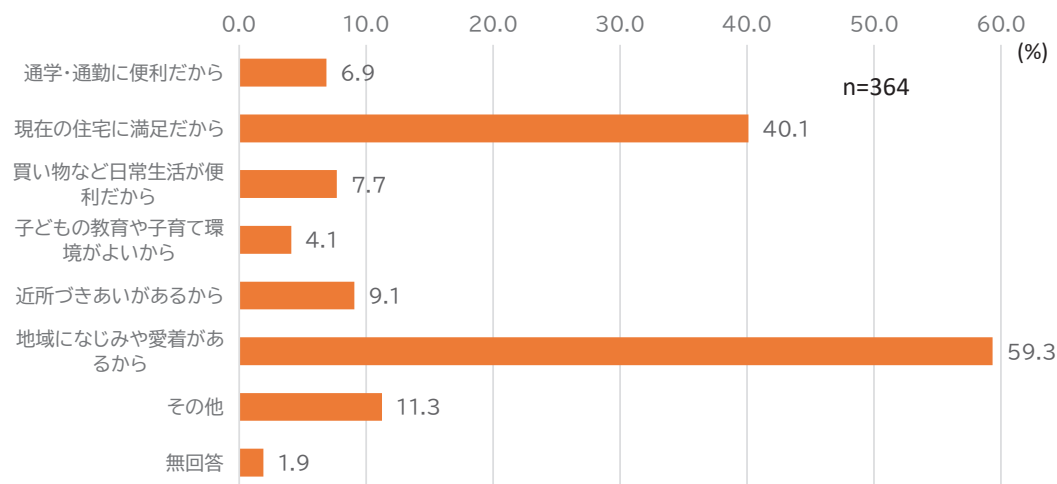
問1.あなたは市に「自分のまち」として愛着をどの程度感じていますか。



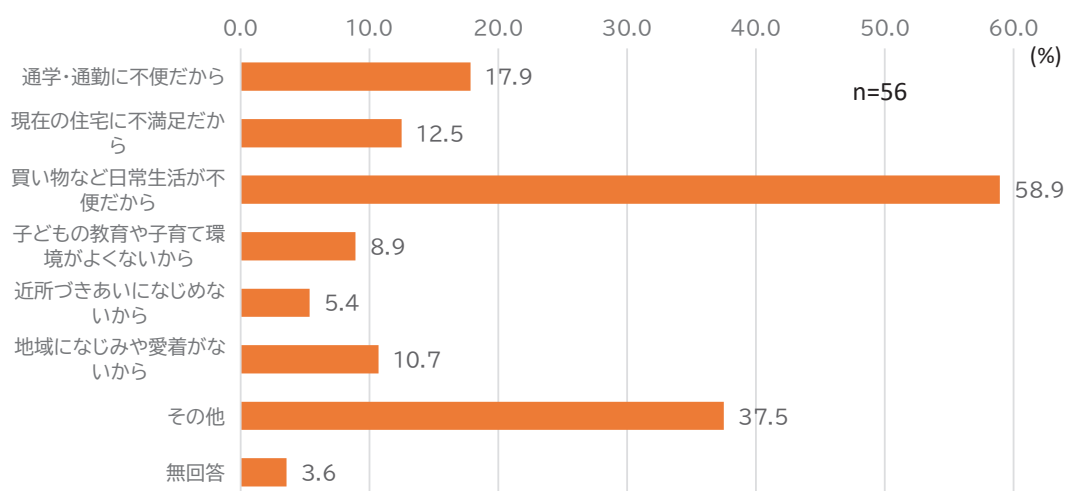
問2.あなたは、今後も市に住み続けたいですか。



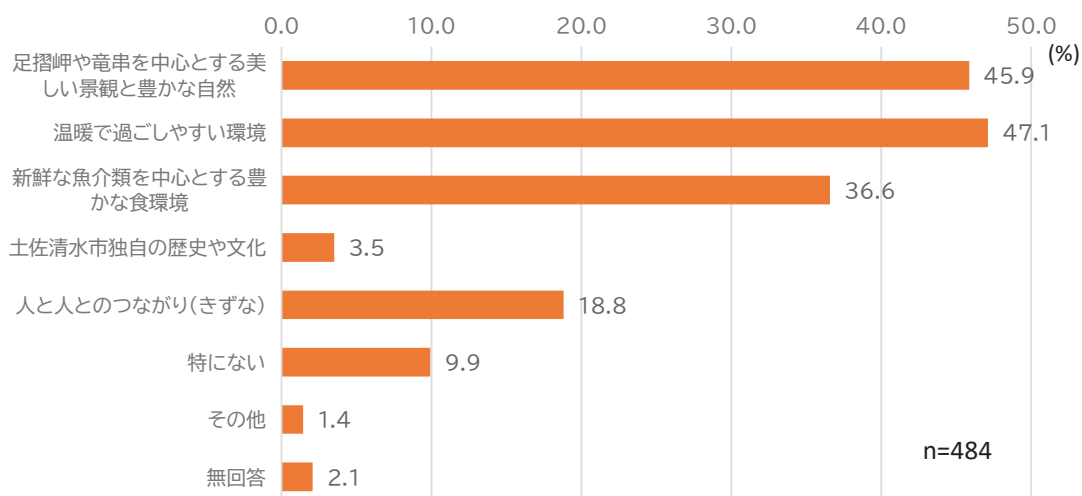
問2-1 問2で「ずっと住み続けたい」又は「当分は済み続けたい」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。(2つ以内を選択)



問2-2 問2で「将来的には市外に転居したい」又は「すぐに市外に転居したい」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。(2つ以内を選択)



問3.あなたが土佐清水市で誇りとするものは何ですか。(2つ以内を選択)



問4.まちづくりの現状についてどのように感じていますか。

(番号は「現状に対する満足度」と「施策の重要度」の各項目1つずつ選択)

※現状に対する満足度	1.満足	2.やや満足	3.やや不満	4.不満
※施策の重要度	5.重要	6.やや重要	7.やや重要ではない	8.重要でない

	満足	やや満足	やや不満	不満	無回答	重要	やや重要	やや重要ではない	重要ではない	無回答
(1)農業振興(農業環境整備、後継者育成など)	3.3	22.3	42.8	15.9	15.7	45.9	28.9	5.0	4.1	16.1
(2)林業振興(林業環境整備、後継者育成など)	4.3	21.3	43.0	14.9	16.5	39.9	31.0	7.4	5.0	16.7
(3)漁業振興(漁業環境整備、後継者育成など)	5.6	19.4	36.0	22.1	16.9	55.0	19.8	3.9	5.2	16.1
(4)観光振興(観光イベント、観光地整備など)	6.4	28.3	33.9	14.9	16.5	42.6	27.3	7.4	5.6	17.1
(5)商業振興(商業活性化、商業施設整備など)	5.2	15.3	37.6	26.0	15.9	43.4	28.3	7.9	3.9	16.5
(6)工業振興(製造業、企業誘致など)	4.8	14.9	32.6	31.2	16.5	40.5	27.5	9.7	5.6	16.7
(7)検診・健康講座などの保健事業	17.6	45.2	19.2	6.8	11.2	45.9	30.8	5.8	4.3	13.2
(8)救急や病院など医療体制の整備	8.1	24.6	36.2	20.9	10.3	63.2	16.1	3.7	5.0	12.0
(9)高齢者への介護・福祉	7.9	34.1	34.5	12.8	10.7	56.2	21.9	5.0	4.3	12.6
(10)障がい者への支援	6.2	34.7	34.1	9.9	15.1	49.4	26.9	5.6	3.5	14.7
(11)保育の充実など子育て支援	10.5	38.8	27.7	9.1	13.8	53.1	23.8	5.6	3.7	13.8
(12)幼児教育の充実	9.1	41.5	25.8	7.4	16.1	47.9	26.7	5.8	2.9	16.7
(13)小中学校教育の充実	8.3	41.1	25.6	8.9	16.1	53.1	22.7	4.3	3.1	16.7
(14)生涯学習環境の整備	6.6	38.6	28.7	8.7	17.4	32.2	38.6	8.1	3.3	17.8
(15)図書館や公民館の充実	15.1	45.5	18.4	6.0	15.1	32.4	34.9	11.2	4.5	16.9
(16)スポーツの振興	10.5	37.8	26.4	7.9	17.4	27.5	37.4	12.4	5.0	17.8
(17)歴史・文化の保全・活用	7.9	41.7	26.0	7.4	16.9	30.4	36.8	11.4	3.5	18.0

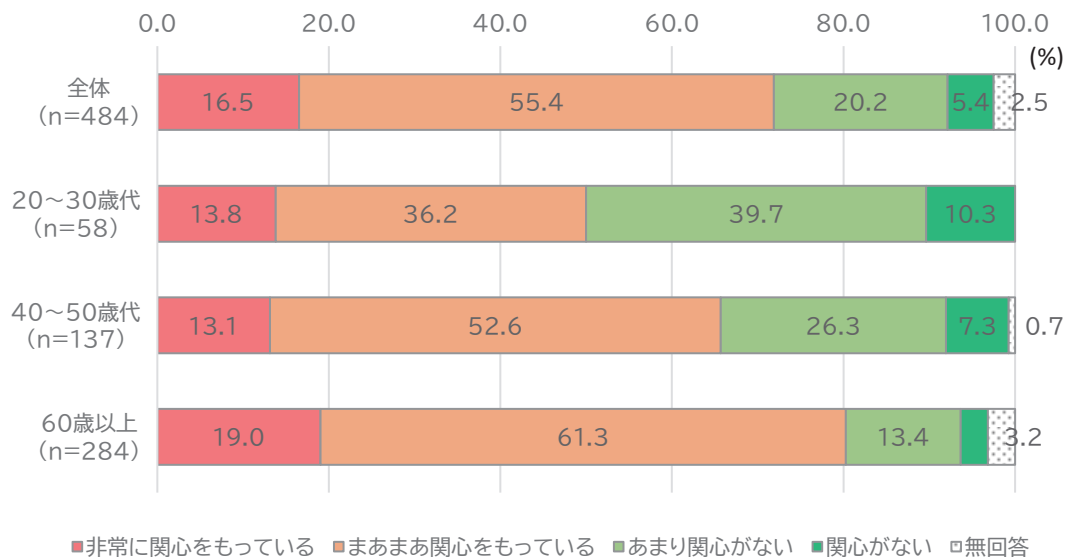
	満足	やや満足	やや不満	不満	無回答
(18)公園の整備や新設	9.5	35.3	30.0	13.2	12.0
(19)幹線道路や生活道路の道路整備	9.1	26.2	30.0	22.9	11.8
(20)バスなどの利便性の向上	6.2	19.6	35.1	27.1	12.0
(21)ごみ収集処理	31.8	37.0	14.3	6.2	10.7
(22)消防や自然災害などの防災体制	16.1	38.4	24.8	9.3	11.4
(23)歩道の設置などの交通安全	9.1	36.8	32.2	9.9	12.0
(24)犯罪の予防など治安の維持	11.0	42.6	24.6	9.7	12.2

重要	やや重要	やや重要ではない	重要ではない	無回答
28.1	32.0	18.2	7.4	14.3
51.7	23.1	5.8	5.2	14.3
44.4	29.5	7.0	5.0	14.0
44.4	27.7	7.6	5.8	14.5
57.2	18.2	5.8	4.5	14.3
42.1	31.2	7.4	5.2	14.0
47.1	26.2	6.0	5.8	14.9

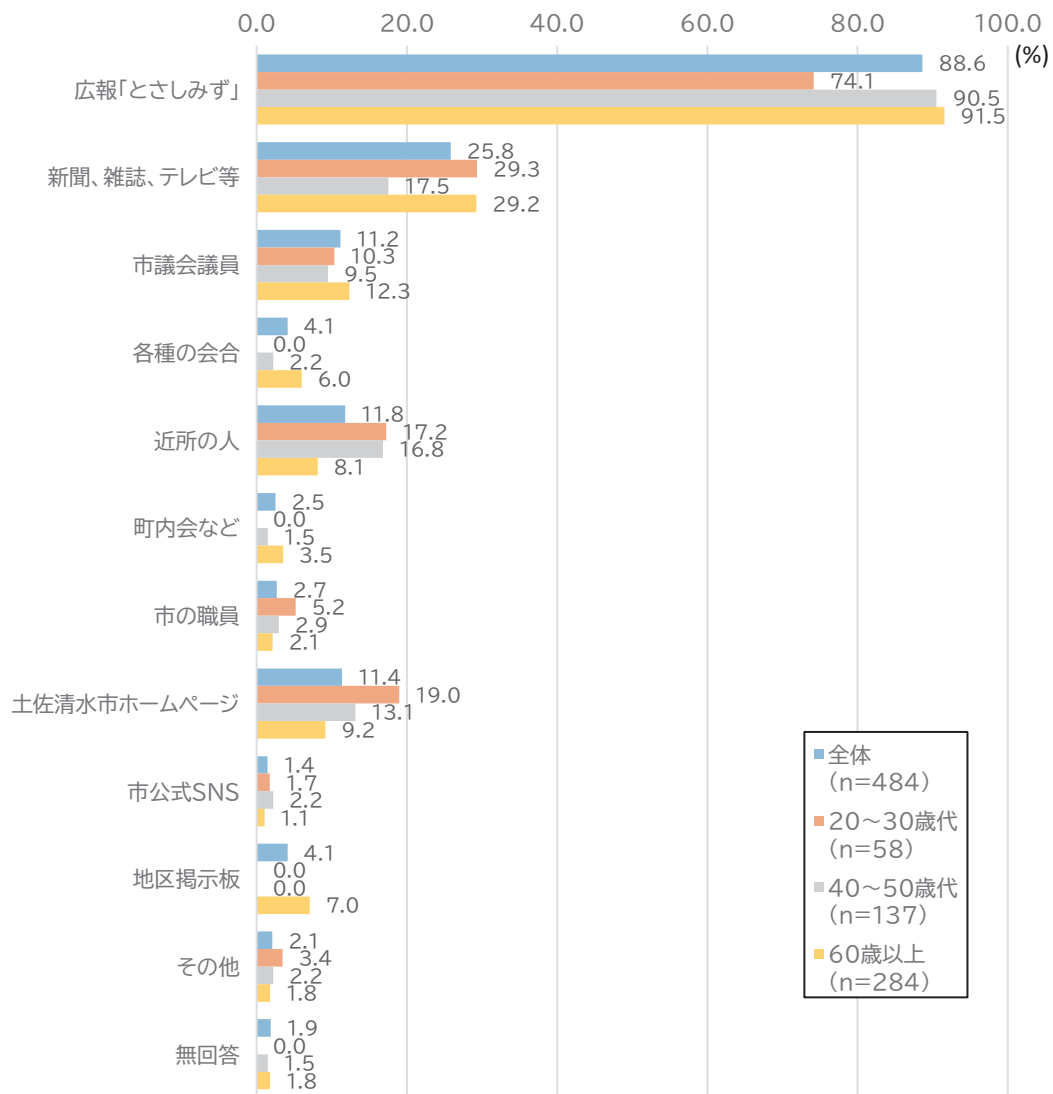
(25)国際交流・国内の地域間交流	5.6	43.8	26.0	6.8	17.8
(26)男女共同参画	6.2	46.1	25.4	5.8	16.5
(27)人権問題解決のための取り組み	8.5	45.5	21.9	6.6	17.6
(28)高速インターネットなど地域の情報化	6.8	34.3	27.3	13.6	18.0
(29)コミュニティづくりなどの地域振興	6.2	43.2	25.2	8.1	17.4
(30)NPO やボランティア活動への支援	6.2	43.2	26.9	6.6	17.1
(31)行財政運営の効率化	4.5	31.2	31.8	15.1	17.4

21.1	37.8	17.6	5.4	18.2
22.7	40.3	13.8	5.8	17.4
24.0	40.1	12.0	5.4	18.6
37.0	31.2	9.3	3.7	18.8
27.1	40.3	11.2	4.3	17.1
21.5	42.6	13.6	4.1	18.2
43.6	28.1	6.8	3.3	18.2

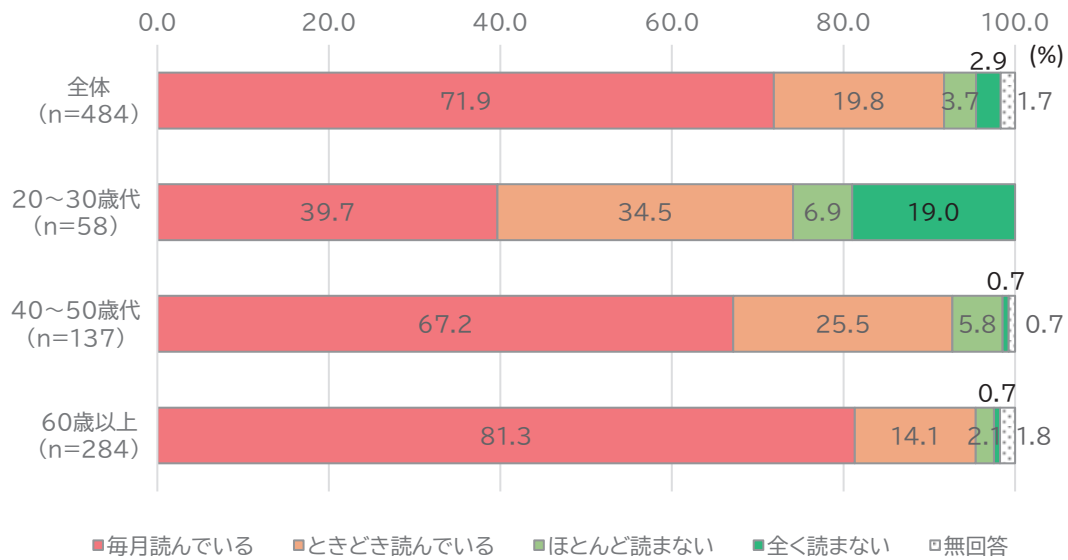
問5.あなたは市政に関心をお持ちですか。



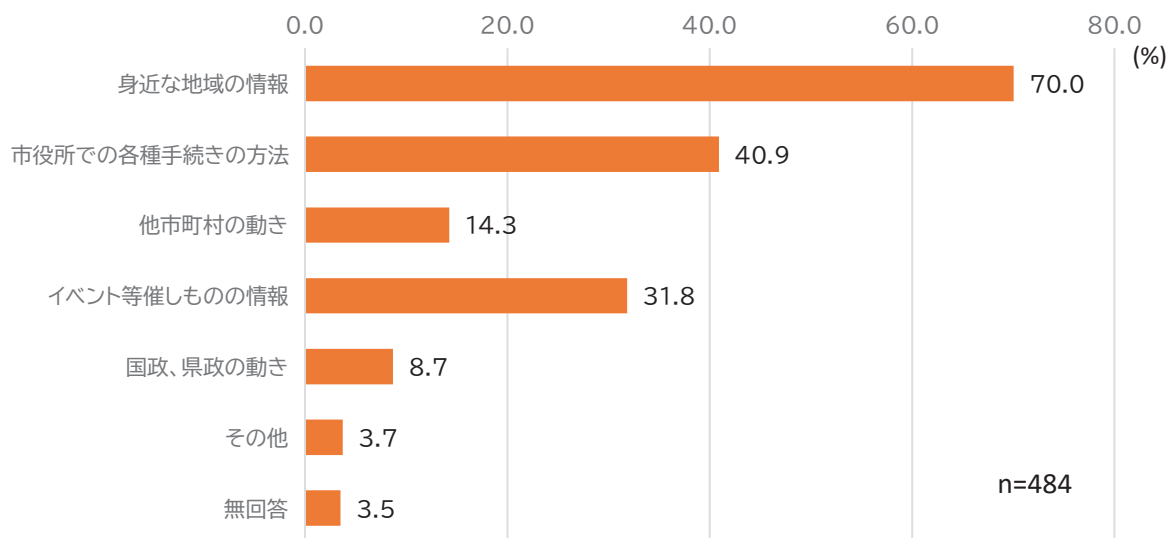
問6.あなたは市政の動きを何で知りますか。(2つ以内を選択)



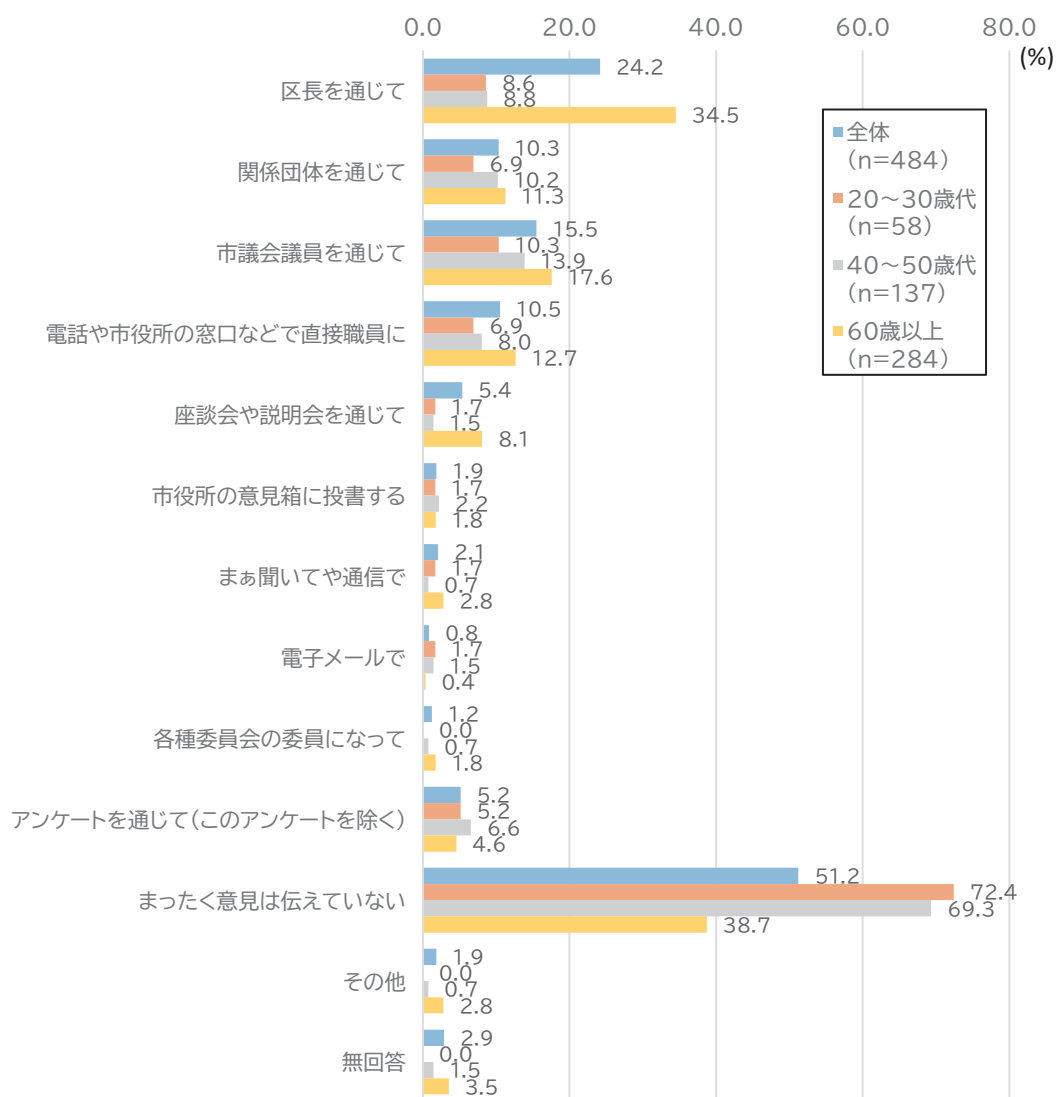
問7.あなたは広報「とさしみず」を読んでいますか。



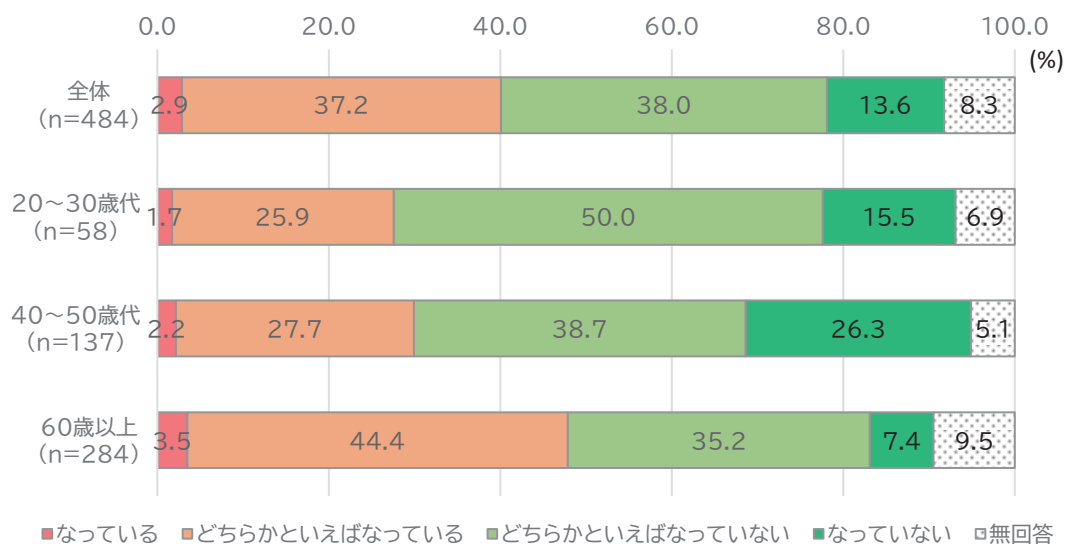
問8.広報「とさしみず」にどんな情報掲載を望みますか。(2つ以内を選択)



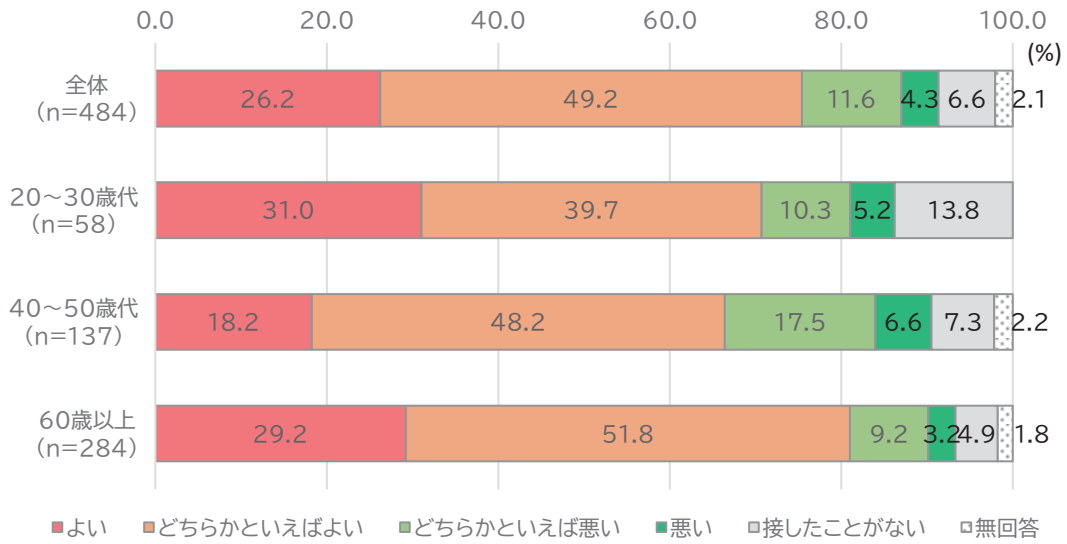
問9.あなたは市政に対する意見・要望をどのように伝えていますか。(複数選択可)



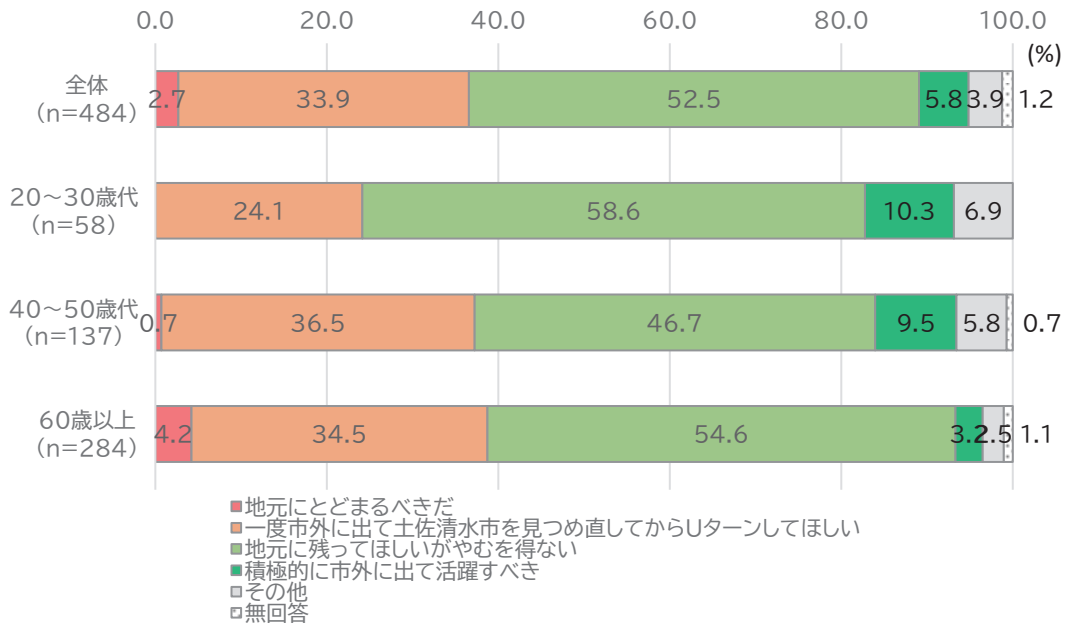
問10.あなたが思う市制運営となっていますか。



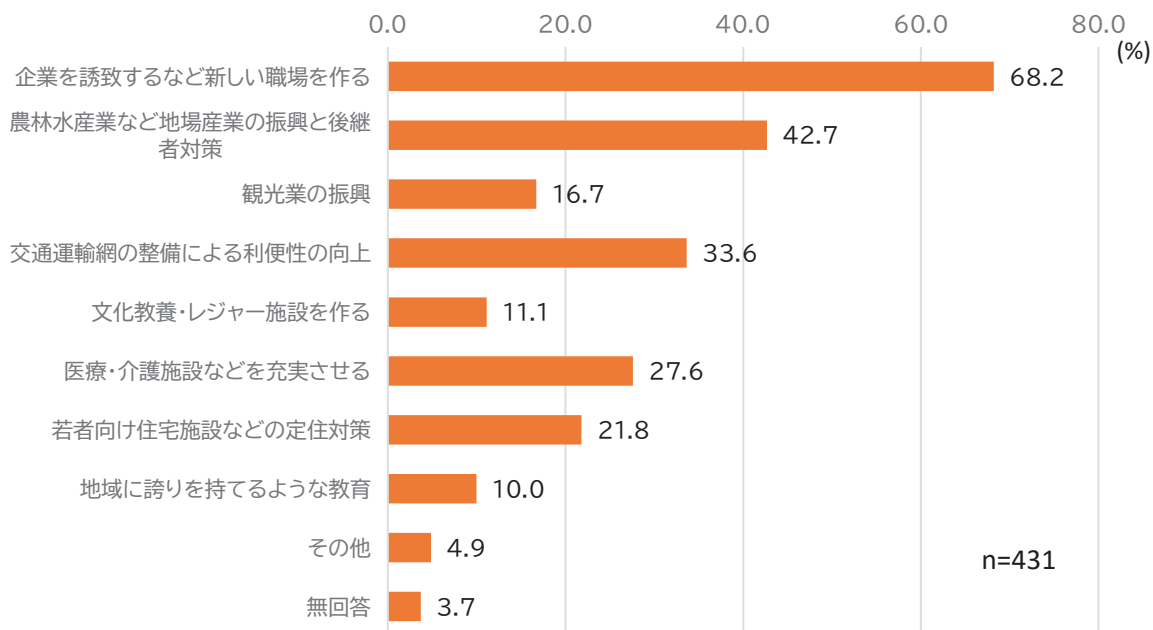
問 11.市役所・市民センター・福祉センターでの職員の対応についてどう思いますか。



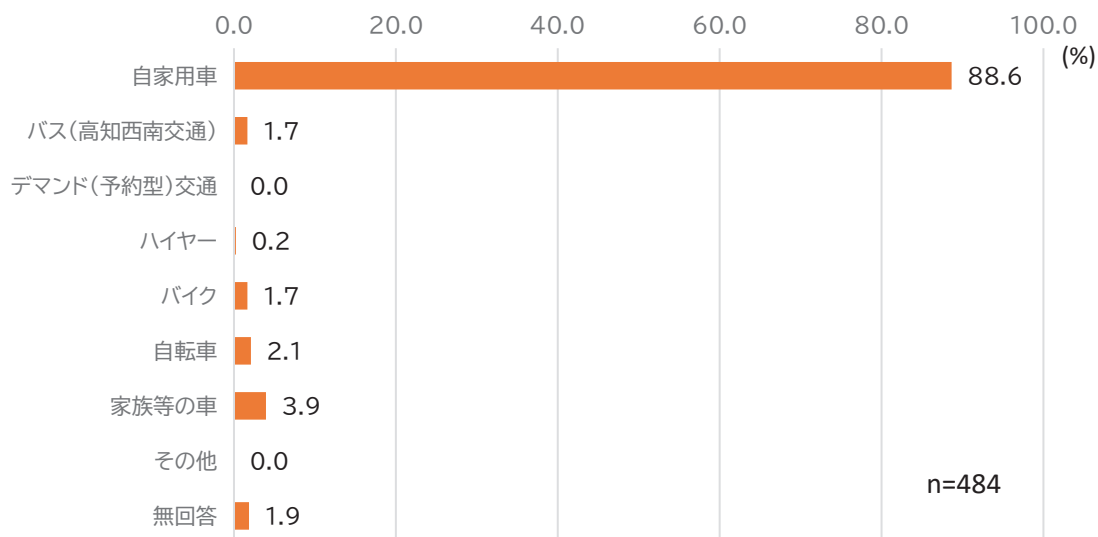
問 12.本市から若者の流出が続いていますが、そのことについてどう思いますか。



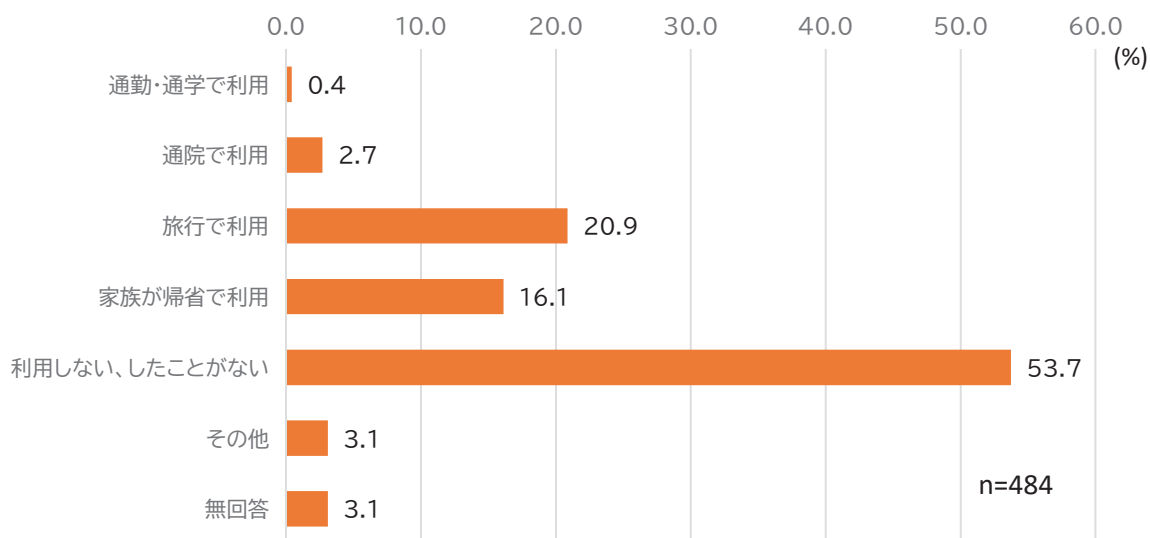
問 12-1 問 12 で「地元にとどまるべきだ」、「一度市外に出て土佐清水市を見つめ直してからUターンしてほしい」又は「地元に残ってほしいがやむを得ない」と答えた方にお聞きします。若者を定着、Uターンさせるためには本市では何に力を入れるべきだと思いますか(3つまで選択可)。



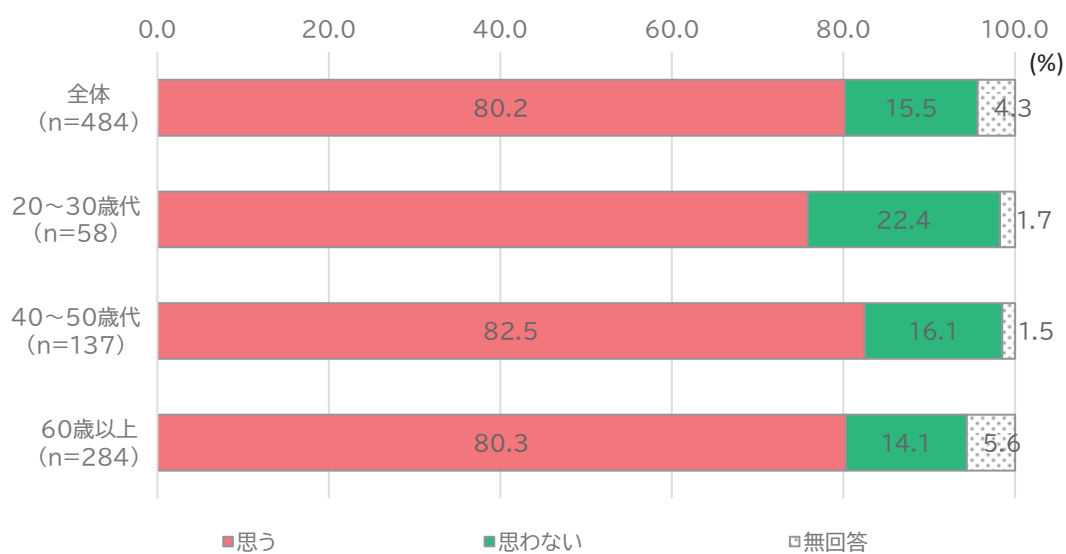
問 13.あなたが日頃主に利用している交通手段は何ですか。



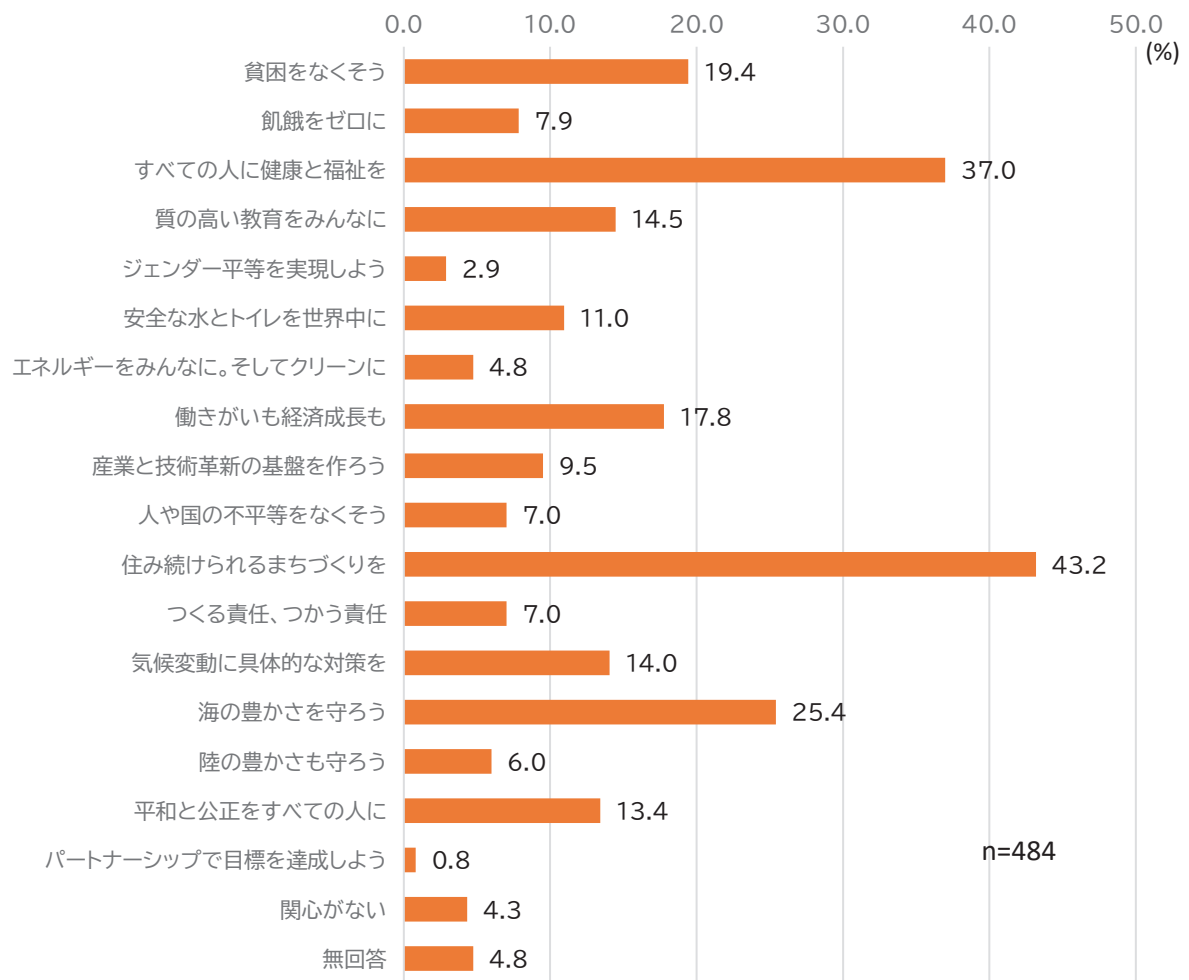
問 14.あなたやご家族は、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線【宿毛～窪川間】を利用していますか。



問 15.あなたやご家族は、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線【宿毛～窪川間】は必要だと思いますか。

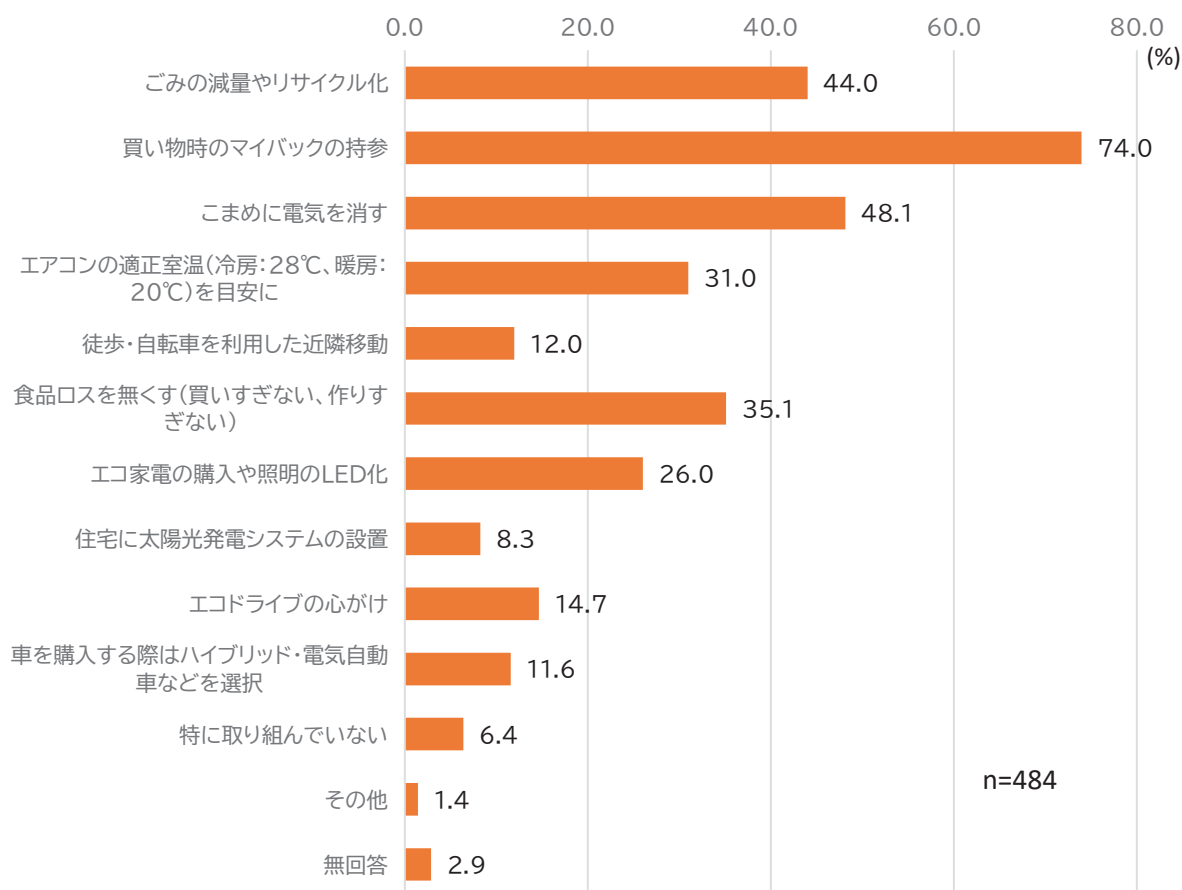


問 16.SDGsの 17 のゴールのうち関心があるものを教えてください。(3つ以内を選択)

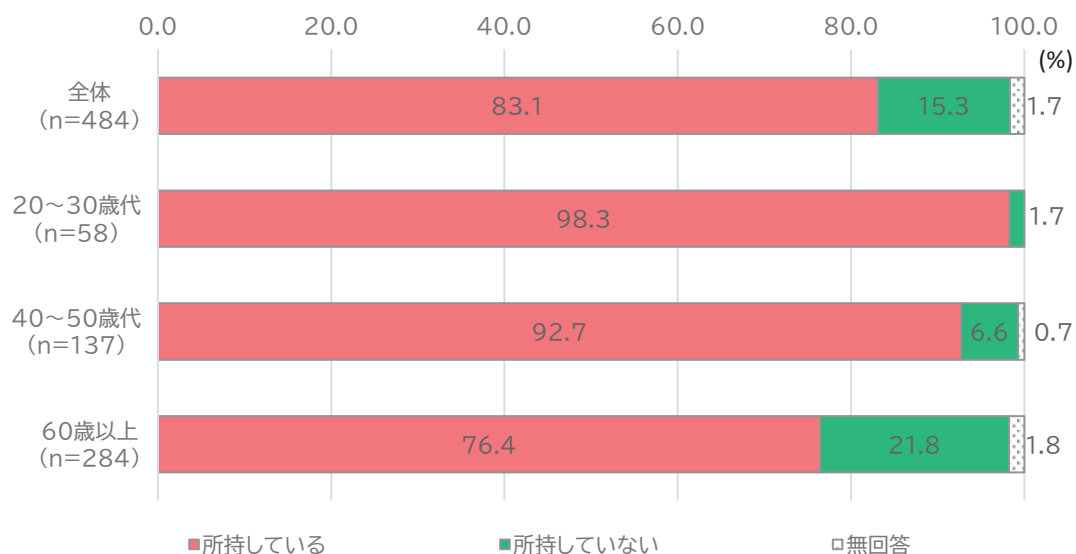


問 17.ゼロカーボンシティに向けて普段取り組んでいることを教えてください。

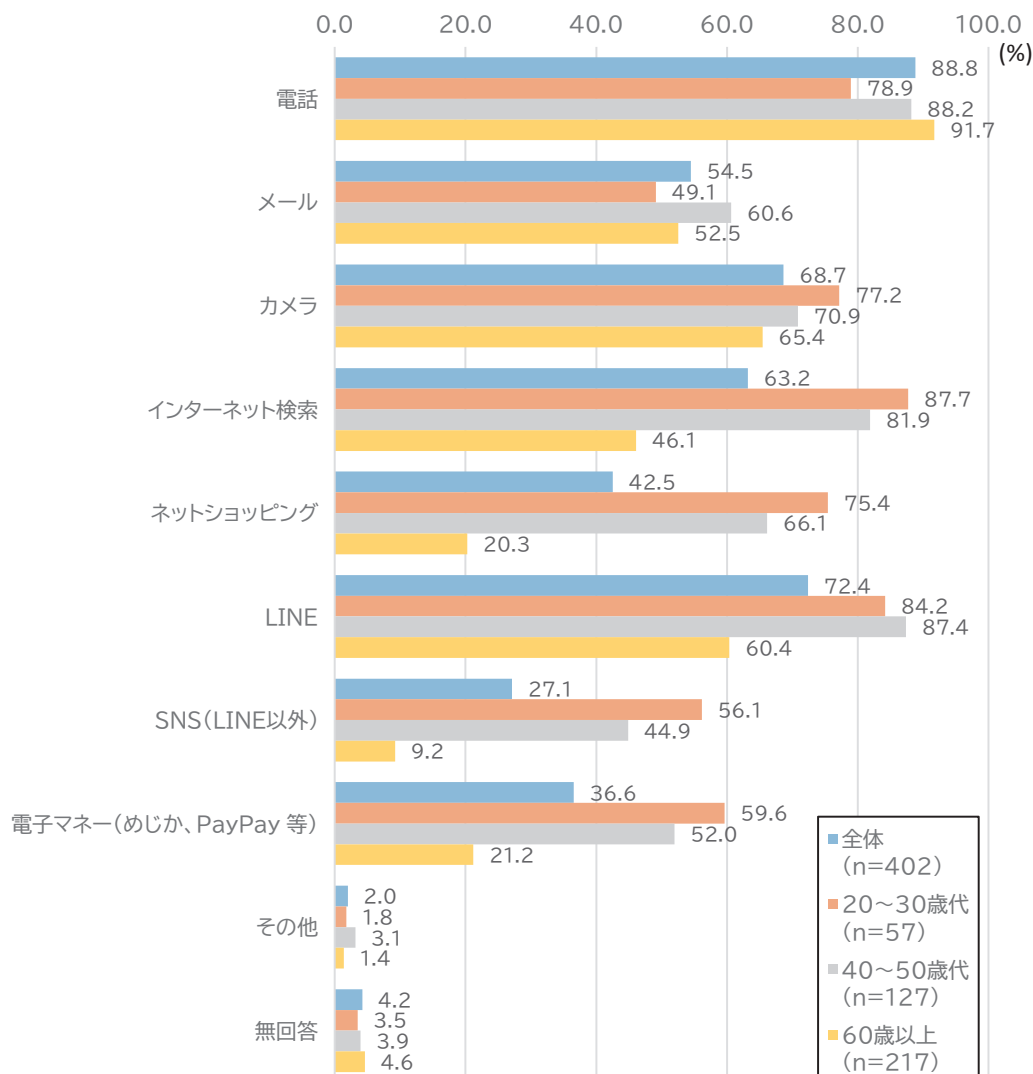
(複数選択可)



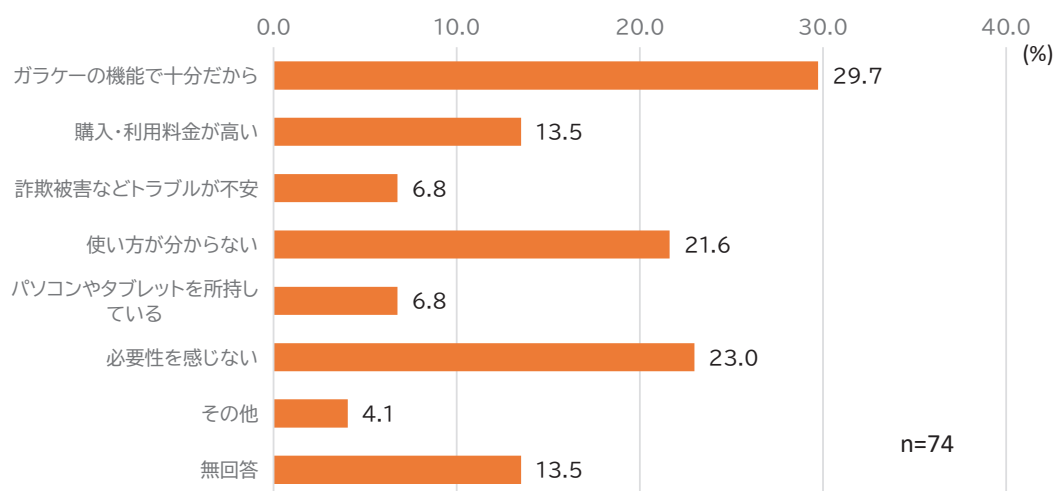
問 18.スマートフォンを所持していますか。



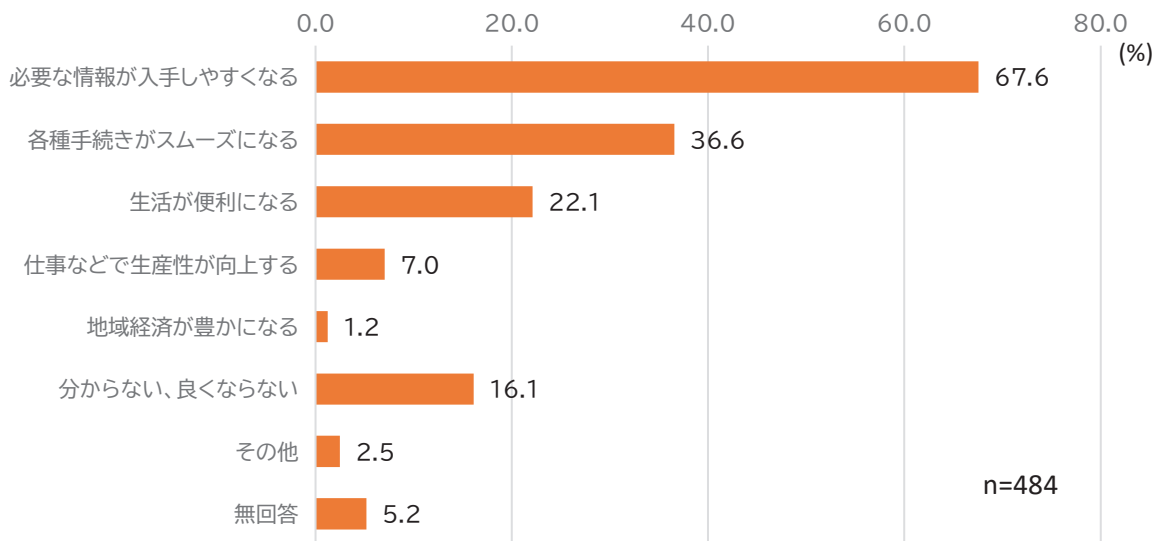
問 18-1 問 18 で「所持している」と答えた方にお聞きします。スマートフォンの活用状況を教えてください。(複数選択可)



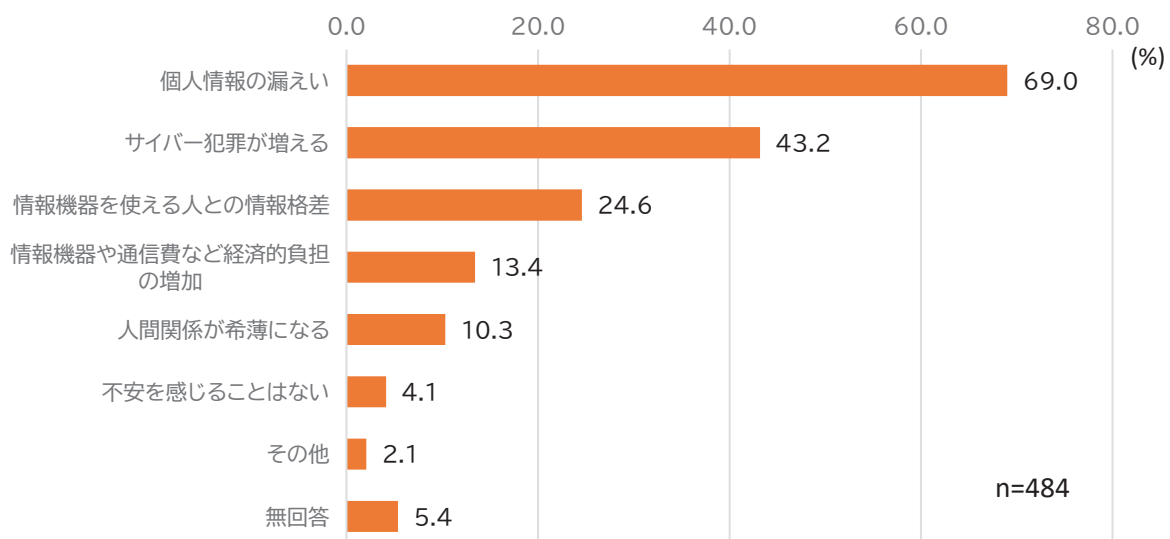
問 18-2 問 18 で「所持していない」と答えた方にお聞きします。スマートフォンを持っていない理由を教えてください。



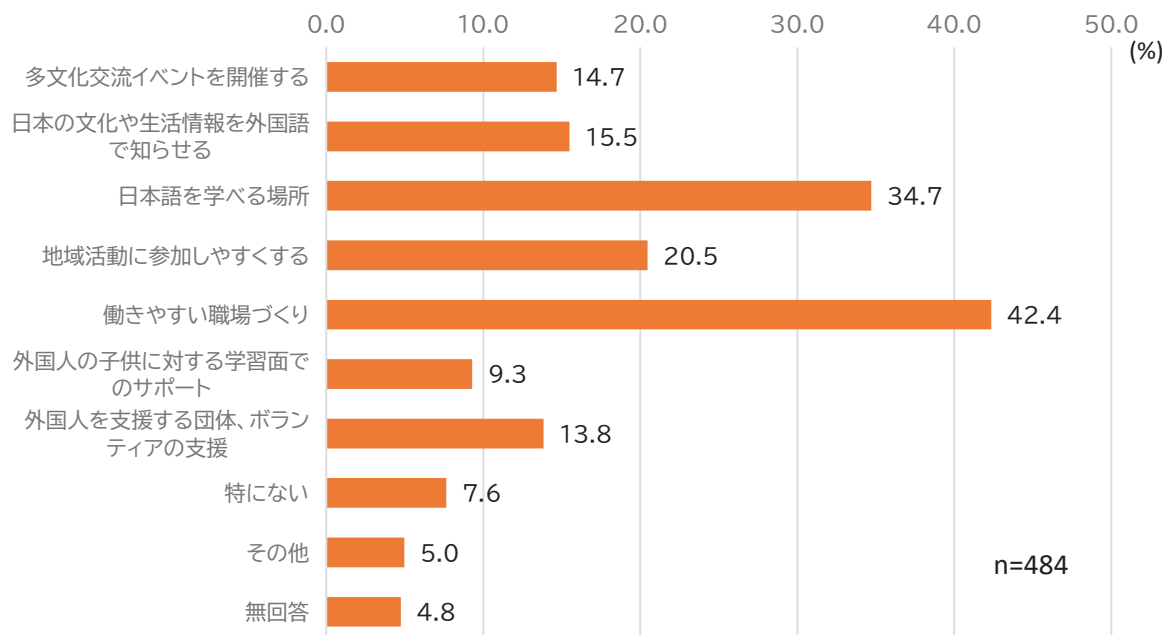
問 19. デジタル化が進むことでどのような良いことがありますか。(2つ以内を選択)



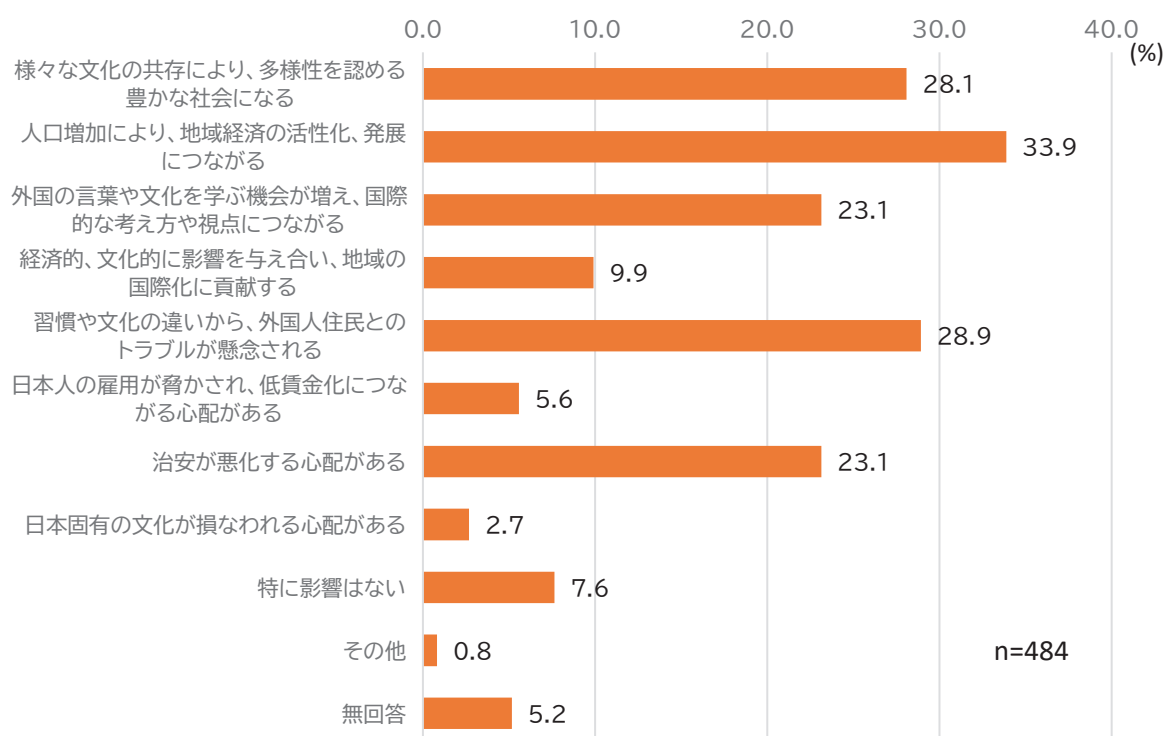
問 20. デジタル化が進むことで、どのようなことに不安を感じますか。(2つ以内を選択)



問 21.外国人労働者の受け入れが全国的に進んでおりますが、外国人が暮らしやすいまちにするために必要なことは何だと考えますか。(2つ以内を選択)



問 22.地域社会に外国人住民が増えることをどう思いますか。(2つ以内を選択)



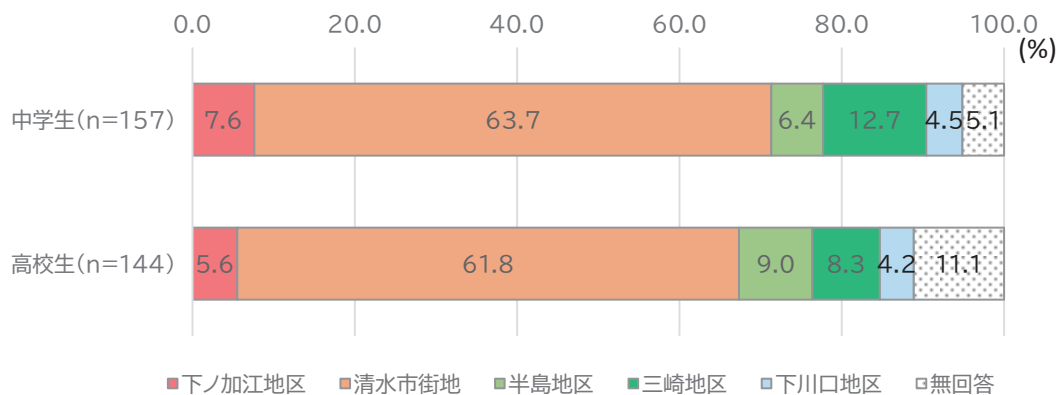
8 市民意識アンケート調査結果(中学生・高校生)

(1) 実施の概要

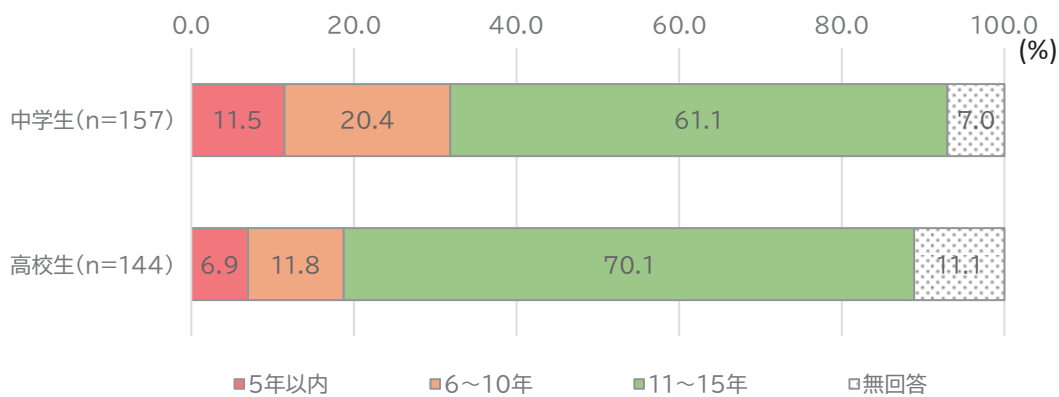
対 象	土佐清水市内中学校・高校に通学する生徒
調査期間	令和7年1月
調査方法	学校協力のもとで実施
回収状況	中学生 157 票 高校生 144 票

(2) 調査結果

①あなたの住んでいる地区はどこですか。

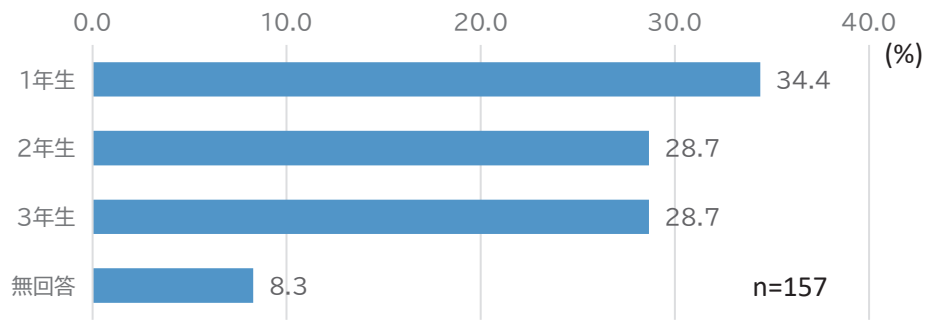


②今のところに住み始めて何年になりますか。

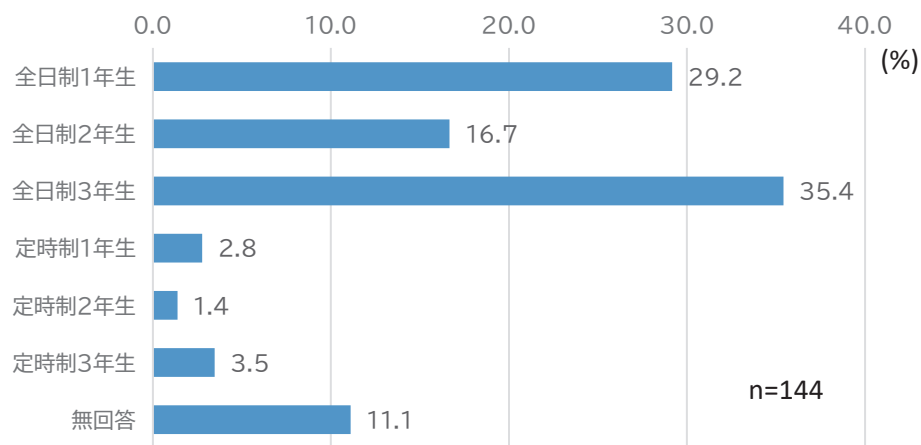


③あなたは何年生ですか。

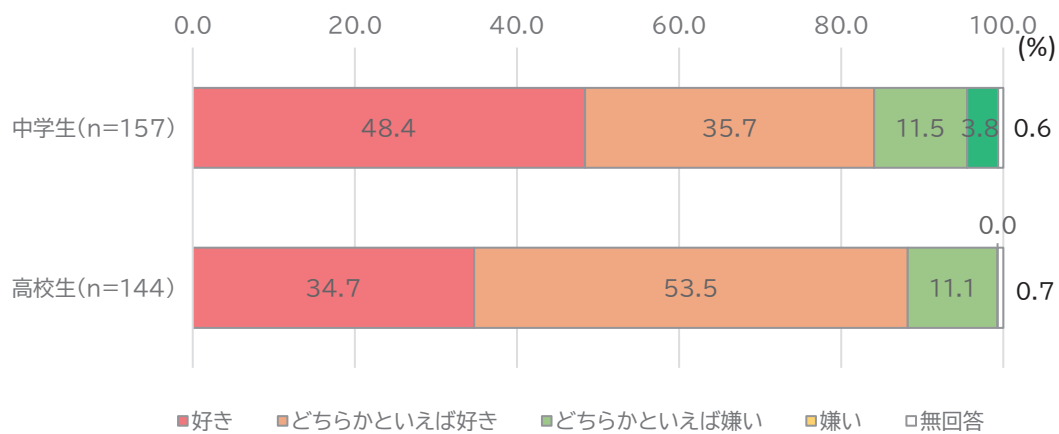
【中学生】



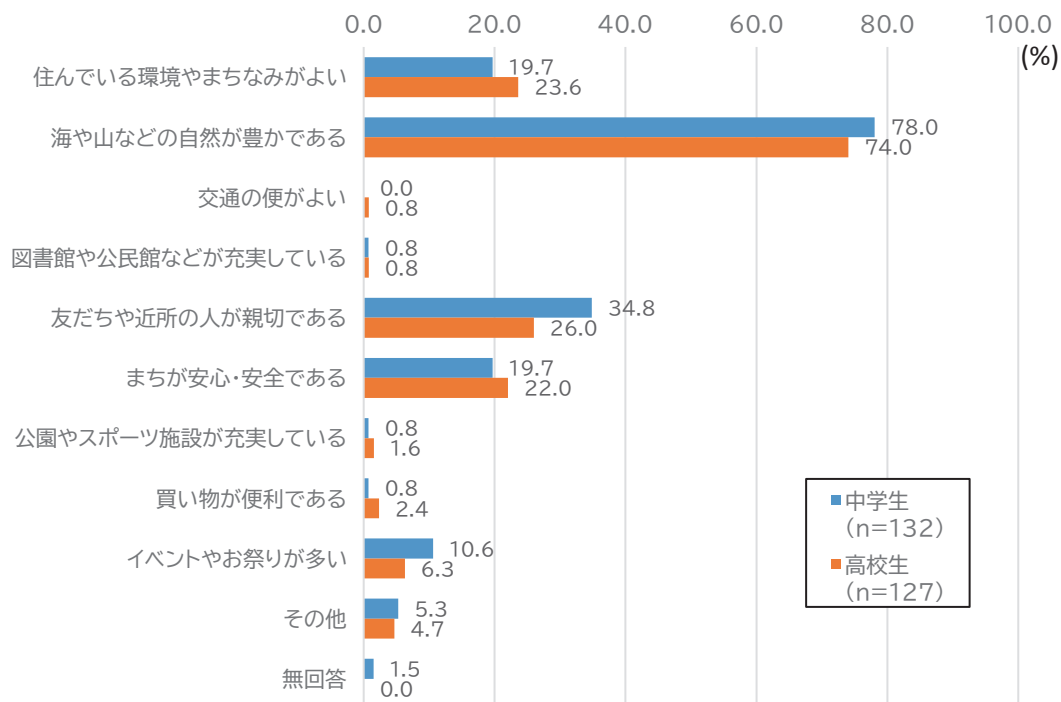
【高校生】



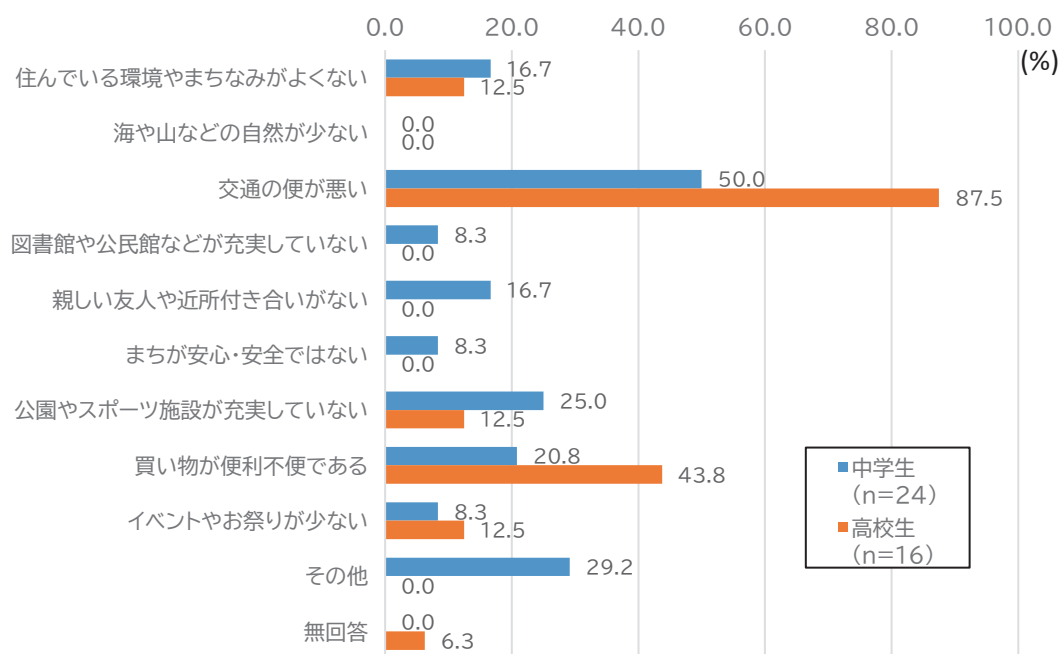
問1.あなたは土佐清水市が好きですか。



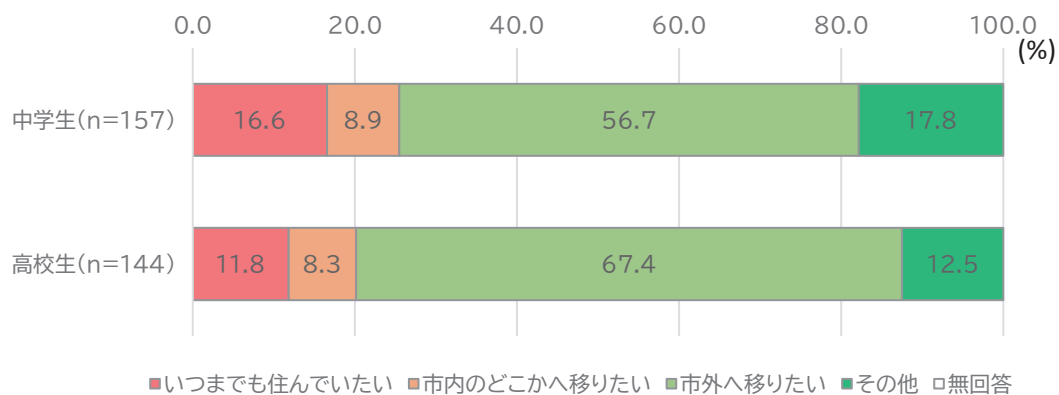
問1-1 問1で「好き」、「どちらかといえば好き」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。(2つ以内を選択)



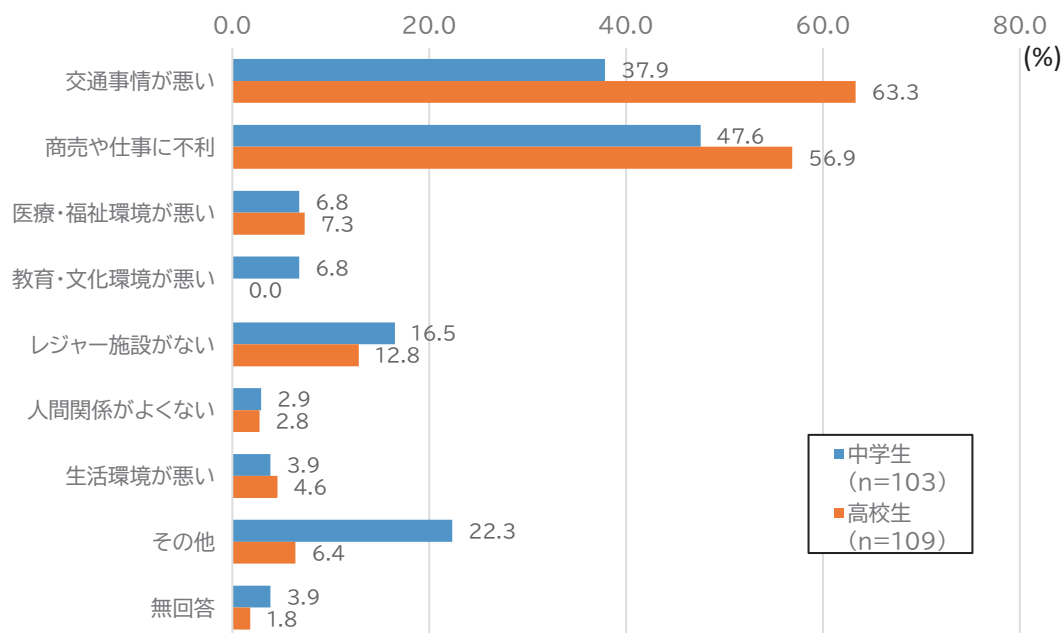
問1-2 問1で「どちらかといえば嫌い」、「嫌い」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。(2つ以内を選択)



問2.これからも住んでいたいと思いますか。

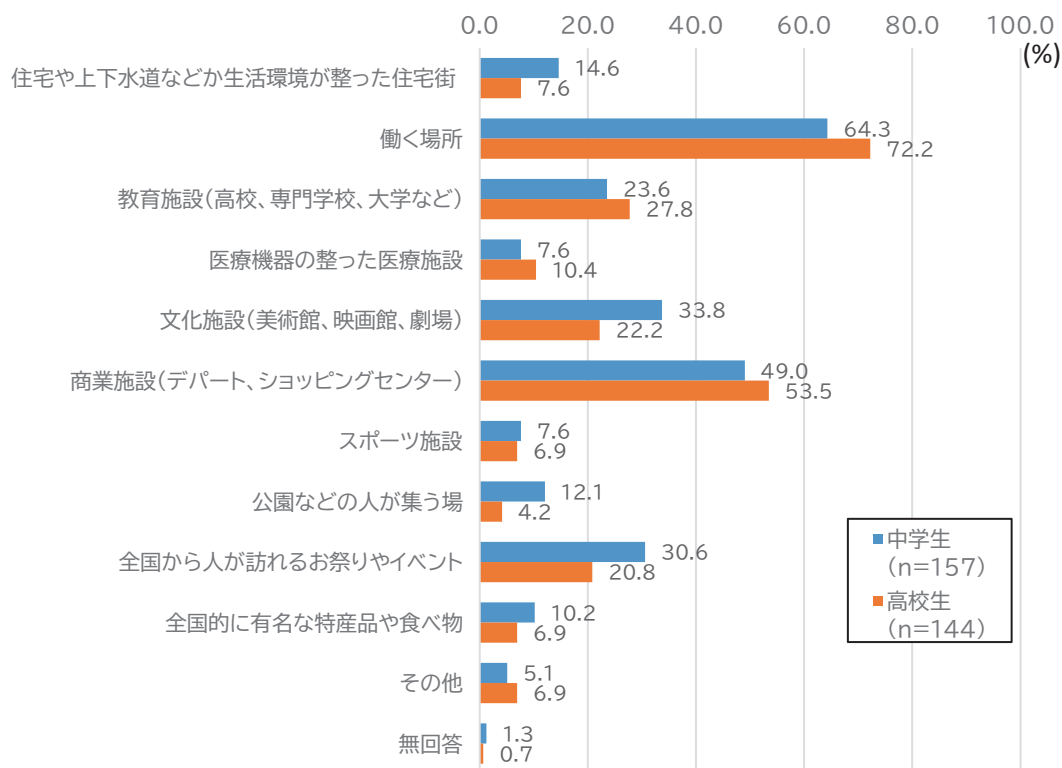


問2-1 問2で「市内のどこかへ移りたい」、「市外へ移りたい」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。(2つ以内を選択)

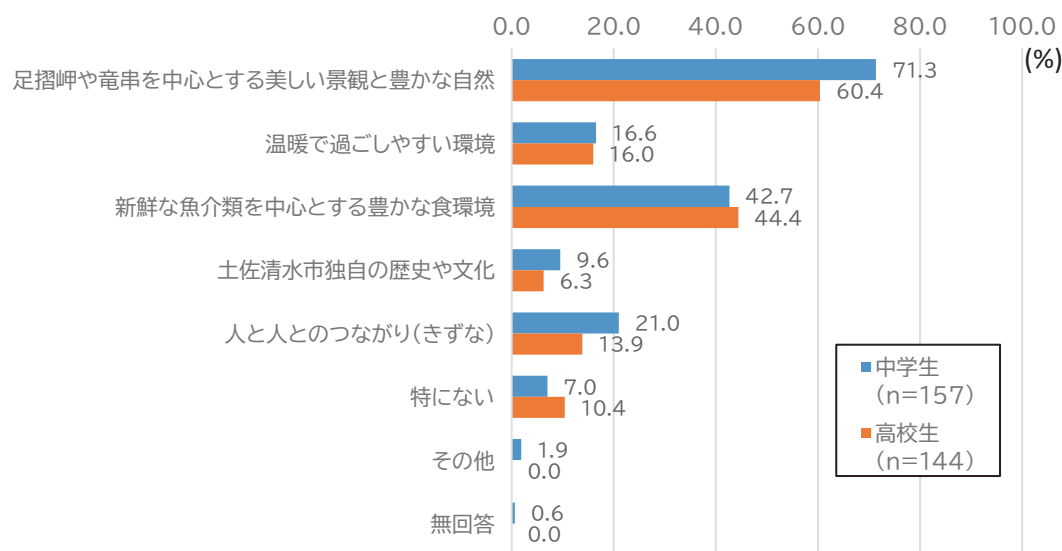


問3.土佐清水市に住んでみたいと感じてもらうためには、何が不足していると思いますか。

(3つ以内を選択)

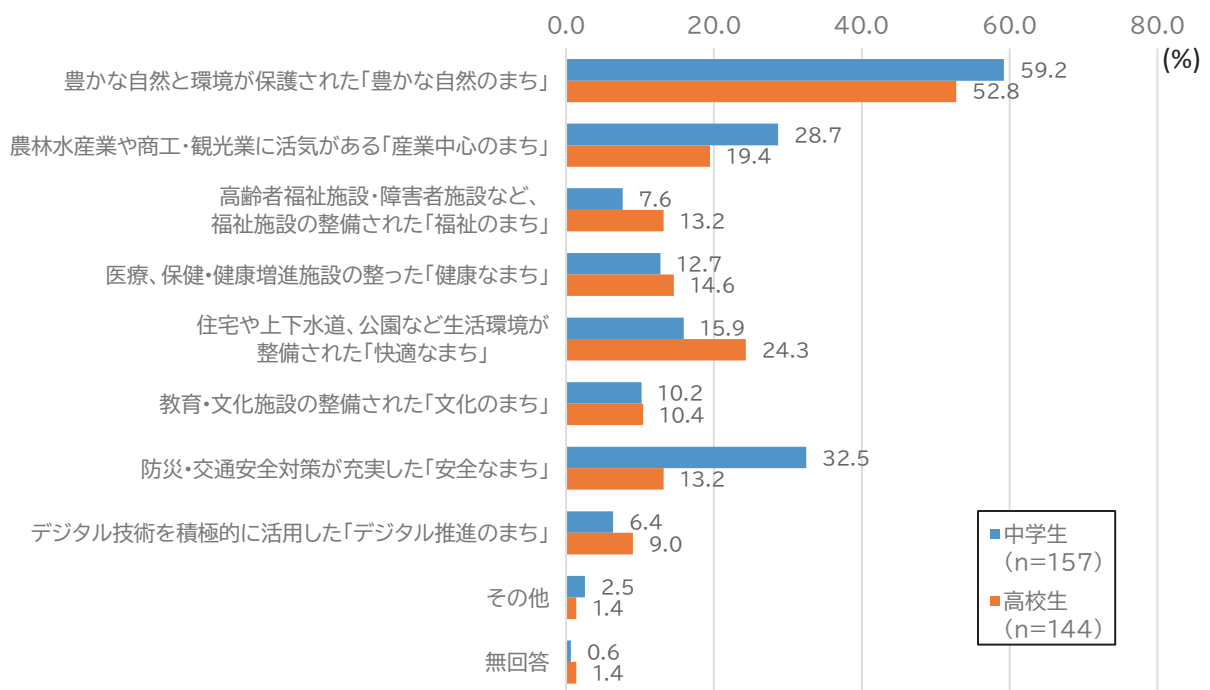


問4.あなたが土佐清水市で誇りとするものは何ですか。(2つ以内を選択)

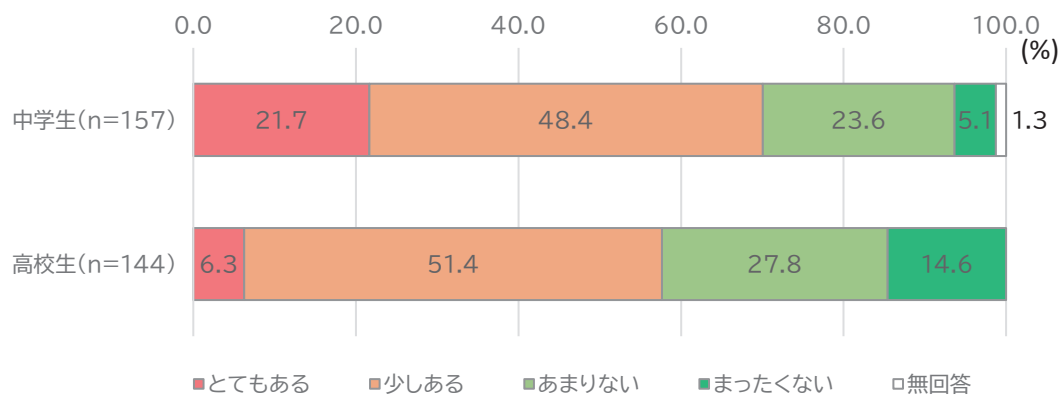


問5.あなたは土佐清水市が将来どのようなまちになればよいと思いますか。

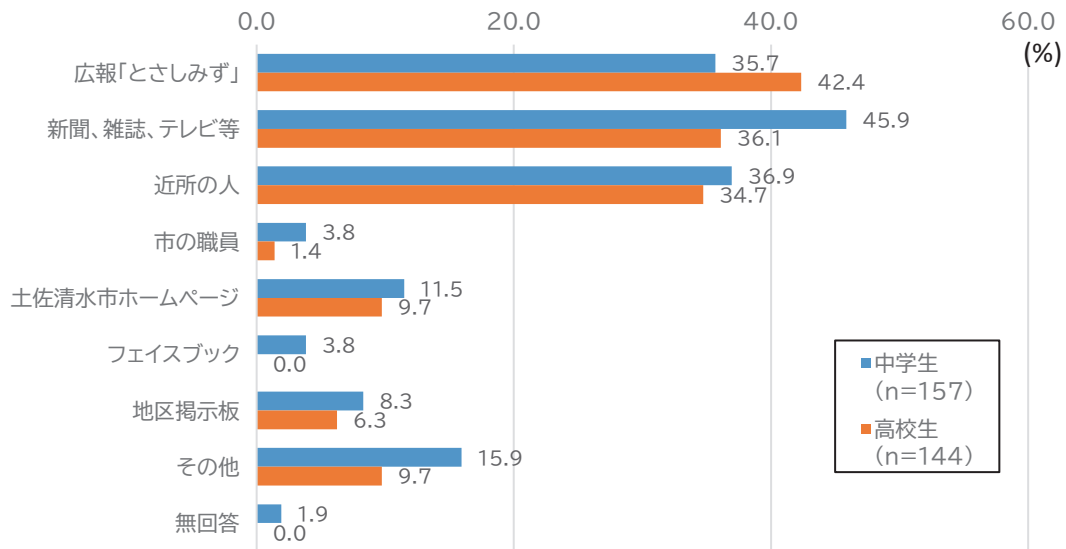
(2つ以内を選択)



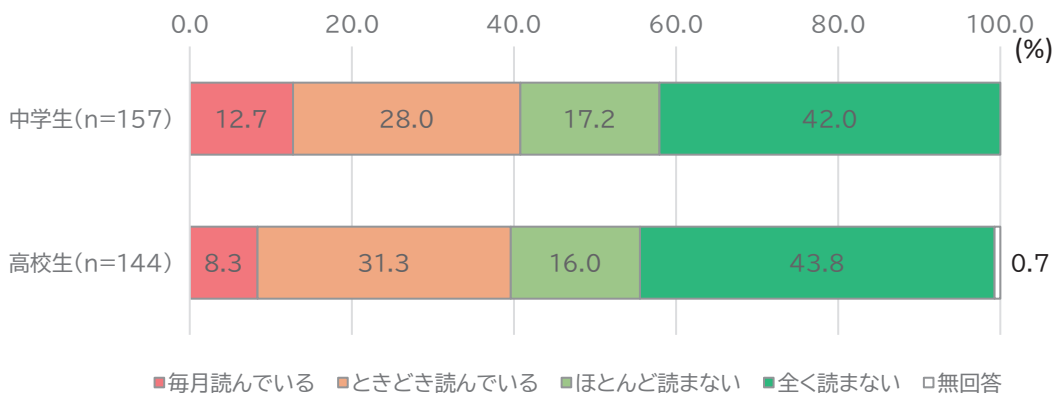
問6.あなたは土佐清水市のまちづくりに興味や関心がありますか。



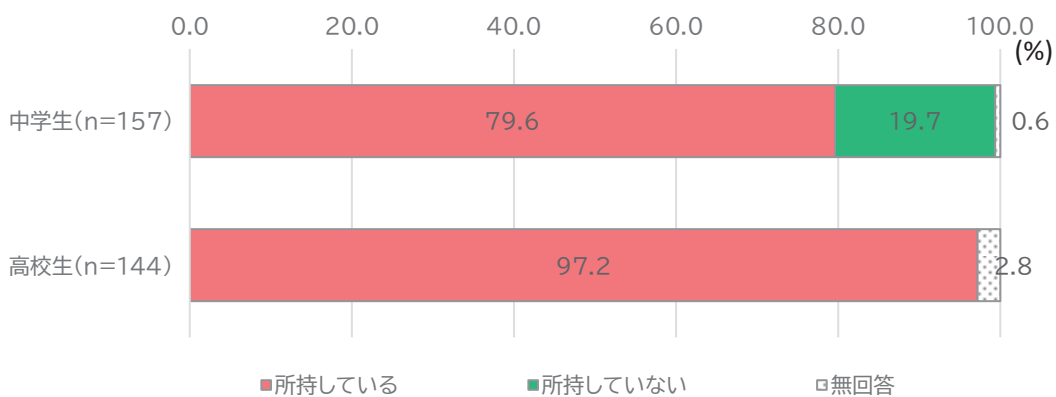
問7.あなたは市の情報を何から得ていますか。(複数選択可)



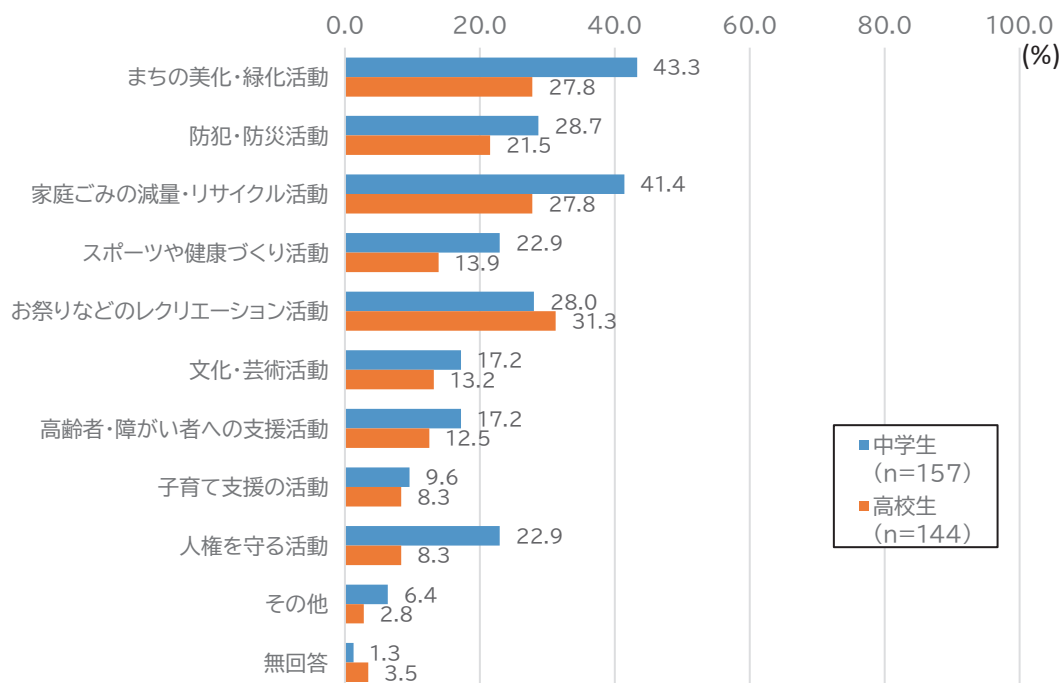
問8.あなたは広報「とさしみず」を読んでいますか。



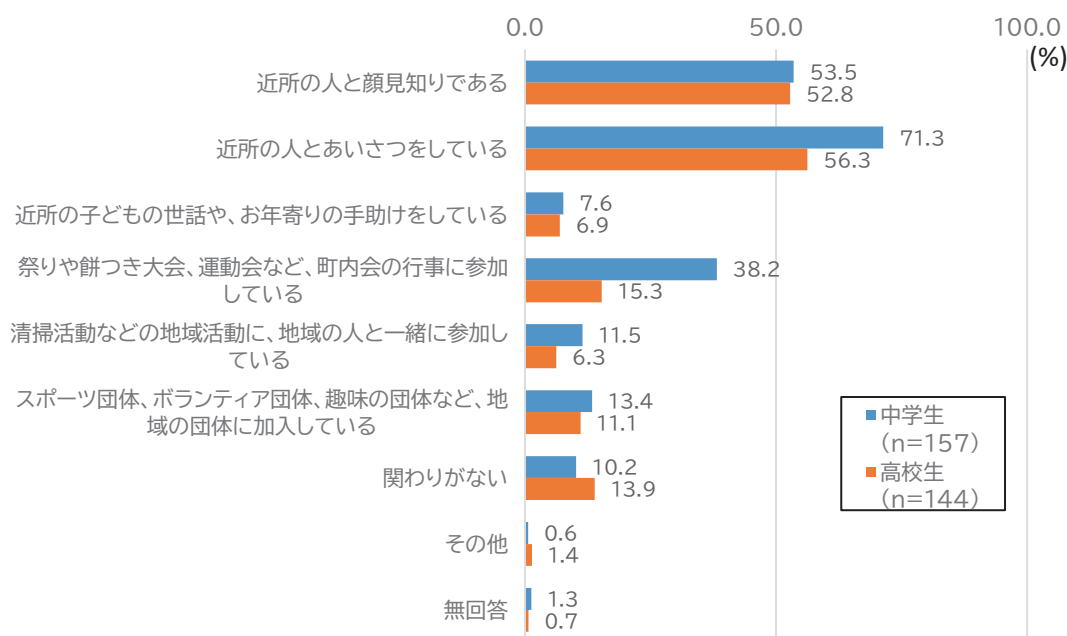
問9.あなたはスマートフォンを所持していますか。



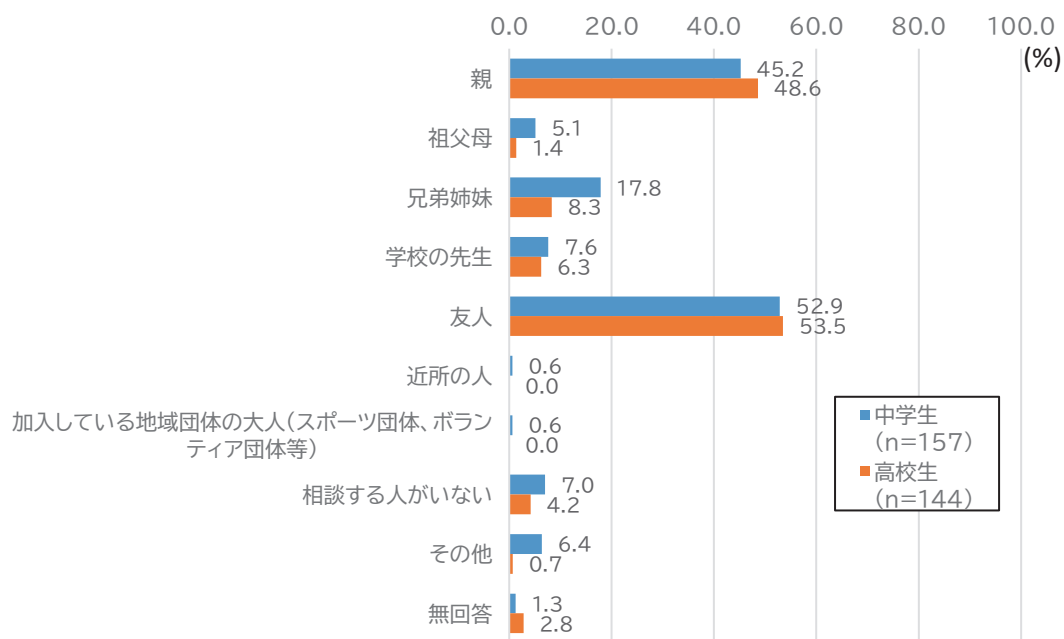
問 10.あなたは市のまちづくりに、どのように役立てるとお考えですか。あなたが現在または将来できると思う活動を選んでください。(複数選択可)



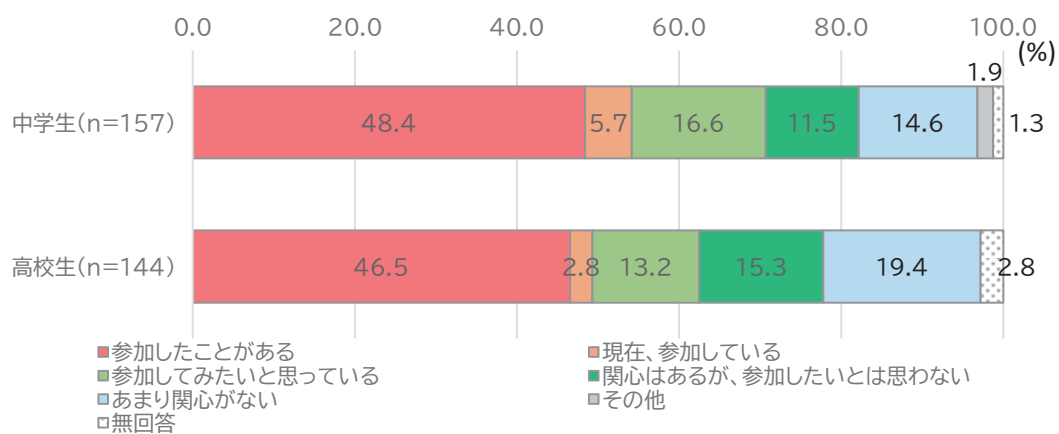
問 11.あなたは日頃、地域とどのような関わりをもっていますか。(複数選択可)



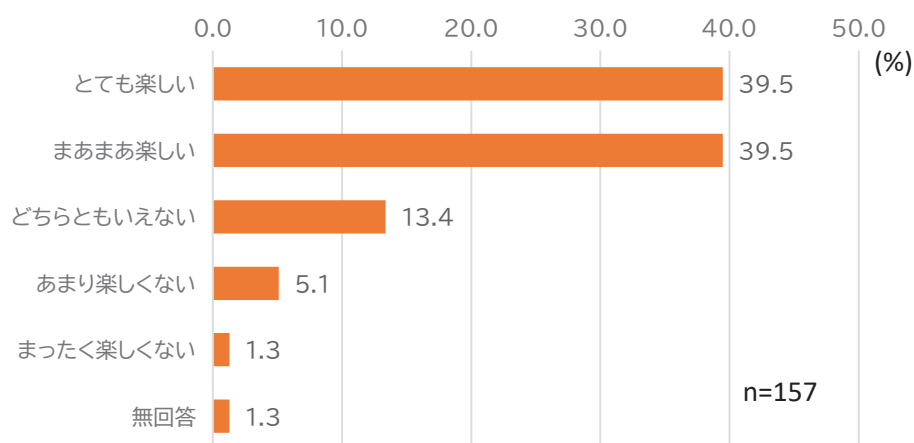
問 12.あなたは困ったとき、悩んだときに、誰に相談することが多いですか。



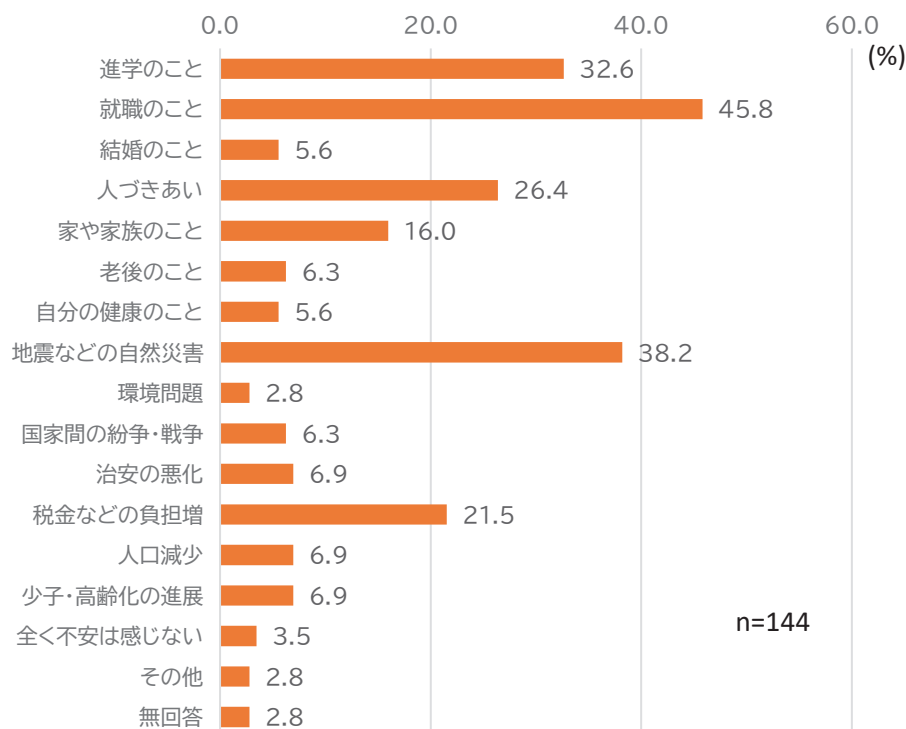
問 13.ボランティア活動に参加したことがありますか。また、興味はありますか。



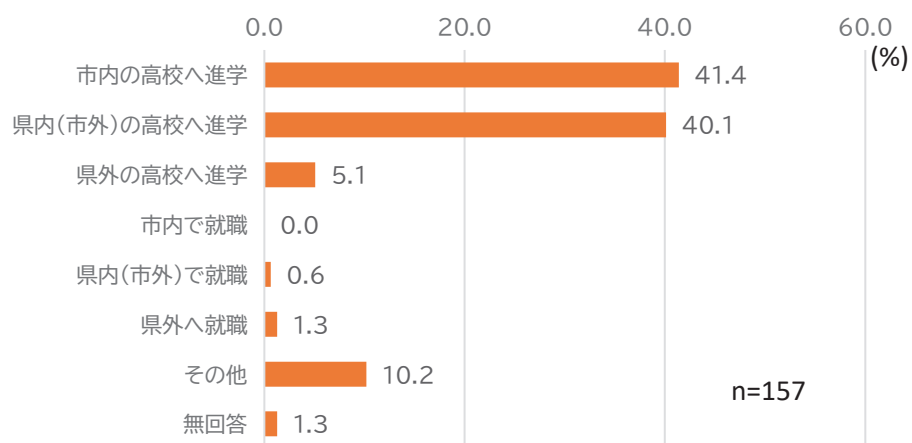
問 14(中学生).学校は楽しいですか。



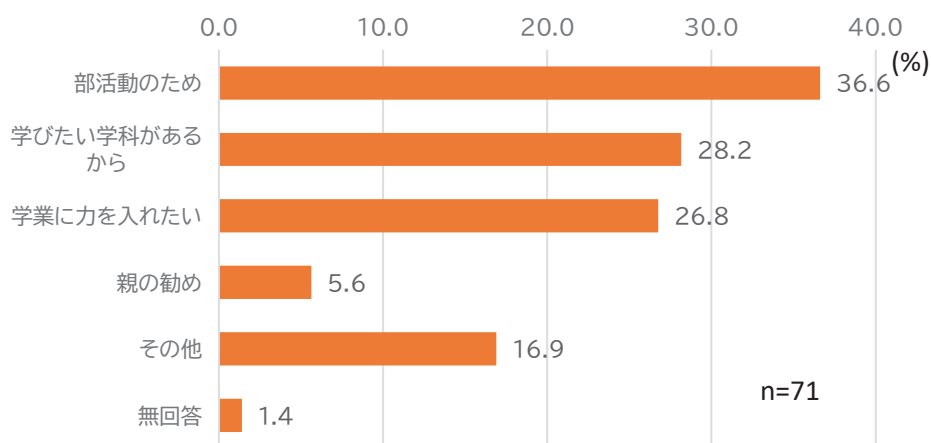
問 14(高校生).あなたは将来に対して、どんなことが不安ですか。(3つ以内を選択)



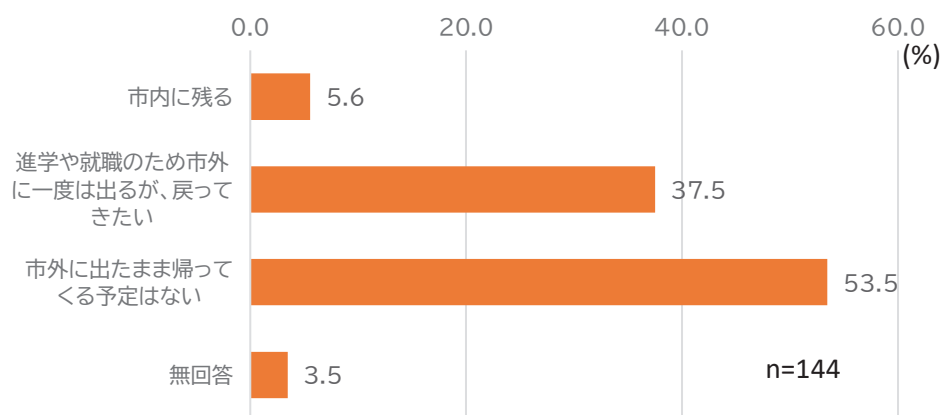
問 15(中学生).中学校卒業後の進路を教えてください。



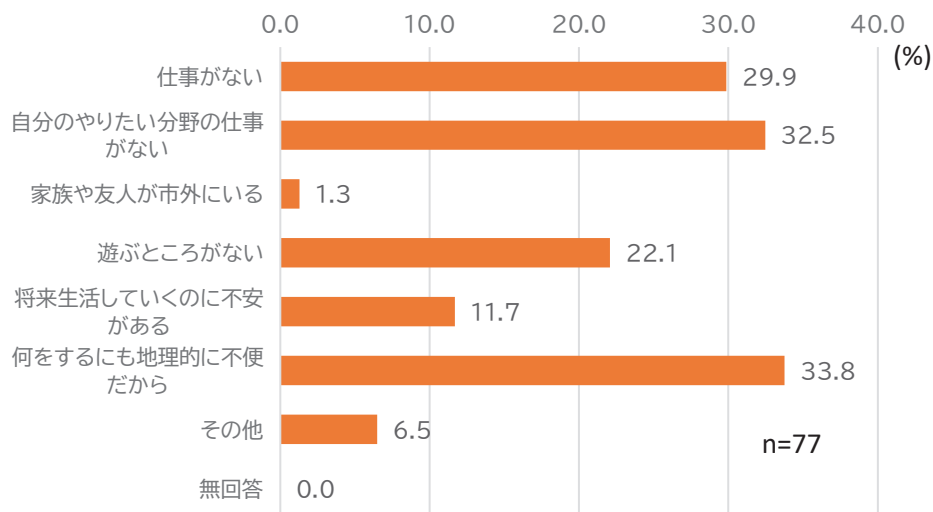
問 15-1(中学生) 問 15で「県内(市外)の高校へ進学」又は「県外の高校へ進学」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。



問 15(高校生). 卒業後について教えてください。



問 15-1(高校生) 問 15 で「市外に出たまま帰ってくる予定はない」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。



第八次土佐清水市総合振興計画

令和8年3月

土佐清水市 企画財政課

〒787-0392 高知県土佐清水市天神町 11-2

電話 0880-82-1217 FAX 0880-82-2882

第八次

土佐清水市総合振興計画